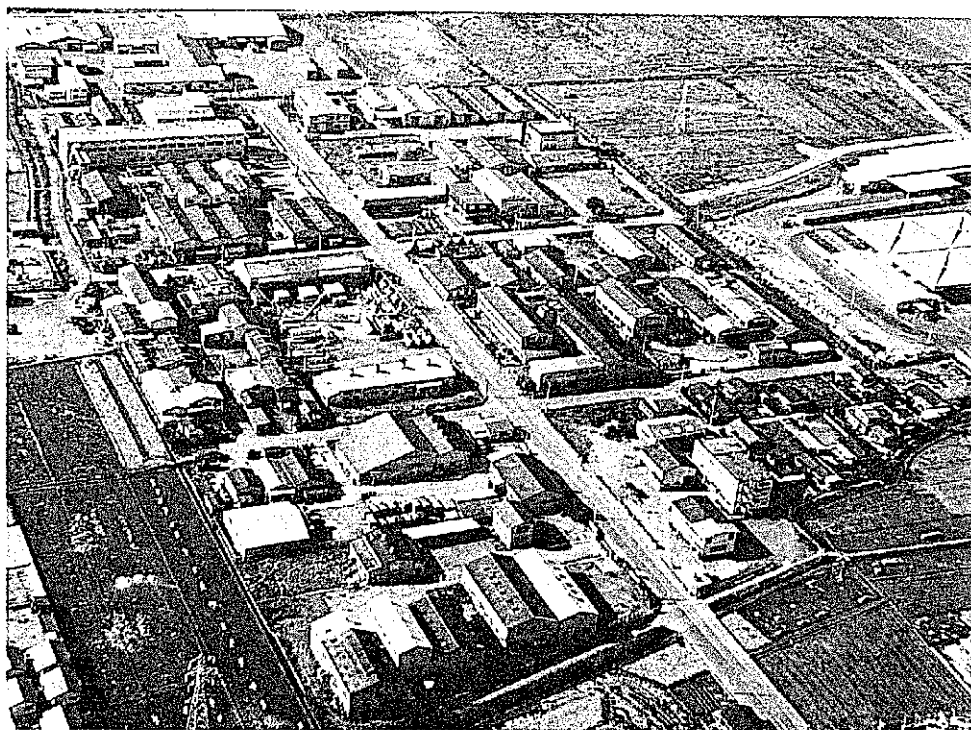


第十三章  
商  
工  
業



集團化された工場 佐賀工場団地

# 第十三章 商工業

## 一 概 説

本県の戦後の商工業政策は、従来からの農業・鉱業を中心とする産業構造からの近代化をはかり、工業開発を中心とする産業の高度化に重点がおかれたが、その道は必ずしも坦々たるものではなかった。

二十年八月十五日、終戦を迎えた本県商工業は、軍需生産の停止・生産設備の荒廃・物資の不足・インフレの高進・金融の閉塞・流通機構のマヒ等により、生産は著しく低下した。占領軍による初期の経済政策は、経済の民主化・非軍事化に重点が置かれ、財閥解体・統制団体の解散・民主的経済団体の育成がなされた。

このようにして経済が縮小再生産の兆を呈していく中で、二十一年秋には「傾斜生産方式」が登場し、石炭・鉄鋼等基礎産業を中心に資金・資材が重点的に投入され、生産は復興に向った。本県では、重要産業である石炭産業は、復金融資・価格安定補給金等により生産復興を遂げ、一方、中小企業が大半で、重要産業の乏しい本県工業は、繊維産業を除くと、不振が目立ってきた。

三十二年には工業立県を目ざして県産業振興対策審議会が設置され、民主的運営のもとに各種の産業政策が審議答申された。そのほか、中小企業対策として県中小企業指導本部、民間貿易再開に対処して県貿易振

興会が設置され、経済団体も民主的組織に改組された。

二十三年末、連合軍総司令部は、「経済安定九原則」を指令し、インフレの克服と日本経済の自立を目的に、「ドッジ・ライン」とも称されるデフレ政策を実施した。これによりインフレが終息し、価格安定補給金等が廃止され、通貨・物価が安定し、そして諸経済統制が次第に廃止され、自由経済に復帰した。しかし、反面、デフレ政策が浸透し、安定恐怖の状況を呈し、需要の減退・在庫増・売掛買掛金増を来し、ついには買金の遅欠配・人員整理・企業閉鎖等不況の嵐が吹き荒れた。

このような中で、二十五年六月の朝鮮動乱による特需ブームは、日本経済にとって思いもかけぬ好況をもたらし、特需・輸出の伸びにより、生産は拡大し、鉱工業生産は二十六年にはほぼ戦前の水準に回復した。そして、日本経済は自立からさらに高度成長への過程をたどることとなった。

県内では、特需は直接には石炭・繊維を中心に好況をもたらし、また関連産業にもおよぶに至って、所得水準の向上から、消費が高まり、商業・観光事業とも活発になってきた。しかし、本県経済は、「白・黒経済」といわれる農業（米）・鉱業（石炭）を中心とする産業の比重が高く、このような産業構造の立ち遅れから、経済成長期にもかかわらず、県全体としては停滞がみられるようになってきた。県では、産業構造の近代化をはかり、また、戦後、急激に増加した人口問題を解決するため

にも、産業構造の高度化・工業化、既存企業の振興をはかるべく、県総合開発計画を策定し、中小企業対策の充実・企業誘致の推進に努めてきた。とくにこの時期は中小企業対策が充実をみ、中小企業等協同組合の育成、中小企業専門金融機関の設立、県による設備資金の融資制度や損失補償制度も創設された。また、二十九年には県の損失補償制度を引き継いで県信用保証協会が設立され、佐賀商工会館も竣工した。

三十年代に入って、日本経済は「神武景気」→「岩戸景気」と上昇拡大基調をたどり、急速に経済が拡大していったが、県内では、石炭産業の斜陽化・農業の不振が大きく影響して低迷し、加えて県財政の破綻により財政再建計画が実施されて、商工業の振興は大きな制約を受けた。

こうした中でも、三十一年には県季節資金貸付制度の創設や三十三年工業の技術向上をはかるための県工業試験場設置、窯業においては石炭窯から重油窯への転換指導等近代化対策が進展していった。そのほか、三十年佐賀興業・佐賀中央の二銀行合併により、佐賀銀行が成立し、また三十一年玄海国定公園の指定、三十二年には鹿島市において県・鹿島市共催により佐賀産業観光大博覧会が開催された。

三十五年、池田内閣が成立し、積極的な経済政策がとられ、日本経済は高度成長に突入したが、県内では岩戸景気の影響が三十五年に入って漸く波及し、企業の設備投資も活発化してきた。また三十六年春に答申をみた県産業振興計画の中で、工業開発については、従来の本県産業の「農本工従」から「農工併進」への体質改善をはかるものであった。

工業用地・工業用水・道路・港湾等産業基盤の整備と共に、既存企業の近代化・企業誘致が積極的に展開されて、工業生産額は三十五年以降毎年二〇%前後の高い伸びを示した。また県民所得の向上により、観光

事業・商業活動も活発となり、流通革命としてスーパー商法が普及してきた。一方、石炭産業の斜陽化はますます深刻となり、合理化の過程で排出された大量の炭鉱離職者対策、石炭産業に依存していた鉱業市町村および周辺市町村の地域経済の衰退が大きな社会問題となった。

こうした高度経済成長の中で、四十二年を目標年次とする県産業振興計画は、期間を二年短縮し、四十年にはほぼ目標を達成した。

この間、高度成長のひずみとして過疎化問題が発生し、従来の経済開発偏重に対して社会開発構想が要請された。四十一年十二月社会開発に重点を置いた県総合開発計画が策定され、交通輸送手段の高速化に対処して、産業基盤では、高速道路・新幹線・空港の県内設置の早期実現をはかり、工業については従来の本県工業の特質である軽工業優位から重化学工業への質的改善を意図し、伊万里湾開発計画・東部工業団地の造成・インターチェンジ設置に伴う鳥栖商工団地の造成に着手した。

新規企業の導入についても優良企業の選別誘致に努め、四十四年ブリヂストンタイヤ鳥栖工場・四十七年名村造船所伊万里工場等の誘致に成功し、五十年現在の誘致企業は一五七に達した。こうして工業の県内産業に占める割合は年々増大し、四十五年には県民所得の上では農業と工業との地位が逆転した。貿易においても工業製品の輸出の増大が寄与し、四十六年には一〇〇億円を越えた。商業界では四十年頃から大型店舗の出現が相次ぎ、既存の商店街においても近代化が進められた。

一方、危機感が深まる石炭産業では、ついに四十四年杵島炭鉱・明治鉱業の企業ぐるみ閉山になり、石炭産業は四十七年末の新明治鉱業の閉山により、享保年間以来の波乱に富んだ基幹産業としての長い歴史を閉じた。そして石炭積出港として発展してきた貿易港は、四十年唐津港は

液化ガスの輸入港に転換し、四十六年住の江港の開港取消し、また新たに伊万里港が外材輸入港として四十二年開港した。

また、四十五年から米の過剰が問題化し、農工一体となった開発の必要性が叫ばれて、四十六年七月には農村地域工業導入促進法が制定され、県内では佐賀市を除く全市町村がこの法の指定地域となった。また、四十七年六月には工業再配置促進法が制定され、同法に基づく工場の誘導地域として本県は指定され、租税・財政上の優遇措置とともに、工場団地の造成についても、工業再配置・産炭地域振興事業団によって、伊万里工業団地、佐賀東部中核工業団地の造成が進められている。

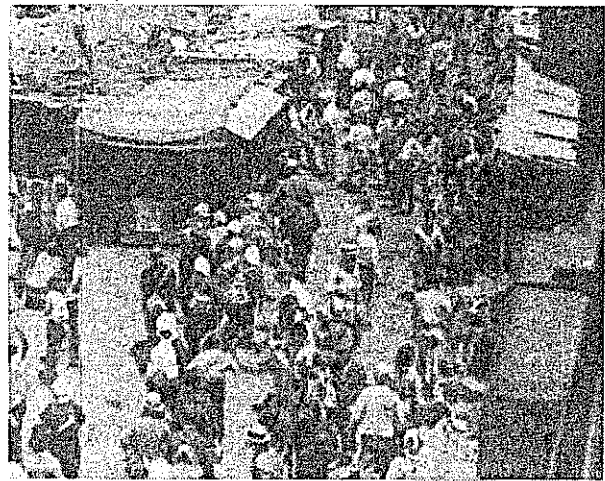
しかし、四十八年末のオイル・ショックに端を発した不況は深刻化し、本県商工業の伸びも鈍化し、低成長時代への移行の兆しがみられるが、四十年代を通じてみると、飛躍的に伸長して県経済発展の原動力となっている。

このような本県商工業の発展、とくに工業の躍進は県民所得の向上・雇用機会の造出・人口流出の歯止め等に大きく貢献し、また石炭産業の衰退に伴う雇用の安定・産炭地経済の振興に資すること大であった。

## 二 中小企業対策

### (一) 沿革

終戦直後の 終戦により、戦時中の経済統制法規は撤廃、あるいは死 中小企業 文化し、インフレーションの高進・生活用品に対する需 要の増加、さらに大企業は戦災被害・公職追放・賠償指定・労働攻勢に



引揚者マーケット（佐賀市内） 昭和25年頃

より、半身不随の状態にあったが、中小企業は本来の身軽さのため、商業・工業等各方面に著しい活動を展開した。軍需会社から大量に排出された失業者、戦災都市からの疎開者、海外からの引揚者、復員軍人等の軽工業や流通方面での活動が著しく、特に流通面では各地に青空市場が立ち、佐賀市では闇市場・引揚者

マーケットが十数か所を数えた。

しかし、二十一年秋の「傾斜生産方式」の登場は、資金・資材を石炭・鉄鋼等基礎産業に重点的に投入し、基礎産業から徐々に経済の再建を図るもので、大企業は再建の軌道にのる反面、中小企業は資金難・資材難に陥り、経営は次第に悪化していった。

政府は、二十二年十一月「中小企業対策要綱」を決定した。これは、技術指導・経営の能率化・診断制度・中小企業専門官庁の設置など戦後の中小企業対策の基本方針を示したものであり、これを受けて翌二十三年七月中小企業庁が設置された。

中小企業指導 県においても、二十三年二月中小企業の振興をはかる本部の設置 ため、県中小企業指導本部を設置し、本部長に知事、



副本部長に経済部長、顧問一五人を置き、その下部組織として総合指導部会、技術指導部会、生産能率部会、資金資材あつ旋部会の四部会を設けて、専門家を委嘱した。そして、振興対策として標準工場の設置、中堅工場の巡回指導、中小企業相談所の開設、経営および技術講習会の開催、試験研究機関の整備、工芸展の開催、産業奨励館の再開等活発な活動を行った。しかしながら、二十三年十二月の「経済安定九原則」とこれに基づく「ドッジ・ライン」の実施により、内外需要の減退・金詰り・徴税攻勢と大きな打撃を被り、中小企業の倒産・休業が相次いだ。

特に、中小企業の産業に占める比重がきわめて大きい本県においては、二十四年十一月現在の労働基準法適用事業規模別調によれば、適用事業所総数四、九七五の中で、労働者一〇人未満の事業所は三、八五五（全体の七七・七％）、一〇人以上一〇〇人未満の事業所一、〇二八を数え、一〇〇人未満の事業所は実に九八％以上を占めていた。さらに、これら事業所の労働者数をみると、一事業所平均労働者は、二十三年八月の二六・五人から二十四年七月には一八・四人と減少し、次第に零細化する傾向がみられた。こうしたことから、中小企業問題は県政上きわめて重大なものとなつていった。

県では、経済九原則の趣旨を周知徹底させる一方、二十四年二月からは企業診断の強化、標準工場の選定、試験研究機関の機能の強化、巡回相談所の開設等により、中小企業の合理化・技術の向上をはかったほか、県内金融機関の自立、国家資金の導入、中小企業の組織化、共同施設の助長などを実施した。

中小企業対 二十五年六月の朝鮮動乱による特需ブームは、本県にお  
策の充実 いて、石炭・綿糸布を中心に活況を呈した。しかし、朝

鮮休戦会談と共に特需ブームも終えんし、二十六年秋から景気は下降し、全国的に中小企業がそのしわ寄せを受けるに至つた。

県は、二十六年県中小企業振興対策審議会を設置し、各界の有識者を委員に委嘱し、中小企業振興対策を諮問した。同年十二月同審議会は、金融・企業合理化・販路・指導機関・産業教育・企業誘致など七項目にわたつて対策を答申した。そして、二十七年から二十九年にかけて、金融対策としては、中小企業設備近代化資金貸付制度・商業経営合理化資金貸付制度が実現した。

一方、二十八年六月の大水害により、県内商工業者は推定三八億五、一〇〇万円の大きな被害を受け、特に、東松浦郡を中心とする中小炭鉱は、浸水により壊滅的な打撃を受けた。さらに、二十八年十月からの国際收支不均衡是正を目的とする金融引締め、翌二十九年度の緊縮財政等により中小企業の金詰りが顕著となつた。二十八年度中小工業経営動態調査によれば、休業工場は陶磁器・建設鉱山機械・船舶・製材関係を中心に三七八工場に達した。なお、二十九年七月、中小企業金融円滑化のため、県信用保証協会が設立されている。

三十年代を境として、日本経済は高度経済成長段階にはいり、輸出の増大・国内消費需要増加に支えられ、華々しい技術革新・設備投資を展開した。

一方、本県では産業構造の後進性から立ち遅れが目立ち、二十七年工業統計表によれば、規模別工場数では従業員三人以下が全国五七・八％に対して佐賀六四・四％、業種別出荷額中に占める機械金属部門の割合は全国三四・四％に対して佐賀一三・一％、化学部門では全国一〇・五％に対して佐賀六・四％、規模別出荷額では二〇〇人以上の工場は全国

五三%に対して佐賀三二%といった状況であった。これは本県産業が成長産業に乏しく、軽工業中心であり、また、零細性・後進性を物語っている。

こうしたことから、三十五年に県産業振興計画が策定され、既存企業の振興対策として、設備近代化・技術の向上・流通対策等が積極的に推進されることとなり、県財政の好転と相まって中小企業対策は大きく前進していった。

なお、これら施策の遂行にあたって、終戦前から商工行政にあたった商工課は、三十四年九月商工観光課、三十六年十二月には商務観光課と名称変更するとともに、工鉱業関係を工鉱課として分離独立させた。その後、三十八年七月商務観光課は、中小企業対策を中心とする中小企業課と、観光課に分離し、さらに、五十年八月には中小企業課を商工振興課と改称した。

## (二) 中小企業金融の充実

政府系金融 中小企業専門の政府系金融機関については、商工組合中機関の誘致 央金庫の拡充強化がはかれるとともに、二十四年六月には、庶民金庫と恩給金庫の業務を承継して国民金融公庫が創設され、二十八年八月には中小企業金融公庫が設立された。

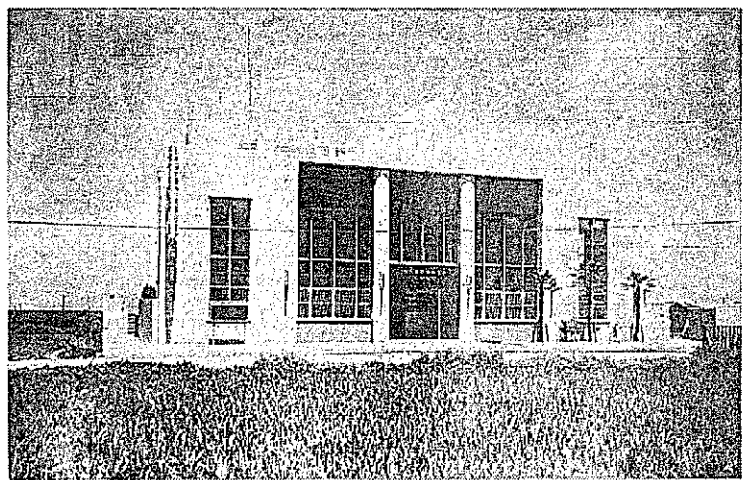
従来、県内における政府系金融機関の貸出業務は、代理店・出張所・駐在員等により行われていたが、県は、政府資金の県内導入と商工業者の利便をはかるため、商工団体と協力して支店・出張所の県内誘致運動を二十四年頃から展開した結果、二十六年十月国民金融公庫佐賀支所（四十一年九月支店に名称変更）および商工組合中央金庫佐賀出張所

（二十八年支所昇格、三十四年九月支店に名称変更）、四十二年十月には

中小企業金融公庫佐賀出張所（四十七年十月支店昇格）の開設をみた。この三種の政府系金融機関の貸出残高の推移は、二十九年十二月末現在八億五、九〇〇万円であったが、逐年増加の一途をたどり、五十年十二月末現在では五五九億円に達しており、中小企業の金融に大きな役割を果たしている。

一方、民間の中小企業専門の金融機関の整備も進められ、普通銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合等も充実していった。

県の制度金融 政府、民間金融機関の中小企業金融の充実と併せて、県独自でも経済情勢の変化に対応して、各種の中小企業金融対策を実施した。県の制度金融は大別すると、①県の歳計現金を金融機関に預託して、金融機関が行う中小企業向貸出枠の確保や協調融資により貸出枠の拡大を行う、②中小企業の設備近代化等特定目的のため資金を長期かつ低利で貸し出す、③信用保証制度の確立により民間金融の円滑化をはか



商工中金佐賀支店（建築当時）

る、④特定目的のため利子補給や信用保証料の負担軽減を行う、の四種類がある。

戦後の中小企業金融対策の最初のものとして、二十四年十二月の「県中小商工業振興融資制度」がある。これは、協同組合の育成と金融の確保を目的に、県が商工組合中央金庫福岡支所に歳計現金一、〇〇〇万円を預託し、商工組合中央金庫がこれに一、〇〇〇万円上乗せし、県内の商工協同組合を通じて中小商工業者に融資するものであった。

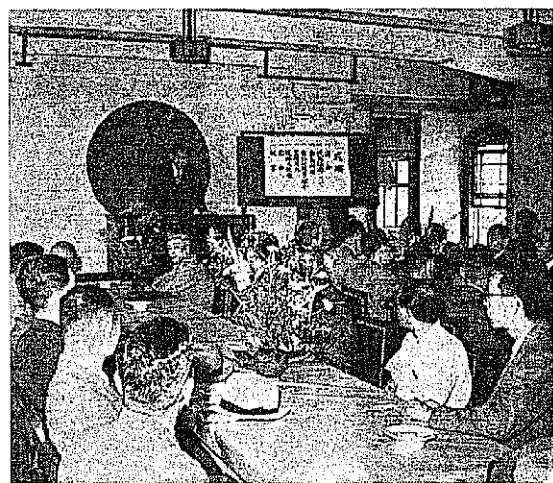
県中小企業融資 二十五年九月には県中小企業金融損失補償制度を設け、損失補償制度 けた。これは経済九原則下の深刻な金詰り打開の方策として信用保証協会設立を企画したが、出資者が集まらないため流産したので、県が肩代りとして始めたものである。当初の規模は、損失補償限度額一、〇〇〇万円、融資枠五、〇〇〇万円、貸付限度額は個人二〇万円以内・会社および企業組合五〇万円以内・事業協同組合および連合会一〇〇万円以内であった。しかし、経済界の関心は低く、利用状況は二十五年十二月末現在累計二、三〇八万円、残高で一、九九一万円であった。その後、限度額の引上げ等補償内容の改善がはかられ、経済界の関心も大きくなり、翌二十六年十二月六、二九〇万円、二十七年八月一、二九〇件・一億五、九〇〇万円と利用は急増していった。なお、この制度は、信用保証協会の発足と同時に事業を停止した。

県信用保証 二十八年八月信用保証協会法が制定されたことを契機協会の設立 に、県信用保証協会を設立して保証業務を行う機運が熟し、翌二十九年七月に同協会が設立され業務を開始した。中小企業は、一般的に大企業と比較して、信用力、担保力に乏しく、このため金融機関からの融資が円滑を欠く場合が多く、中小企業の発展を阻害する原因

の一つとなっている。信用保証制度は、特別法に基づく公的な法人である信用保証協会が債務を保証することで、中小企業者の信用を補完し、中小企業金融の円滑化を促進しようとする制度であり、金融機関が貸付金の回収ができなかった場合は、保証協会が代位弁済をする仕組みである。発

足に際しては、一般にこの制度の認識、理解が乏しく、出捐金は二十九年度末一、八〇二万円の少額で、県はそのうち一、五〇〇万円を負担するなど基礎づくりに尽力し、その後も毎年のように出捐を続けた。次第に業界の認識が深まるとともに関係機関の協力も高まり、協会の自己努力とあいまって、五十年度末の基本財産は、一〇億六、三二六万円（うち、県出捐金二億八、二五三万円）に達し、保証債務残高も二十九年度末三、〇一〇万円が、五十年度末には二八五億一、二一六万円と飛躍的に増大し、県内中小企業金融の促進に大きな役割を果たしている。また定款保証倍率も当初の一〇倍から四二・八倍まで引き上げられている。

県産業振興資 県は、零細商工業者問題、石炭産業の不振、労働者福祉金貸付制度 社問題、公害の発生、災害の発生、不況等流動する経済情勢に応じて、きめ細かい金融対策を実施してきたが、三十六年五月



県信用保証協会設立総会 昭和29年4月

県産業振興資金の貸付状況

単位：千円

年度	県 資 金			融 資 枠			年 度 末 貸 出 残 高		
	中小企業	産炭地域	計	中小企業	産炭地域	計	中小企業	産炭地域	計
昭和36	100,000	—	100,000	200,000	—	200,000	187,000	—	187,000
37	100,000	—	100,000	300,000	—	300,000	223,271	—	223,271
38	100,000	40,000	140,000	300,000	80,000	380,000	295,158	14,220	309,378
39	110,000	70,000	180,000	320,000	140,000	460,000	240,203	120,170	360,373
40	110,000	105,000	215,000	320,000	210,000	530,000	204,666	153,120	357,786
41	110,000	105,000	215,000	400,000	262,500	662,500	202,504	194,902	397,406
42	160,000	105,000	265,000	400,000	262,500	662,500	538,574	181,467	720,041
43	195,000	105,000	300,000	487,500	262,500	750,000	557,434	198,698	756,132
44	220,000	130,000	350,000	660,000	390,000	1,050,000	1,057,913	326,626	1,384,539
45	260,000	140,000	400,000	780,000	420,000	1,200,000	982,819	372,408	1,355,227
46	350,000	150,000	500,000	1,050,000	450,000	1,500,000	1,047,416	337,126	1,384,542
47	390,000	160,000	550,000	1,170,000	480,000	1,650,000	1,194,727	216,593	1,411,320
48	400,000	100,000	500,000	1,200,000	300,000	1,500,000	1,165,953	261,057	1,427,010

には、県産業振興計画実施のための中小企業金融対策として、県産業振興資金貸付制度を設けた。この内容は、県資金（内、五、〇〇〇万円は農業資金を導入）を佐賀銀行・商工組合中央金庫に預託し、同額の協調融資を求め、主として製造業に長期資金を貸し付けるものであった。創設当初の三十六年度は、原資一億円、融資枠二億円で一億八、七〇〇万円を融資した。また、当時、石炭産業の合理化が進行し、炭鉱閉山、失業者の大量排出が相次ぎ、産炭地の振興が県政の重

要課題となった事態に対処し、早急に工業の導入をはかるため、三十八年八月同制度を全面改正し、限度額の引き上げや利子補給など各種の優遇策を講じた産炭地域振興資金貸付制度を加えた。その後、年々貸付枠の拡大をはかり、金融の円滑化に大きく寄与した。

県中小企業 四十九年四月従来の各制度金融を総合的に整備した。この金融制度は、従来の制度が数も多くなり、また利子補給、保証料の補給など、助成策が、複雑に組み込まれ、一般に理解しにくい面もあったので、これを体系化するとともに、利子補給あるいは保証料の補給についてはこれを廃止し、貸付金の利率や保証料の料率そのものを引き下げ、同じ結果となるように改善をはかった。なお、災害時の特別融資や公害防止の資金については、利子補給を行うこととした。

この結果、産業振興資金貸付制度のなかの中小企業資金と中小企業合理化資金の一部は中小企業振興資金融資制度として、小口資金貸付・中小企業合理化資金・特別小口資金融資は小規模事業資金融資制度とし、また、産業振興資金貸付のなかの産炭地域振興資金・商業近代化資金融資・公害防止施設整備資金融資は特別対策資金融資制度として、計三種にまとめ、新しい経済情勢に対応して整備充実をはかった。

五十年度的における融資枠は、中小企業振興資金が四〇億六、四〇〇万円（内、県資金六億五、一〇〇万円）、小規模事業資金三七億八、一〇〇万円（内、県資金一三億八、一〇〇万円）、特別対策資金一六億一九〇万円（内、県資金五億一八〇万円）に達している。

△県制度金融の推移▽

○二十七年六月 県中小企業設備近代化資金貸付制度（中小企業の設備の近代化を目的に長期資金貸付のための県資金預託）

- 二十八年四月 県商業経営合理化資金貸付制度（商業者の短期事業資金貸付のための県資金預託）
- 二十九年五月 県小企業相互融資資金貸付制度（中小企業専門金融機関の育成と小企業の自己資本蓄積のための県資金預託）
- 三十一年七月 県季節資金貸付制度（越益越年の季節的資金需要確保のための県資金預託）
- 三十四年十二月 県中小炭鉱経営合理化資金融資促進制度（中小炭鉱の金融確保のための信用保証料の負担）
- 三十六年五月 県産業振興資金貸付制度（中小製造業の設備資金融資のための県資金預託）
- 県中小企業労務管理施設改善資金貸付制度（中小企業従業員の確保と福利増進のための県資金預託）
- 三十七年四月 県小口資金貸付制度（小企業の金融確保のための県資金の預託と信用保証料の負担軽減）
- 四十三年八月 県中小企業倒産関連保証損失補償制度（中小企業の連鎖倒産防止のための損失補償）
- 四十四年四月 県産炭地域中小企業経営安定資金融資促進制度（産炭地域内の中小企業の経営安定資金貸付のための県資金の預託、利子補給、信用保証料の負担軽減、損失補償）
- 四十六年二月 県公害防止施設整備資金融資促進制度（中小企業の公害防止施設整備確保のための県資金預託、利子補給）
- 四十六年九月 同和地区中小企業振興資金貸付制度（県市町村振興資金に同和地区中小企業向け貸付制度の新設）
- 四十六年十月 県特別小口資金融資制度（零細企業に対する金融の確

- 保のための県資金の預託、利子補給、損失補償）
- 四十七年一月 県不況対策臨時資金融資制度（ドル・ショックによる中小企業不況対策のための県資金の預託、損失補償）
- 四十九年二月 県中小企業緊急融資制度（オイル・ショックによる中小企業不況対策のための県資金の預託、損失補償）
- 四十九年四月 従来の融資制度を整理し拡充強化するため県中小企業金融制度の全面改正
- 県中小企業振興資金融資制度
  - 一般貸付（中小企業者の事業施設設置のための県資金預託）
  - 季節短期貸付（越益、越年の季節的資金需要確保のための県資金預託）
- 県小規模事業資金融資制度
  - 一般貸付（小規模事業者の事業資金確保のための県資金預託、損失補償）
  - 小企業貸付（零細企業者の事業資金確保のための県資金預託、損失補償）
- 県特別対策資金融資制度
  - 高度化促進貸付（中小企業の高高度化、構造改善に伴う事業資金のための県資金預託）
  - 中小企業近代化貸付（中小企業者の設備の近代化、知識集約化に伴う設備資金のための県資金預託）
  - 地域振興貸付（地域の振興に寄与すると認められる事業を営む中小企業者の設備資金のための県資金預託）
  - 公害防止施設整備貸付（中小企業者の公害防止施設整備のための

（県資金預託）

経営安定災害復旧貸付（災害または経済変動により経営の安定に著しい影響を受けた中小企業者の事業資金確保のための県資金預託、損失補償）

（三）中小企業の近代化

国の近代化資金 資本のぜい弱な中小企業の設備の近代化には、長期かつ低利の融資制度が果たす役割は、きわめて大きい。中小企業設備近代化資金の助成は、昭和初年の中小工業者の組合助成策としての共同施設に対する補助金制度に始まる。戦後、二十二年から復活し、商工業者の組織する協同組合の共同施設設置に対して助成され、名称は補助金であったが、剰余金が生じた場合は、年賦償還を行う仕組みであった。

二十九年度に制度改正が行われ、国庫補助の対象が、共同施設に対する補助を行う都道府県となると共に、名称は補助であってもその実体は無利子資金の貸付としての性格のものとなった。また、協同組合の組合員の設備近代化資金も助成対象に加えられた。

国の補助による助成制度は、三十一年五月中小企業振興資金助成法（三十八年中小企業等近代化資金助成法と改称）が制定され、これに基づき、県では三十一年十一月に中小企業振興資金貸付制度を設け、本格的に中小企業近代化のための長期かつ無利子の融資が行われるようになった。

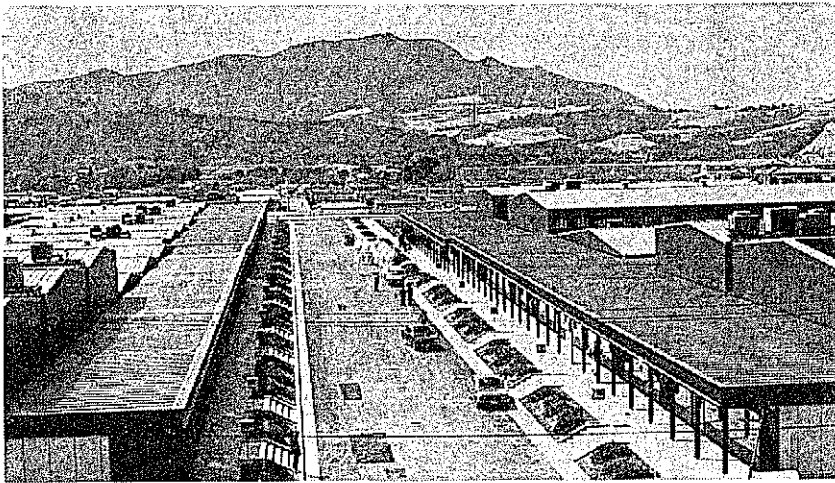
この制度は、国・県の補助金および償還金を原資にして回転し、貸付けるものであった。共同施設補助金は共同施設資金に名称を変え、また、協同組合の組合員に限られていた設備近代化資金の貸付対象は、広

く中小企業者に拡大された。

その後、三十六年工場等集団化資金、三十八年店舗等集団化資金・小売商業店舗共同化資金・商店街近代化資金・企業合同資金、四十一年工場共同化資金等貸付の対象が逐次拡大され、さらに、四十二年十月には中小企業振興事業団法が制定され、中小企業者の共同化、集団化、その他中小企業構造の高度化を促進する指導、資金の貸付け等の事業は大きく充実していった。

これらの制度の活用により中小企業の近代化は促進され、工業関係では、三十七年度佐賀工場団地・四十五年度唐津鉄工団地の形成、四十二年有田焼工業協同組合・四十七年度西日本スレート協業組合の工場共同化、商業関係では、四十四年度佐賀北水商店街・四十六年度鳥栖本通筋商店街の近代化事業、四十九年度には有田焼卸団地の形成等が行われた。

一方、設備近代化資金の貸付けも、毎年中小企



有田焼卸団地

業の需要にこたえていった。

県の近代化資金 こうした国の制度によるもののほか、県独自で、二十七年六月県中小企業近代化資金貸付制度を設け、中小企業の設定近代化のための長期設備資金の貸付けを開始した。これは、佐賀中央・佐賀興業の両銀行に、県資金各一、〇〇〇万円を預託し、銀行の協調融資を求めて貸付枠確保し、一企業当たり三〇万円〜二〇〇万円以内の長期資金を貸し付けるものであった。企業の関心は高く、二十七年度は申込件数三二件・融資件数一四件、二、〇一〇万円が貸し付けられた。なお、この制度は、三十六年五月に改組し、県産業振興資金貸付制度として発足している。

設備の貸与 設備近代化に対する資金上の助成措置のほか、国有機械の払い下げのあつ旋や機械貸与等も行った。二十七年三月実施の工作機械設備等統計調査によれば、県内の工作機械の老朽比率は六二%で、全国平均の二九%と比較すると異常に高く、八割以上が戦前の機械を使用していた。

二十七年六月賠償指定を解除された国有機械と中小企業の保有する老朽機械を交換する制度が設けられたので、交換のあつ旋を行い、同年十月には県内の工場に五五台の工作機械が払い下げられた。

中小企業機 四十二年十月には、小規模企業の近代化を促進するた  
械貸与公社 め、県の全額出資（五〇〇万円）で財団法人県中小企業  
機械貸与公社を設立して、機械や設備の割賦販売を始めた。内容は小規模企業が必要とする機械や設備を公社が購入し、企業に長期かつ低利  
（期間四年六月・貸与損料年五%）で譲渡する仕組みである。これは、  
発足当初から好調で、四十二年度三八件・八、〇〇〇万円、五十年年度ま

でに四四五件・十一億七、七〇〇万円に達した。

なお、同公社は、五十一年度に至り業務を拡大し、下請のあつ旋業務も併せて行うことになり、四月一日、名称も県中小企業振興公社と変更することになった。

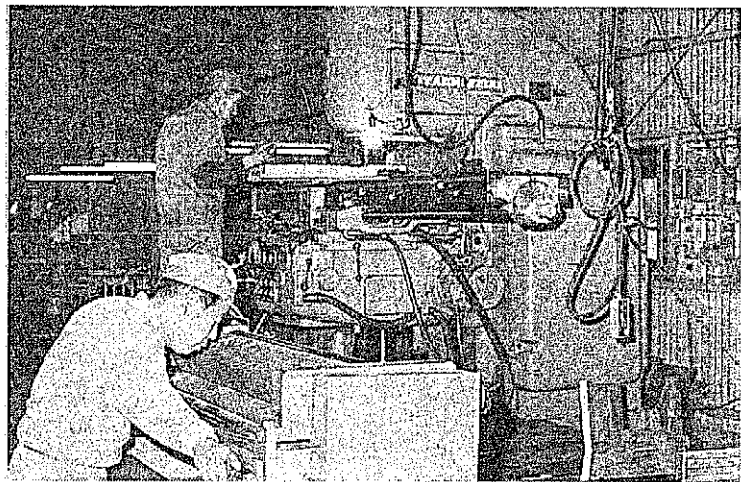
#### 四 中小企業の組織化

##### 協同組合の民主化

終戦により、戦時立法である商工組合法が廃止され、同法において副次的

存在であった施設組合制度を拡充する形式で、二十一年十二月商工協同組合法が制定された。同法により旧商工組合（内、統制組合一八八、施設組合一二二）は解散、または商工協同組合に改組され、二十三年六月末現在組合数二二五、組合員数二万七三四人に達した。しかし、実体は生産資料割当を目的とするもので、経済民主化にふさわしくなく、また中小企業者の民主的相互扶助団体に程遠く、二十二年四月独占禁止法の制定とともに、実質的に民主的な組合制度の樹立が要請されるに至った。

こうした情勢を踏まえて、二十四年六月中小企業等協同組合法が制定



県機械貸与公社の機械 昭和47年



一日中小企業庁（佐賀市） 昭和48年10月

された。これは、農業・水産業・消費生活の三協同組合制度を除き、従来単独法により設立された各種の組合（例、市街地信用組合法に基づく信用組合等）を包含し、民主的相互扶助制度を徹底した画期的なものであった。同法に基づく組合は、事業協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合の四種類とされた。

事業協同組合は、二十四年八月の興有名石嶽事業協同組合を始め、設立が相次いだ。

信用協同組合は、市街地信用組合・産業組合からの改組および新設が進み、二十四年末の一組合が翌年末には五組合に増え、また、一部は二十六年の信用金庫法の制定により、信用金庫の適格性が認められ、信用金庫に改組した。

企業組合は、昭和二十四年十月九州家庭薬企業組合を皮切りに逐次増加していった。しかし、三十年代後半に入り減少していった。このことは、企業組合は組合員が自己の資本を組合に出資し、組合は一つの企業体として事業を行うものであるが、その運営の難しいこ

とを物語っている。

協同組合の育成 当初は組合設立促進に重点が置かれたことから、次第に運営に行き詰る組合も現われてきた。こうしたことから、三十年九月の法律改正により、組合の設立および定款の変更を認証制から認可制とし、監督権限の強化がはかられ、実効的な組織づくりに進展した。

三十三年の法律改正により、火災共済協同組合が制度化されたことに伴い、二十八年十月に発足していた県共済商工協同組合は、三十四年三月火災共済協同組合に組織変更した。

三十年代は、経済成長の波にのって事業協同組合の設立が著しかった。中小企業の高度化を目ざした工場団地や卸団地の設置を目的とする組合の設立も活発となり、三十六年佐賀工場団地、四十年平尾窯業団地、四十四年唐津鉄工団地、四十七年唐津水産加工団地、四十八年佐賀大和工業団地・有田焼卸団地等の各事業協同組合が設立された。

五十年十二月末現在、事業協同組合は三五八組合（県中小企業団体中央会作成の名簿に登録されているもの）が活動しており、共同仕入れ・共同販売・共同生産・資金の借入れ・貸付けなどの経済事業を行い、また、教育情報事業や福祉厚生事業などを実施している。しかし、反面、組合を設立はしたが、その後活動していない休眠組合がこのほかに相当数あり、中小企業の協同事業の難しい一面をみる事ができる。

また、四十二年の法律改正により協業組合が制度化されたことにより、LPガス・コンクリート製品製造などにおける協業組合が設立された。そのほか、商業関係では、商店街振興組合法（三十七年五月制定）に基づく商店街振興組合が唐津市・伊万里市・佐賀市に設立された。



県中小企業等協同組合の推移

種類 年月	事業協同 組合	企業組合	信用協同 組合	協同組合 連合会	衛生環境 同業組合
24年12月	25	1	1	—	
25年12月	110	20	5	1	
26年12月	153	46	6	2	
27年3月	163	51	6	2	
28年3月	200	75	6	2	
31年1月	285	128	11	4	
33年10月	234	89	6	4	6
36年4月	260	79	7	3	6
38年6月	277	32	8	4	8
41年1月	318	32	8	5	8
44年2月	337	30	8	6	10
47年2月	397	32	8	7	8
51年3月	358	14	7	7	8

注：(1) 24年～27年 県経済概観より  
 (2) 28年以降 県中小企業等協同組合名簿より転載  
 (3) 休眠組合を除く

調整事業 過当競争を防止し、中小企業の経営の安定を図るため、調整事業が取り上げられ、二十八年八月制定の中小企業安定法にもとづく調整組合が制度化された。同法は、さらに整備され、三十三年四月中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合に移行し、設備・生産・加工・販売等の調整事業や合理化のための教育の共同経営事業も併せ行うこととなった。

本県では、二十九年八月設立の県清涼飲料工業組合を始め、三十二年印刷、三十五年電気工事・医薬小売業等と設立されていった。その後も

設立が進み、四十年には五組合が増加、その頃から工業関係組合の設立が目立ち、商業関係の設立は見受けられなくなった。

(五) 中小企業の育成

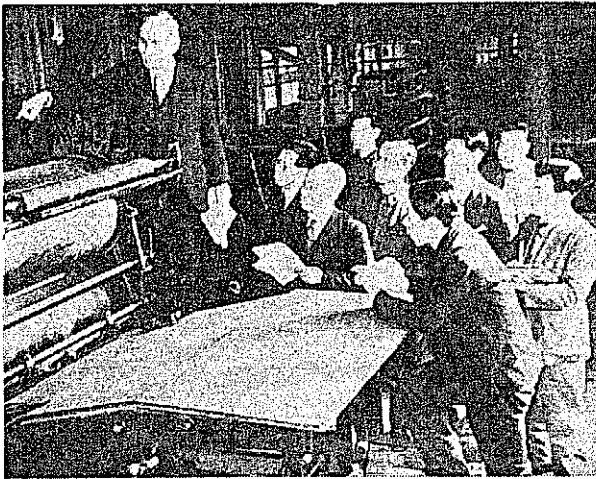
商工団体 中小企業の指導団体としては、商工会議所・同連合会、商工会・同連合会、中小企業団体中央会などがあり、中小企業の発展に努めている。

商工会議所は、二十二年戦時中解散させられていた佐賀・唐津両会議所が復活したのを始め、鳥栖・伊万里・有田、二十三年に杵島（二十五年に改組して武雄となる）・小城の各商工会議所が設立された。昭和五十年末現在、七商工会議所で、会員数は六、七六三人である。

商工会は、三十五年に制定された商工会等の組織に関する法律に基づいて、商工会議所が設立されていない地区に、県下全域ほとんど一斉に設立された。また、以前からあった任意団体の商工会も新しく法に基づく法人組織となった。五十年七月現在、四〇商工会で、会員数は一万七三三人である。

従来、商工会議所と商工会は一体で県の連合会を組織していたが、三十六年の法律改正により商工会連合会が法制化されることになったのを契機に、同年十月商工会議所連合会と商工会連合会に分離した。

商工会と商工会議所が行っている経営改善普及事業は、大きな成果をあげてきた。この事業は、小規模事業者の経営改善をはかるために経営指導員を置き、国と県が人件費を助成している。経営指導員は、発足当初の三十五年は四六人であったが、五十年には九二人に増えた。そのほか、補助員が五〇人設置されており、この経営指導員は、経営・経理



工場診断 千代田印刷機械 (牛津町) 昭和24年2月

・金融・税務・労働などの相談と指導を行っている。

県中小企業団体中央会は、商工組合中央会県支部（昭和十八年十月設立）が、二十二年四月商工協同組合県支部に改組、翌年四月県中小企業連盟に改組、三十年十一月県中小企業等協同組合中央会に改組、翌年六月県中小企業団体中央会と名称を変更して、現在に至っている。中小企業等協同組合の指導をはじめ、県内中小企業の育成発展に努めている。

**企業診断** 企業診断は、二十三年六月県中小企業指導本部が、佐賀市巨勢町の真崎鉄工場等六工場を対象に実施した工場診断が最初である。

初期には工場診断・商店診断・商店街診断の三種が中心であった。二十七年三月企業合理化促進法が制定されて、従来の行政措置から法的措置となり、診断の内容も産地診断（業界）の実施、設備近代化資金や高度化

資金貸付制度と連携した診断、あるいは巡回指導の実施など充実している。年間の診断指導状況は四〇〇件を越えるようになった。

特に、四十一年度から実施した有田焼産地診断は、原料から生産・流通に至るまでの過程を明らかにした大がかりのものであった。

診断員は、当初は外部

の専門家等を委嘱していたが、二十五年から中小企業診断員養成講習会に職員を派遣するなど毎年専門職員の養成を行い、五十年度末現在、県内の中小企業診断士の登録数は四三人（内、県職員二四人）となった。

従来、診断は商工課工業係・商政係を中心に実施してきたが、三十三年四月県産業奨励館内に診断課を新設、四十一年四月中小企業診断指導室、四十二年九月中小企業総合指導室、四十六年九月中小企業総合指導センターとして診断指導体制を強化してきた。

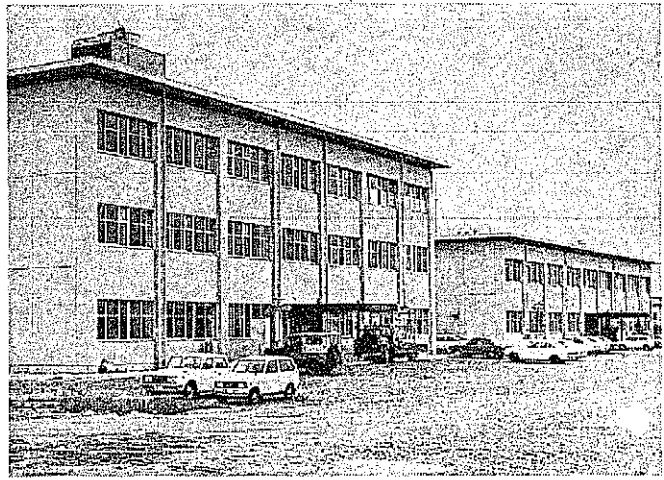
**試験研究機関** 昭和二十年代までの本県の技術向上の指導対象は、特産品である陶磁器・医薬品・木竹製品・和紙など地場の伝統産業が中心であった。

試験研究機関には、窯業試験場・窯業指導所・薬業指導所・木竹工業試験場・紙業試験場があった。

（注）薬業指導所については、第十一章衛生に記述

#### △工業試験場

工業試験場の前身は、昭和十二年四月特産の木製品生産技術指導のため、佐賀市上多布施町に設置された木工指導所である。その後、十五年四月副業指導所、二十一年四月工芸指導所、二十三年四月木竹工業試験場と改称し、主として木竹製品の技術指導を行ってきた。一方、化学・金属・機械等の分野は、県商工課内の工業技術相談室（化学試験室）が扱い、試験・鑑定・分析・製造・研究等の試験件数は、産業の発展に伴い、二十六年度二四〇件、二十七年六三七件と激増していった。こうした情勢から工業試験場の設立が、二十六、二十九年の再度にわたる県中小企業対策審議会の答申、三十一年県総合開発審議会の答申等各界から要望されていた。



県工業試験場 昭和49年8月移転

三十三年四月一日、木竹工業試験場と工業技術相談室が合体して、工業係・技術係・庶務係からなる工業試験場が設置された。

しかし、庁舎・敷地が狭く、設備陣容も貧弱であったことから、県産業振興計画実施を契機に佐賀市神野町に二か年計画、総工費四、三二万円、全面移転新築した。三十七年十月庁舎が完

成、同年十二月理化学・機械金属・工芸の三部制により発足、三十九年八月には紙業試験場を吸収合併して紙業部（四十六年理化学部に吸収）を設けた。

さらにその後、技術革新はめざましいものがあり、これに対応するための新技術の研究開発、さらには公害防止技術対策など工業試験場の機能を一層充実強化する必要がある、佐賀市鍋島町に移転新築することに踏み切った。

四十七年度から三か年計画で、四十九年八月本館、五十年三月機械金属棟および工芸棟を新築移転した。総事業費六億六、三〇〇万円、敷地は二万一、九三二㎡、建物の総面積は四、〇八〇㎡におよび、各試験・

実験室をはじめ技術研修室、技術情報室等一段と整備された。

#### △窯業試験場▽

窯業試験場は、大正五年五月に設けられた有田工業技術員出張所（有田工業学校内）に始まる。

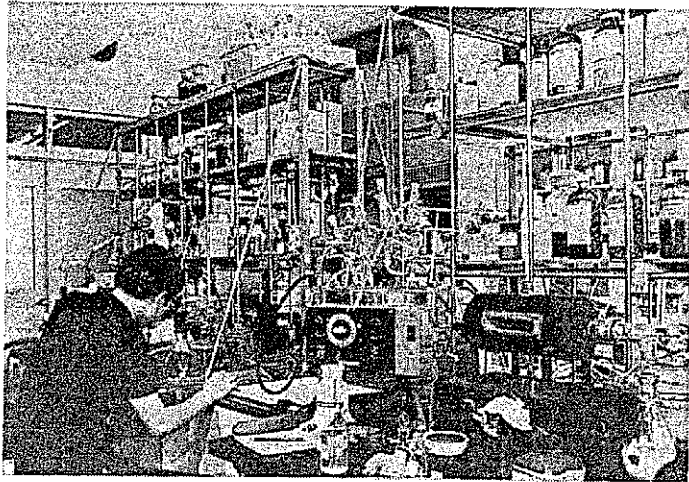
その後、杵島炭鉱主高取伊好の遺志や窯業者の寄付をもとに、昭和三年十月第一窯業試験場を有田町中樽に、五年二月第二窯業試験場を塩田町馬場下に設置した。なお、第二窯業試験場は昭和十年四月窯業指導所と改称した。

窯業試験場は、創立以来相当の年月を経過していたところから、時代の発展に設備内容が即応できず、戦後の急激な技術革新に追いつけない状態にあった。そこで、三十三、三十四年度にかけて、国の補助を受けて設備の整備を行った。

庁舎は昭和五年建設の建物で老朽化していたことから、その後、四十一、四十二年度にかけて、工費一億一、八〇万円の有田町田ノ平に移転新築した。設備も陶磁器工業開放研究設備・高級染付磁器製造技術研究設備・研修室等を整備した。

三十四年高級陶磁器の焼成指導を行うため設置した重油窯が、燃料の節減・焼成時間の短縮、出来上がりなどで好成績をあげたことから、重油転換指導を行った。高級品時代に対応して、デザインの改良、成型焼成等技術の改良、コストの低減、原料改良、そのほか原料確保のための泉山陶石・白川山土・磨石等の利用方法の研究、鉛毒対策、公害対策等、広範囲にわたる試験研究・業界指導・研修等を行っている。

なお、塩田町にあった窯業指導所は、三十年十二月窯業試験場に統合された。



国立九州工業技術試験所の合成化学研究室

△紙業試験場▽

紙業試験場は、二十三年四月県産業振興対策審議会の「農村工業振興についての答申」に基づいて、旧黒川村（その後、旧南波多村井手野に移転）に設置された。そして、当時、山間部の農家の農閑期の副業として盛んに行われていた本県特産の和紙の製造技術の向上に寄与した。三十年頃から原料の入手難、機械製紙の進出等により生産・需要共に減退を来し、その存在の意義が薄れてきたため、三十九年八月工業試験場紙業部として吸収された。

△国立九州工業技術試験所の誘致▽

県の機関とは別に、三十八年末、国において工業技術院九州工業技術試験所の設立計画を耳にするや、九州内陸部交通の要衝である鳥栖市を候補地として誘致に全力を挙げ、四十年五月同市に設置をみた。

なお、誘致に際しては用地三万坪を無償提供した。

### 三 金融制度

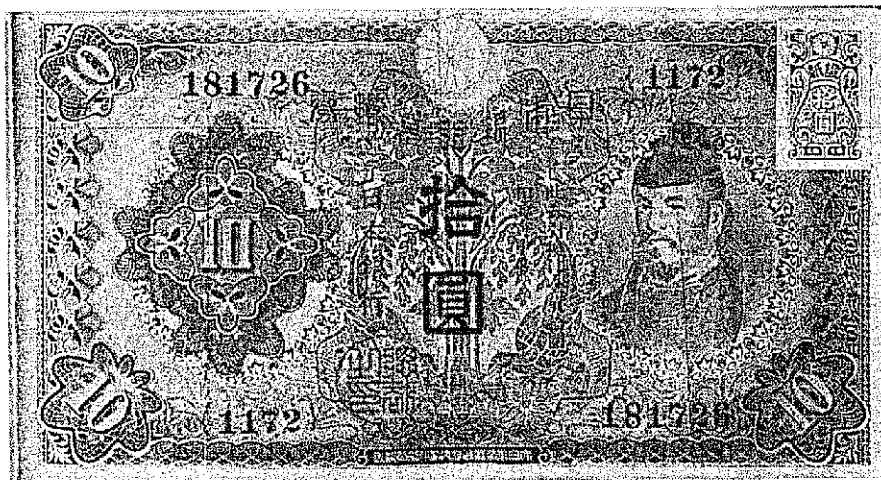
#### (一) 新円発行と金融機関の再建

新円発行 戦時中から進行しつつあったインフレーションは、戦後の物資・食糧の不足に加えて、終戦と同時に実施された巨額の臨時軍事費の支払い等により猛威を極めていた。

政府は、インフレ対策を中心とする総合的経済危機突破対策を実施するため、二十一年二月「戦後物価対策基本要綱」を決定し、同年二月十七日、金融緊急措置令・日本銀行券預入令・食糧緊急措置令・隠匿物資等措置令を施行した。翌三月三日には物価統制令・臨時財産調査令を施行した。

この中で、金融緊急措置令は二十一年二月十七日現在をもって、一斉に金融機関の預金を封鎖して、その封鎖預金からの現金支払を禁止するものであった。日本銀行券預入令は流通紙幣（日銀券五円以上）はすべて二十一年三月三日限り強制通用力を失うものとし、手持現金については同年二月二十五日から三月二日までの期間に、一人当たり百円の割合で新日銀券（新円）と等価交換を行い、残金は封鎖預金として預かり、それによって消費の抑制をはかるというものであった。

終戦当時の本県預金は一一億円であったが、新円切替により約四億円が預金として吸収され、切替時の預金高は自由預金と封鎖預金を併せると、一七億円に上昇した。ついで二十一年八月軍事補償打切りに関連して第二封鎖預金が設けられたが、軍需産業が少なかった関係から、預金



証紙をはった旧円

総額の六分の一程度の約三億五七七万四、〇〇〇円であった。また、金融緊急措置令の施行により、日銀券の発行高は三月十二日には一五二億円に圧縮、県内においても通貨量は封鎖時の約四億三、三〇〇万円が新円切替後は八、五〇〇万円に圧縮している。

新円切替は、二月二十五日から三月七日までの間に旧円を預け入れ、新円は同期間中原則として一人一〇〇円（世帯主三〇〇円）の割合で払い出されたが、その後の通貨の増勢は依然強く、第二

次措置として世帯主の生活費の引出し限度の引き下げ、第三次措置として事業資金の凍結、第四次措置として第二封鎖預金の設定等数次にわたってインフレ抑圧が試みられたが、通貨の膨張は依然上昇を続け、二十三年十二月には三、五五二億円に達している。その間、通貨の膨張に対する新円吸収策として、宝くじ・スピードくじ・三角くじが盛んに売り出

され、二十一年七月までの富くじ売りさばき額は佐賀県復興宝くじ七〇〇万円など合計二、三二四万七、〇〇〇円に達している。

貯蓄増強運動 通貨の膨張は依然上昇を続け、二十一年十月国会において「通貨安定に関する決議案」が超党派的に可決され、翌十一月衆議院内に通貨安定本部が設置されて、全国的に救国貯蓄運動（二十一年十一月～二十四年十二月）が展開されることとなった。本県においても、二十一年十月日本銀行佐賀事務所内に県通貨安定推進委員会を設け、県選出国會議員を始め、各界の代表を網羅して、運動を開始した。

そして、新円再封鎖のデマの解消・浮動退職現金の吸収・貯蓄嫌悪思想の是正・貯蓄思想の啓発等を行い、金融機関においても復興定期預金・無記名定期預金・割増金付定期預金等の新設、支店・出張所等店舗の拡大により、盛んに現金の吸収を行った。こうした浮動現金の吸収の結果、二十一年三月から翌年三月までの間に、目標五億六、〇〇〇万円に対して六億六、〇〇〇万円の貯蓄を行い、全国一の成績をあげた。

そのほか、県通貨安定推進委員会は、佐賀市赤松小学校の児童銀行の誕生を契機に、県下の各学校にも普及しつつあった児童銀行の育成や、神埼・伊万里・小城・呼子・鹿島の五町を貯蓄実践模範地区に指定するなど貯蓄思想の普及を行った。子供銀行は、二十四年六月末現在二二一校と全国一の組織率で、預金も一、六〇〇万円に達した。

二十五年に入って、資本蓄積として見直され、再び全国的な貯蓄増強運動が展開された。同年九月本県でも県貯蓄推進連絡会（三十一年五月県貯蓄推進委員会と改称）を結成し、事務局を県地方課内に置いて活動を再開した。同委員会は、「郷土経済再建、県民生活安定」を標語に貯蓄啓発活動を行い、二十六年九月には「講和記念特別貯蓄運動」を実施

第13章 商工業

した。

三十五年の県産業振興計画の実施の際には、県内資本の充実をはかる意味から産業振興貯蓄運動を展開している。

金融機関の再建 終戦後の経済再建のためには、金融機関の立ち直りにより、生産資金の融資が期待されていた。しかし、大半の金融機関は、軍需産業に巨額の投融資を行い、しかも大半は回収不能であり、保持していた債権はインフレの進行により無価値に近い状態になっていた。終戦後の軍需補償の総額は約一、五〇〇億円の巨額に達するものとされ、支払いが、打ち切りかで争われた。二十一年八月十二日、政府は軍需補償の打ち切りを声明、その救済措置として、金融機関再建整備、企業再建整備が行われることとなった。

金融機関の再建整備は、二十一年八月十五日に制定された金融機関経理応急措置法に基づき、八月十一日現在で資産・負債を新・旧の両勘定に分け、同日以降は健全な新勘定により営業を再開、旧勘定は、金融機関再建整備法により整理に入った。

二十一年八月現在の県内金融機関の貸出勘定・有価証券勘定をみると、貸出勘定一億四、九一〇万五、〇〇〇円のうち六三%、有価証券勘定四億一、七九九万三、〇〇〇円のうち一一%を旧勘定が占めていた。

再建整備は、旧勘定のうち良質なものは新勘定に移し、残りの損失は確定評価益、旧勘定の積立金、資本金の九割、第二封鎖預金の七割、資本金の一割、第二封鎖預金の残額、指定債務の順序で補てんし、残りは政府が一〇〇億円の限度内で補償することとなった。

佐賀興業銀行では、確定損失二、九八一万六、〇〇〇円を確定益・積立金の九一・九%、資本金の九〇%、第二封鎖預金の五一%をもって補

県内金融の推移

単位：千円

	20年8月	21年3月	21年8月	21年12月	22年6月	22年12月	23年6月
1. 預金勘定							
自由預金	1,133,202	128,622	287,305	749,917	1,256,377	3,121,960	3,406,703
第1封鎖預金	—	1,175,929	801,122	1,007,398	729,449	606,838	434,258
第2封鎖預金	—	—	305,774	99,078	93,259	40,803	—
不明	—	434,619	410,984	346,833	266,037	—	—
合計	1,133,202	1,739,170	1,805,185	2,203,256	2,345,122	3,769,601	3,840,961
2. 貸出勘定							
新勘定	137,032	137,794	29,886	223,714	494,525	848,027	1,496,356
旧勘定	—	—	119,219	92,058	59,052	57,649	—
合計	137,032	137,794	149,105	315,772	553,577	905,676	1,496,356
3. 有価証券勘定							
新勘定	295,677	401,179	355,472	399,871	357,704	398,446	425,179
旧勘定	—	—	62,521	52,659	63,586	54,039	—
合計	295,677	401,179	417,993	462,530	421,270	452,485	425,179
内債	175,919	276,272	273,989	274,442	281,441	300,897	324,013

資料：佐賀県年鑑（資料：日本銀行佐賀事務所提供）より転載

注：預金勘定のうち不明は、郵便預金の第1、第2封鎖の分類が不明なもの

てんした。佐賀中央銀行では一、六二二万九、〇〇〇円を一、六〇六万八、〇〇〇円の確定益と一五万一、〇〇〇円の積立金で充当した。産業組合では、栄城信用購買利用組合は積立金の全額、出資金の九割、第二封鎖預金の一部を切り、有田町信用販売購買利用組合は積立金、出資金、整理債務、指定債務の全額を切り捨て、不足額一六万四、二六九円の政府補償を受けた。農業界では、県農業会が同様に二、六〇〇万円、単位農業会では県全体として八二九万四、六七八円の政府補償を受けた。

### (二) 金融機関の充実

二十二年七月末調査による県内金融機関の状況は、県内銀行は佐賀興業銀行（二八店舗）と佐賀中央銀行（三五店舗）の二行、県外に本店を有し県内に支店を有する支店銀行は、日本貯蓄銀行（二十三年協和銀行と改称）、日本勧業銀行（旧県農工銀行、四十六年一月第一銀行と合併し第一勧業銀行と改称）、住友銀行（旧百六銀行、一時財閥解体により大阪銀行と改称）、東京銀行（旧横浜正金銀行、二十二年出張所開設）、福岡銀行（四店舗）の各店舗があった。無尽会社は西日本無尽（一〇店舗）、市街地信用組合は佐賀・唐津・伊万里の三組合、産業組合は栄城信用購買利用組合・有田町信用販売購買利用組合の二組合、農業会の一五、漁業会一二、郵便局一四九、生命保険会社一五があった。

そのほか特殊銀行としては、二十一年二月十八日、日本銀行佐賀事務所が経済調査機関として、佐賀中央銀行呉服町支店内に設けられた。

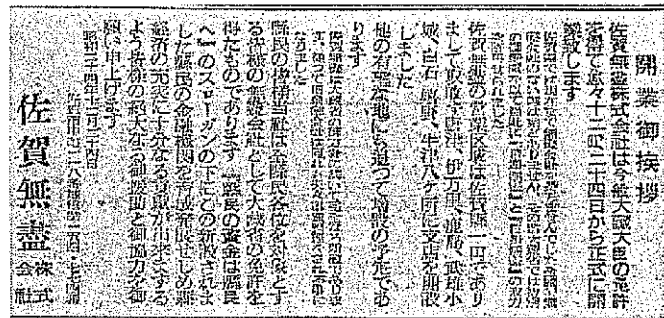
佐賀相互銀 県内唯一の肥前無尽会社が、二十一年二月西日本無尽会  
行の誕生 社に吸収されたため、県内に本店を有する無尽会社は皆  
無となっていた。このため、中小企業金融難解消を目的に、県内資本に

より無尽会社設立の機運が持ち上がり、二十四年九月発起人総会が開催され、同年十二月二十二日、七の殖産会社を母体に、佐賀無尽会社を設立した。設立当初は本店を佐賀市中町に、支店を唐津・小城・伊万里・武雄・嬉野・鹿島・白石の七か所に設けて発足した。

二十六年相互銀行法の制定により、同年十月佐賀相互銀行に改組して新発足、また地元相互銀行として支店を県内外に拡張し、五十一年三月末現在の店舗数は県内二一、県外四（福岡・久留米・八幡・佐世保）である。資本金は設立当初二、〇〇〇万円であったが、四十五年には三億九、〇〇〇万円に増資し大きく発展した。

信用組合・信 二十四年六月中小企業等協同組合法の制定により、従用金庫の設立 来の市街地信用組合法、産業組合法に基づく信用組合は、同法による信用協同組合に改組されることとなり、二十五年には市街地信用組合法による佐賀・唐津・伊万里、産業組合法による栄城の合計四組合が信用協同組合に改組された。

金融事情は、朝鮮動乱後も依然緩和せず、中小企業金融は窮屈であり、中小企業者は自らの金融確立に迫られ、信用協同組合新設の機運が高まった。二十六年、信用協同組合の認可・監督権が都道府県に移譲さ



佐賀無尽会社の発足（昭和24年12月佐賀新聞）

れ、県も中小企業金融確保策として設立を促進した。二十五年武雄、二十六年大町（二十七年九月武雄信用組合を吸収合併、杵島信用組合と改称）、二十七年有明、二十八年松浦・藤津、三十年神埼・小城の各信用組合が設立され、また、二十八年に県労働金庫も設立された。

信用組合は利用の範囲が組合員に限定されるため、同組合の相互扶助のみでは閉鎖的であるとして、普通銀行の特色を加味した信用金庫制度が二十六年六月に創設された。

県内では、二十六年十月唐津信用金庫（旧唐津信用組合）、二十八年佐賀信用金庫（旧佐賀信用組合）、伊万里信用金庫（旧伊万里信用組合）・杵島信用金庫（旧杵島信用組合）が適格性を認められ、設立された。県労働金庫は二十八年八月労働金庫法が制定されたため、同法に基づく労働金庫に組織変更し、以来労働者の生活安定のため独自の活動を行っている。

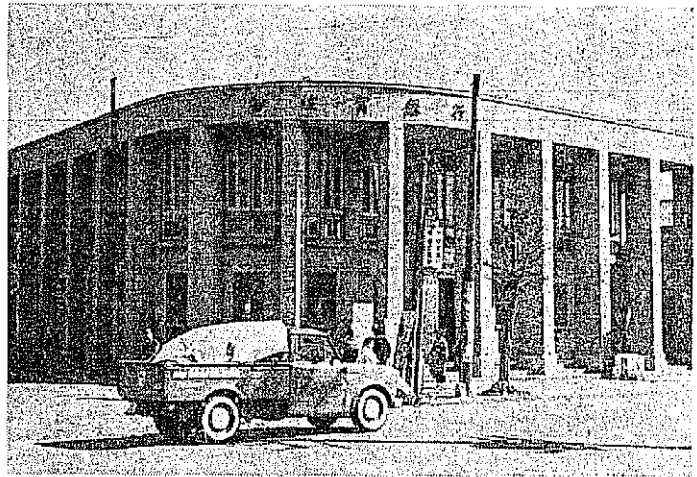
その後、信用組合は、三十五年医師、三十八年鳥栖の二組合が設立されているが、一方、四十三年のいわゆる金融二法の施行によって、中小金融機関の合併を進めるための環境が整備されたため、かねて金融の効率化を目指して協議を進めていた藤津信用組合と有明信用組合は、五十年十月に合併して佐賀西信用組合と改称、経営基盤を強化して今日に至っている。

佐賀銀行の成立 県内銀行は戦時下の県一行主義のもとに銀行合同が推進され、昭和十九年佐賀興業銀行、佐賀中央銀行が成立していた。両行は県内を中心に営業基盤を拡大していったが、共に経営規模が類似していること、営業基盤が同一であること、店舗が競合していることなどから無理な競争を招いていた。

県内の信用金庫、信用組合

種 別	名 称	沿 革	
信用金庫	伊万里信用金庫	大正14.2.21 伊万里信用組合として設立 昭和28.3.31 伊万里信用金庫に改組	
	唐津信用金庫	〃 4.12.24 唐津町信用販売購買利用組合として設立 〃 26.10.20 唐津信用金庫に改組	
	佐賀信用金庫	〃 24.10.15 佐賀信用組合として設立 〃 28.3.28 佐賀信用金庫に改組	
	杵島信用金庫	〃 26.6.8 大町信用組合として設立 〃 27.9.13 武雄信用組合（昭和25.2.7設立）を吸収合併し、 杵島信用組合に名称変更 〃 28.4.1 杵島信用金庫に改組	
信用組合	地 域	佐賀西信用組合	昭和28.11.24 藤津信用組合として設立 〃 50.10.1 有明信用組合（昭和27.3.24設立）を吸収合併し佐賀西信用組合に名称変更
		松浦信用組合	〃 28.3.3 設立
		神埼信用組合	〃 30.4.1 〃
		小城信用組合	〃 30.5.13 〃
		鳥栖信用組合	〃 38.3.25 〃
	職 域	栄城信用組合	〃 12.10月 栄城購買利用組合として設立
労働金庫	佐賀県労働金庫	〃 35.4.25 設立	
		昭和28.6.1 設立 〃 29.3.18 労働金庫法による特別法人に組織変更	





佐賀銀行の旧本店 昭和34年頃

地元銀行の体質強化の面から、かねて両行の合併が要望されていたが、本県産業の立ち遅れ、特に石炭産業のちよう落があったこと等を契機に合併の機運が盛り上がり、三十年二月五日、両行は合併覚書、翌三月十二日に合併契約書を取り交した。

三十年七月十日、創立總會が開催され、対等合併により資本二億五、八〇〇万円、預金一四七億

九、〇六一万円、貸出金二二八億四、四三三万円、店舗数六〇、従業員一、二二二人の「佐賀銀行」が成立した。そして、初代頭取に手塚文蔵(佐賀興業銀行頭取)、副頭取に末次恭輔(佐賀中央銀行頭取)が就任した。

佐賀銀行の成立は、県内金融界の中心的存在をなし、また県経済の発展に寄与するものとして、県内外から好感をもって迎えられた。なお、この合併は金融機関再建整備後初のわが国における銀行合併のケースとして全国的に注目を浴びた。

合併と同時に六八店舗のうち競合の八店舗を閉鎖、一二億七、四〇〇万円にのぼる日本銀行借入金返済の返済など店舗の整備・経営の合理化を行

い基礎づくりを推進した。また、合併時の三十年頃は、県経済の立ち遅れ、特に石炭産業の不振に加えて合併による調整もあり、預金・貸出ともに伸び悩んだが、その後は県経済の発展とともに業績は向上していった。三十六年四月には、外国為替取扱(乙種)業務を開始、また県外にも進出して業務を拡大し、四十年四月に待望の東京支店を開設、その後四十六年三月には大阪支店を設置し、飛躍的に発展するに至った。五十一年三月現在の資本金は二六億円、預金残高二、九九一億七、八三一万円、貸出残高二、三四五億一、二六一万円である。

### (三) 店舗数と資金量の推移

店舗数 二十三年八月末の銀行の店舗数は、本店二、支店五七、出張所一七、代理店二二に達していた。その後、小規模店舗整理の方針がだされ、二十八年には六四に減じ、さらに三十年七月の佐賀銀行の成立により、同銀行関係重複店舗八支店の同時廃止、引き続き六支店を廃止したため、三十二年には五一に減少した。その後、地方銀行の相互進出により、十八銀行佐賀支店(四十年十一月)、福岡銀行佐賀支店(四十四年三月)、筑邦銀行鳥栖支店(四十七年二月)が新設された。

この間、資本自由化に備えた金融再編成・金融効率化の動きの中で、四十六年六月、住友銀行佐賀支店の廃止が問題化したが、県および地元経済界の強い要請により廃止が撤回された。これは、大蔵省の厳しい店舗増設抑制策の中にあつて、人口の増大しつつある埼玉県所沢市に支店を新設することと代替に佐賀支店を閉鎖することであった。

これに対して、県はかねて産業振興を重点施策とし、工業開発を推進する現状にあつて、経済圏の拡大や誘致企業の進出により関西地区との



住友銀行佐賀支店存続問題 (昭和46年6月 佐賀新聞)

続に復することは、金融史上例がなく、金融再編成下でもあり、実現が危惧されたが、知事の粘り強い陳情が功を奏し、同月二十四日存続が決定した。なお、同支店の再建を軌道にのせるため、県は歳計現金二七億円、財政調整資金九、一〇〇万円を預託した。

相互銀行は、二十三年八月末現在西日本無尽会社の八支店・五出張所であったが、佐賀無尽会社の設立や九州無尽・長崎無尽・福岡無尽の県内進出により増加し、二十九年には三二に達した。その後若干減少したが、三十八年頃から再び増加、五十年末現在四三店舗である。信用組合・信用金庫・労働金庫は、二十七年には六店舗であったが、信用組合の設立、支店・出張所の増加により、五十年末現在五五店舗である。信用事業を行う農業協同組合は、二十七年現在一三三であったが、農

関係が密接になりつつあること、全国的に店舗網を持つ都市銀行が多いことは経済交流を深め、地域経済の発展に寄与することが大であること等から、同銀行の撤収は大きなマイナスであり、また他の都市銀行の撤収に波及しかねないことを懸念し、存続を強く要請した。一度廃止を公表し整理に入った支店が再び存

金融機関の店舗数の推移

区分 年度	銀行	相互 銀行	郵便局	農業協 同組	漁業協 同組	信用金 庫 信用 労働	生保	命 險	政 府 金 融 機 関	系 関
27	66	28	159	133	21	6	10	2	2	
28	64	30	161	133	21	7	9	2	2	
29	65	32	161	133	21	8	9	2	2	
30	65	32	161	133	21	23	10	2	2	
31	53	28	161	132	29	24	11	2	2	
32	51	28	161	132	34	24	11	2	2	
33	51	28	161	133	34	25	12	2	2	
34	51	28	161	133	42	28	12	2	2	
35	51	29	161	133	42	28	12	2	2	
36	51	29	161	133	42	28	12	2	2	
37	51	29	161	133	42	28	12	2	2	
38	53	33	163	133	42	30	12	2	2	
39	53	35	164	127	42	37	12	2	2	
40	53	37	166	120	45	41	12	2	2	
41	54	41	166	89	45	41	12	2	2	
42	54	41	166	89	45	42	12	2	2	
43	55	41	166	64	45	44	12	3	3	
44	56	41	166	64	45	44	12	3	3	
45	55	41	166	52	45	44	12	3	3	
46	56	41	166	52	45	44	12	3	3	
47	57	42	186	45	45	48	11	3	3	
48	59	42	187	45	45	52	13	3	3	
49	59	42	187	45	44	53	14	3	3	
50	59	43	190	44	45	55	15	3	3	

資料：日本銀行佐賀事務所  
注：各年度末

協合併の推進により、四十五年には六四に半減、五十年末現在四四である。

信用事業を行う漁業協同組合は、沿岸漁業の不振により、二十七、八年頃はわずかに二一組合を数える状況であったが、ノリ養殖を中心とする沿岸漁業の振興により、漁業権の管理団体から経済団体に脱皮する漁業協同組合がふえ、四十年には四五に増加し、現在に至っている。

資金量 県内の金融機関(生命保険・政府系金融機関を除く)の預金量は、二十四年度末には八九億三、五〇〇万円であったが、朝鮮動乱の特

需景気により、急増し、二十八年度末には三〇四億四、八〇〇万円に達した。しかし同年秋の金融引締、デフレ政策、県内においては二十八年西日本大水害に石炭産業の不振も加わり、預貯金の伸びは鈍化し、三十一年には対前比一割増を割る状況であった。

その後はわが国の経済成長とともに順調に伸びていった。

金融機関別の構成比は、二十四年には銀行五四・七％、農協二五・七％、郵便局一〇・三％、無尽会社八・〇％の順であったが、銀行の占める割合が次第に低下し、五十年末現在銀行三〇・二％、郵便局二四・二％、農協二二・四％、相互銀行一一・八％、信用金庫(信用組合も含む)八・五％の順である。

貸出残高では、二十四年度末現在五〇億八、五〇〇万円であったが、二十六年から二十八にかけて急増し、二十八年度末には一七三億六、八〇〇万円(二十四年度末の三・四倍)に達した。しかし、朝鮮動乱後の景気後退による金融引締め、デフレ政策の実施、県内には二十八年西日本大水害、石炭産業の不振により貸出は停滞し、その後も本県産業の構造的要因も加わり、一方では、全国的には三十一年の神武景気

預金、貸出金の推移 単位:百万円

年度	預金高	貸出金高
24	8,935	5,085
25	12,021	6,516
26	18,761	9,927
27	24,607	12,704
28	30,448	17,368
29	33,892	19,031
30	36,324	18,862
31	41,399	21,032
32	46,559	23,322
33	52,933	25,490
34	60,194	29,961
35	69,609	35,767
36	80,500	42,485
37	96,391	47,727
38	115,627	57,918
39	137,149	66,119
40	162,910	73,259
41	193,774	90,322
42	225,878	111,759
43	262,147	134,822
44	308,442	157,338
45	353,548	176,861
46	411,749	207,038
47	502,709	245,674
48	616,179	301,476
49	760,791	354,035
50	905,481	403,851

資料: 日本銀行佐賀事務所  
注: 各年度末現在  
政府系を除く

といわれる民間設備投資ブームにより貸出の増加があったにもかかわらず、本県の場合二十九年から三十三年まで伸び悩んだ。三十四年の岩戸景気も本県の場合、三十五年になって漸く波及し、三十五、六年は、対前年比約二〇％の上昇をみている。その後は日本経済の高度成長を背景に増加を続けてきた。しかし、四十八年の石油危機とそれに続く不況により、五十年には対前年比一四％増と鈍化するに至った。

銀行の業種別貸出残高では、二十七年現在卸小売業三三％、製造業三〇・三％、鉱業一四・九％の順であった。五十年三月現在では、製造業三〇・二％、卸小売業二二・八％、サービス業九・二％、建設業および不動産業がそれぞれ九・一％の順で、鉱業は石炭産業が皆無となり、わずか〇・一％となった。

## 四 商業の発展と市場の開拓

### (一) 商業の発展

商業の復旧 本県商業の盛衰は、従来から農作物の豊凶作・価格に左右されるなど、近郊農村の購買力に依存する傾向が強く、戦時中は統制経済の浸透と物資不足のため、生活物資の配給機関として辛うじて命運を保ってきた。

しかし、終戦によって戦時中の統制経済は有名無実化し、物資不足・インフレ・人口増加を背景に、戦前の転廃業者・失業者・引揚者・復興者が商業界に加わり、活況を呈した。

すなわち、戦災が比較的軽微ですんだ本県商業界の活動は著しく、二

十二年五月佐賀市に卸商連盟が結成され、ついで同年十一月には佐賀市商店連盟、翌二十三年四月には唐津市商店連盟が結成され、共同で大売出し等を行った。こうして商業は次第に復旧に向かった。

④ 価格と この時期の重要政策は、物価の安定にあつた。二十一年二登録制度 月制定の物価統制令に基づき、公定価格(通称、④価格)の維持励行と必需物資の確保に注がれた。とくに物資の民主的配給を推進するため小売店の登録制度を実施した。また二十三年五月には戦時中、中断していた有田名物の陶磁器市も復活し、年々盛んになっていった。

自由市場 二十三年の中頃から生産が本格的に復興し、食糧の増配への復帰 はじめとして物資の出回りは活発となった。一方、購買力は農漁村景気の後退と同年十二月の「経済安定九原則」に始まるデフレ政策により、金詰りを呈し、著しく減退していった。自由経済に復帰し

## 県は公價守れ運動

### ヤミ値引下げ運動に呼應し

本県下の物価は、戦時中の暴落を経て、戦後、漸次回復を遂げた。然るに、戦時中の物価統制令に基づき、公定価格(通称、④価格)の維持励行と必需物資の確保に注がれた。とくに物資の民主的配給を推進するため小売店の登録制度を実施した。また二十三年五月には戦時中、中断していた有田名物の陶磁器市も復活し、年々盛んになっていった。

自由市場 二十三年の中頃から生産が本格的に復興し、食糧の増配への復帰 はじめとして物資の出回りは活発となった。一方、購買力は農漁村景気の後退と同年十二月の「経済安定九原則」に始まるデフレ政策により、金詰りを呈し、著しく減退していった。自由経済に復帰し

④ 価格と この時期の重要政策は、物価の安定にあつた。二十一年二登録制度 月制定の物価統制令に基づき、公定価格(通称、④価格)の維持励行と必需物資の確保に注がれた。とくに物資の民主的配給を推進するため小売店の登録制度を実施した。また二十三年五月には戦時中、中断していた有田名物の陶磁器市も復活し、年々盛んになっていった。

自由市場 二十三年の中頃から生産が本格的に復興し、食糧の増配への復帰 はじめとして物資の出回りは活発となった。一方、購買力は農漁村景気の後退と同年十二月の「経済安定九原則」に始まるデフレ政策により、金詰りを呈し、著しく減退していった。自由経済に復帰し

石油利権は 石油利権は、戦時中の暴落を経て、戦後、漸次回復を遂げた。然るに、戦時中の物価統制令に基づき、公定価格(通称、④価格)の維持励行と必需物資の確保に注がれた。とくに物資の民主的配給を推進するため小売店の登録制度を実施した。また二十三年五月には戦時中、中断していた有田名物の陶磁器市も復活し、年々盛んになっていった。

④ 運動 (昭和22年5月佐賀新聞)

ていくとともに商業界では、これまでの④制度・切符制度・登録制度が次々に撤廃されて、売手市場から買手市場に移行し、ヤミ取引に依存していた新興商店のちよろ落が目立ち、逆に信用と資本力のあるデパート・一流商店等老舗が旧来の取引関係を復活させて、本来の実力を発揮してきた。

一方、経営環境も次第に変化し、朝鮮動乱による特需ブームに基づく所得の向上がみられたが、消費生活協同組合の出現、農業会の農業協同組合への改組とこれにともなう購買事業の強化、月賦販売の普及など中小零細商店にとって厳しいものとなっていった。

県商業経営合理 県は商業の合理化を推進するため、二十八年四月県化資金貸付制度 商業経営合理化資金貸付制度を設けた。これは商業者の事業資金を円滑にし、経営の合理化をはかるもので、融資限度は一企業当り運転資金三〇万円・設備資金五〇万円であった。

また、二十八年の西日本大水害は、商業界にも大きな被害を与え、流出破壊店舗一五〇、浸水店舗七、二〇〇、被害金額二三億五、八〇〇万円に達した。復旧資金確保のため、応急措置として、七、五〇〇万円の基金をもとに特別融資損失補償制度(融資枠三億円)を設けるとともに、政府系金融機関の特別融資枠の設定、市中金融機関の貸付枠の拡大、返済期限到来貸付金の期限の延長等を行った。

商業の近代化 三十年代に入ると、所得の向上・新製品の開発等により、消費ブームがおこり、商業界は活気を呈してきた。商業界の近代化の動きも活発となり、経営規模の拡大・商店街のアーケード建設・客寄せ行事が盛んとなった。一方では、スーパー商法による流通革命の渗透、石炭産業の不振による産炭地商業の不振がみられた。



佐賀市の商店街（呉服町）（昭和32年頃佐賀新聞社提供）

アーケード建設は、三十三年四月佐賀市白山・元町が工費二億九、九〇〇万円で三〇〇mの本県初のアーケードを設けた。続いて三十四年十一月佐賀市唐人町、三十八年八月佐賀市呉服町が設けた。なお、白山・元町アーケードには中小企業振興資金助成法に基づく共同施設資金が商業に始めて使用されている。

三十七年夏には本格的客寄せ行事として、佐賀

市に「七夕祭」が登場し、三〇万人を集めた。

流通面では、三十二、三年頃からスーパーマーケットが本格的に登場し、商業界に「流通革命」をおこした。本県では、まず三十二年九月唐津市に大越が登場し、その後次々とスーパー式店舗が各地に生まれ、その数は三十六年一二店、三十七年二〇店と急増した。

スーパーの主取扱品である食料品・日用品の薄利多売は、周辺商店の売上げ減として経営に影響することから、郡部商店を中心に共同仕入機構設立の機運が盛り上がり、商工会が主体となって三十八年から四十一年にかけて五の共同仕入機構が設立された。四十年八月には県共同仕入

商店数、従業者数、年間商品販売額の推移（飲食店を除く）

年	商店数	従業者数	年間商品販売額
	店	人	千円
昭和27	11,721	27,634	—
29	13,379	32,610	—
31	13,295	35,741	—
33	13,838	39,030	6,220,837
35	14,806	42,803	6,987,377
37	14,349	43,069	9,081,075
39	14,290	45,231	12,644,561
41	14,977	50,671	17,244,971
43	14,747	53,385	23,888,781
45	14,983	55,826	32,784,644
47	15,043	56,537	39,812,215
49	15,324	57,306	59,922,062

資料：49年版佐賀県の商業（商業統計調査結果報告書）

機構協同組合連合会が設立され、県は補助金交付や運営資金を貸し付けて助成した。一般商店の規模拡大の動きも、三十五年頃から大きくなり、店舗改装・高級店化・専門店化・サービス改善・経営の合理化が目立った。こうした商業の近代化の動きに応じて、県の商業振興策も年々充実していった。三十一年七月には、現在の季節資金貸付制度が生まれ、季節商品の仕入れ等に好評であった。

また、エネルギー革命の進行により、産炭地の商工業者の売掛金増・回収不能・売上げ減が目立ち、転廃業者が続出した。このため、中小企業金融公庫や国民金融公庫の特別枠の設定や県産炭地域振興資金貸付制度を設けて救済対策を行った。

商業の近代化の推進により、四十九年には商店数一万五、三二四で、三十九年に比較して一、〇三四増、従業者数五万七、三〇六人で一万二、〇七五人増、年間販売額五、九九二億円（三十九年の約五倍）に達した。



銀天夜市（佐賀市）昭和49年7月

大型店舗の出現と まず、四十年八月、佐賀市中央部の幹線道路である「中央大通り（県道佐賀駅～中館線）」が完成、これを契機に佐賀玉屋が四十年十二月中央大通りに面した中ノ小路に移転新築した。

四十一年四月伊万里玉屋が伊万里市に開店した。大型スーパーも四十二年十一月ユニードが佐賀市片田江に開店、四十七年十月には全国一の売り上げを誇るダイエーが同市白山町に開店した。

佐賀市における大型店舗の出現は、買物客の流れを変え、旧来の佐賀玉屋を核とした商業は、佐賀玉屋・ダイエー・ユニードの三つの核と中間の元町・呉服町を中心

に広域化するなど大きく変化した。

客寄せ行事は、佐賀市においては七夕祭が賑わいを迎え、銀天通り（呉服町・元町・白山町）は四十年六月から八月までの間、毎週土曜日に「銀天夜市」を開催し、当初の四十一年には三〇万人が楽しんだ。銀天夜市は定着し、四十六年には百万人を越え、他の都市の客寄せ行事のモデルとな

るなど、その後も順調に発展している。

経済変動と商業 商業振興について、従来中小企業振興対策は、個々の商店・商店街の合理化・近代化として推進されてきたが、最近では、物価行政・消費者行政の立場から、商業は国民に対する物資流通の担い手として、流通機能の効率化・消費者利益の増進等発想の転換が迫られている。また、四十八年後半のオイルショックに伴う高度成長時代から低成長時代への移行による経済界の不況は、商業を取り巻く環境にも、生産の伸び悩みと、一方では消費の多様化・交通の高速化・消費者保護の要請・人口の過密過疎化・都市の再開発等大きく影響を及ぼしつつある。

四十七年には中小企業庁から指定を受けた佐賀市の商店街について、佐賀商工会議所を中心に商業近代化計画を策定することになり、県の中枢管理都市、中心的商業都市としての機能と商店街区としての再開発を提言している。

## （二）国内市場の開拓

終戦から二十三年の中頃までは、商業界は生産力の低下と物資の不足から、完全な売手市場の観を呈し、県内の物産についても作る一方から売れる状態であった。しかし、二十三年秋頃から全国的に生産の立ち直りがみられ、同年十二月の「経済安定九原則」の指令等一連のデフレ政策の実施により、金詰り・需要減退を来し、さらに経済統制の撤廃がなされ、商品はだぶつき、販売競争は激化し、県外市場開拓に必要に迫られた。

県は、戦時中閉鎖していた商工奨励館（明治二十九年四月、県物産陳

列場として設置、昭和六年四月県商工奨励館と改称)を二十三年四月産業奨励館として再開し、本県物産の展示・改良・販路の開拓・貿易の振興を行った。

県物産株式会社 二十五年十二月二十七日には、佐賀県物産株式会社(会社設立) 長鍋島直泰、社長井手徳一)が設立された。この会社は県策会社で、二十四年四月県産業振興対策審議会が、本県特産物の大半が中小企業の生産品であり、販売力の弱さがい路となつてゐることから設立を提唱し、これを受けて県関係財界人により設立された。同会社は本社を佐賀市県産業奨励館内、支社は東京・大阪に置き、石炭・陶磁器等、本県特産品を取り扱い、本県物産の販路開拓に資すること大であった。しかし、石炭販売の失敗から被害を被り、再建策が講じられたが、三十六年五月解散した。

県外事務所 県外の市場開拓のための県物産常設展示施設としては、等の開設 戦後、神戸市に県物産神戸あつ旋所、二十七年一月には東京銀座の全国物産館内に展示所を設けた。二十七年十月には県物産あつ旋協会が設立され、県特産品の即売・販路あつ旋事業をはじめた。

県物産の流通をみると、生産の約六割が県内や距離的に近い北九州市場に流れている状態であり、購買力の大きい東京・名古屋・大阪等の市場開拓の強化が痛感された。したがって、経済活動の拠点となる県外事務所を設置について力を注ぎ、二十八年十月には大阪市に県関西経済事務所(三十五年四月大阪事務所と名称変更)を設け、県物産神戸あつ旋所は二十九年三月末に閉鎖し、同年四月県関西経済事務所に展示施設を設けた。さらに、三十五年四月、中京地区については名古屋市に名古屋経済事務所(三十六年十二月名古屋事務所と改称)、北九州地区について

は、小倉市に小倉経済事務所(三十六年十二月小倉事務所、三十八年二月北九州事務所と改称、五十二年三月廃止)を設置した。四十年六月には東京銀座の香蘭社ビル内に県物産網光東京センター(四十五年四月国際観光会館四階に移転)を設

け、市場の調査・開拓、県物産の展示即売、観光宣伝、貿易のあつ旋をはじめた。

これらの商業活動の中心となつていた県産業奨励館は、大正三年七月県物産陳列館として建築されたまま老朽化が目立つようになったので、佐賀商工会館建設計画が具体化したため、二十七年二月県営アパートを閉鎖し、翌年五月解体した。二十九年十二月、同敷地内に佐賀商工会館が完工したのに伴い、県産業奨励館は同会館二階に移転した。

佐賀産業観 三十二年三月十五日から五月五日までの五二日間、「佐光大博覧会 賀産業観光大博覧会」が県・鹿島市の共同主催により鹿島市で開催された。この博覧会は祐徳神社遷座祭を契機に開催されたもので、昭和三年十月、「御大典記念県勧業共進会」が佐賀市で開催されて以来二十八年ぶりであった。

テーマ塔は、「花ひらく」と題し、産業文化の振興を、「土を黒」、



県北九州経済事務所の展示施設



佐賀大博覧会 四十年・四十一年と本県農業は「米作り二年連続日本一の偉業を達成した。これを記念して西日本新聞社を中心に「佐賀大博覧会」が計画された。同博覧会の内容は、会場を佐賀市高木瀬町の元興農業試験場跡地とし、期間は四十四年三月二十日から五月十八日まで六〇日間、工費二億六、〇〇〇万円。趣旨は米作り日本一の実績に輝く本県を舞台に、「日本農業の今日、明日の姿」を描き出すほか、「自然と人間生活」の相関関係を科学・産業・文化等の各方面から解明する

佐賀産業観光大博覧会の展示館

伸びゆく佐賀県館
農 林 水 産 館
近 代 工 業 館
原 子 館
陶 磁 器 館
全 国 物 産 館
酒 類 館
交 通 館
お 伽 の 国 館
琉 球 ・ 買 易 館
全 国 観 光 館
専 売 館
新 聞 館
兄 童 文 化 館
電 気 科 学 館
ス ポ ー ツ 館
生 活 文 化 館
全 国 神 社 館
農 機 具 館
美 術 館
海 女 産 館

振興・観光の発展等に大きな足跡を残した。

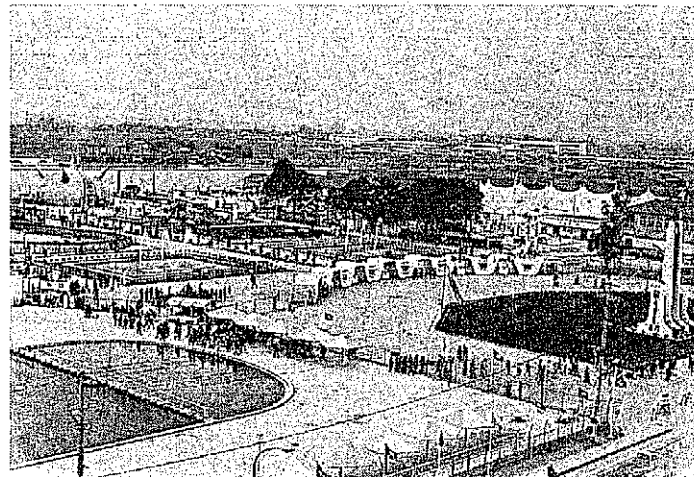


佐賀産業観光大博覧会の開会式

「文化を赤」として、白の地色に象徴された高さ一五mの塔を設けた。会場は第一会場として中川河畔の鍋島農園に展示館を集中、第二会場は祐徳神社外苑に永久建築物の美術館を設けた。期間中の入場者は四万六〇〇人であったが、この博覧会は本県の産業

こととした。県は農協中央会と共に共催団体として参加し、県関係の展示館では、県が「郷土の農業館」・「観光館」を設けたほか、「農業技術館」・「あすの農業館」・「電化農業館」・「陶磁器館」が設けられた。期間中の入場者は九〇万六、三一七人を記録した。

日本万国博覧 アジア会への参加 における最初の万国博覧会が日本で開催されることになり、「人類の進歩と調和」をテーマに、大阪府下千里丘陵において、四十五年三月十三日から九月十三日まで行われた。



佐賀大博覧会

本県関係では、七月一日から四日まで「地方自治体館」において「佐賀県の日」が設けられ、特設展示室では有田焼・佐賀錦・杵島山一刀彫の製作実演と特産品の展示、観光映画「佐賀」の上映を行った。屋外の「いこいの広場」では、浮立・獅子舞・荒踊り・曳山ばやし等、郷土民芸八団体二八三人が民芸を披露した。四日間の特設展示室の入場者は、本県出身者をはじめ三万六、九〇七人を記録し、好評を博した。また、



「お祭り広場」の日本の祭りには、全国八民芸団に混じって、鹿島市・塩田町の面浮立一四二人が熱演、観衆の盛んな拍手を浴びた。

物産観光 三十年から九州各県との共同事業である「全九州と沖縄の展の開催 物産と観光展」に参加、三十六年から県主催により毎年関東・中京・中国・四国・北九州において「県物産と観光展」を開催した。さらに全国各地で開催される博覧会・物産展にも出品参加し、本県物産と観光紹介に努めた。また、新佐賀駅が五十一年二月に開業の予定であるので、駅構内に本県の物産と観光を紹介するため佐賀駅物産観光展示館の設置を進めている。以上のような物産の宣伝・紹介による市場開拓活動のほか、物産そのものを市場性ある製品に開発することにも力を注ぎ、デザイン・包装等の改善についても講師を招き、各試験場と提携して講習会を開催、改善指導を行った。こうした販路開拓の諸施策の実施・輸送網の整備・経済圏の拡大により、県物産の販売は年々増加し、特定の品目すなわち繊維製品・化学製品・電気機械・陶磁器等で比較的大規模企業の製品は、その大半が関東・関西を中心とする遠隔地まで出荷されるようになった。

### (三) 貿易の発展

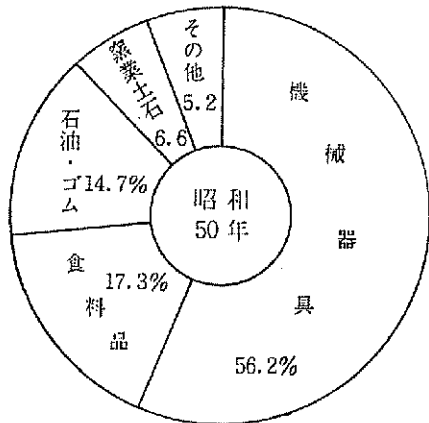
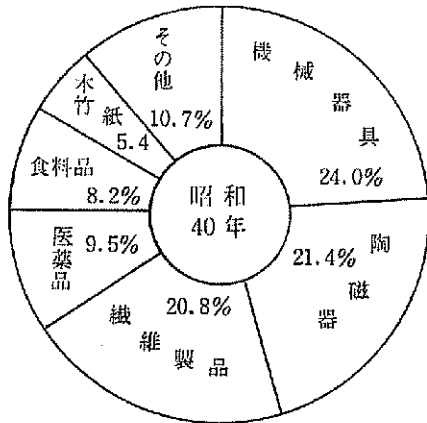
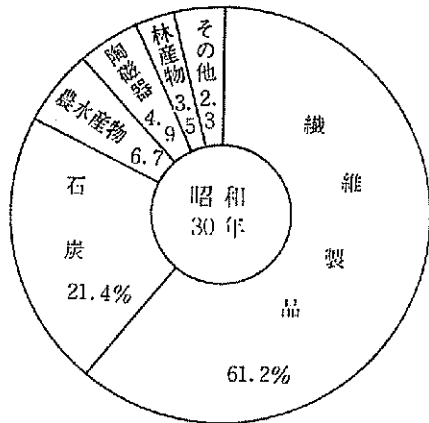
民間貿易の再開 昭和二十二年八月十五日、制限付ではあるが、待望の民間貿易が許可され、貿易界は活気を呈してきた。本県においてもこうした情勢に対応して、二十二年九月十五日県貿易振興会が設立され、事務局を県商工奨励館内に、出張所を有田町と東京都に設けて、外人バイヤーの招致、貿易品の生産奨励、販売等活発な活動を行い、また一方、本県特産の陶磁器・百合根・木鱗等貿易品の生産復興を急いだ。

二十二年八月の民間貿易再開から二十三年三月末までの輸出実績は、石炭一億八、六二四万円、繊維五、四六九万九、〇〇〇円、陶磁器一、三〇〇万円、茶および木鱗七〇〇万円、板紙三六七万円、計算尺三五五万二、〇〇〇円、百合根一〇〇万円、合計二億六、九一六万二、〇〇〇円であった。なお、石炭・繊維は政府指令に基づくもので、他は民間貿易であった。

二十四年二月、県は産業振興対策審議会に「本県輸出産業振興の具体策如何」という諮問を行い、同審議会は同年四月答申を行った。答申に基づいて、諮問機関として県貿易振興協議会の設置（二十四年六月）、県貿易振興会の陣容強化、窯業試験場における輸取向製品指導機能の拡充強化、陶磁器製造の共同施設の補助を実施した。そのほか、農林水産関係では、米国・香港・フィリピンに輸出していたにんじくや、米国に輸出していた百合根が特に好評を博していたことから増産をはかるため、二十五年四月、県輸出農産物増殖指導所（本所―打上村、分所―入野村）を設け、上場特産のにんにく、百合根、こしょう、ハッカの優良品種の育成、普及を行った。

輸出の実績は、二十三年度一二億二、〇〇〇万円、二十四年度一五億六、〇〇〇万円と順調に伸びてきたが、二十五年は繊維製品の不振が大きく影響して九億八、〇〇〇万円に落ち込んだ。二十六年は特需ブームを反映し、繊維製品・機械器具等を中心に大きく伸長し、前年の三倍の二九億二、〇〇〇万円に達した。その後は、世界的景気の後退、特需景気の終えんにより、三十年までは一五億円―一七億円の輸出であった。三十一年は石炭の輸出が貢献し、前年の一七億五、〇〇〇万円から二億九、〇〇〇万円に大きく伸びた。しかし、その後は繊維製品や石炭

工絨業製品の輸出構成の推移



の不振、産業構造の立ち遅れにより、三十九年まで二億円台に低迷した。三十六年はアメリカのドル防衛により、陶磁器の輸出は前年の三割五分減となるほど大きな打撃をうけた。

**輸出の伸長** 貿易不振を打開するため、引き続き各種の貿易振興対策を実施した。貿易金融対策として、従来から要望されていた外国為替取扱銀行の設置は三十六年四月佐賀銀行が外国為替取扱銀行（乙種）として認可されたことによって実現、貿易決済が簡便となった。この年の取扱実績は四九〇件・一五五万七、〇〇〇ドルであった。

海外の市場開拓として三十四年九州山口八県総合見本市（那覇市）など海外見本市、国際見本市、全国中小企業輸出見本市、西日本物産海外見本市、全日本中小企業ギフト用品特別展示会等に県内企業を出品参加させた。西日本物産海外見本市は四十三年で中止したが、国際見本市、全国中小企業輸出見本市は現在まで参加出品している。また、五十年にはアメリカで開催されたアトランティック・チャイナンドグラスショウ

に参加出品した。海外市場調査では、三十五年琉球、三十七年香港、三十八年東南アジア等に視察団を派遣した。三十八年七月には従来産業奨励館で扱っていた貿易業務を観光通商課に移管、翌年四月には貿易関係者により県貿易協会が設立され、また機関誌として「貿易情報」が発行されることになった。

県内には貿易商社是对韓貿易中心の八洲貿易（唐津市）の一社のみであるため、県外商社に県物産の売り込みを目的に四十二年から県貿易協会等の共催により関西商社招待貿易取引促進展示会、四十四年から県陶磁器輸出促進取引展示会をはじめた。そのほか、輸出商品のデザイン改良も陶磁器を中心に行われた。

隣国の韓国については、経済交流、特に石炭に代る唐津港振興をはかるため、四十年四月、四十一年六月、四十三年十月の三回にわたって県経済視察団を派遣した。四十三年の際には池田知事、小原議長が訪韓するなど、経済・文化交流を深めた。

また、中華人民共和国についても、二十八年十月、民間の有志により日中貿易促進会県支部が組織され、三十年には第一回日本商品見本市（北京市）に本県物産を出品するなど市場開拓を行った。

以上のような活動に

より、四十年から急速に輸出が伸長し、四十年から四十二年にかけて全国の伸びを上回る伸びを示した。これは進出企業を中心とする機械器具の輸出増大によるものであった。終戦以降輸出の首位を占めていた繊維製品は、機械器具に首位の座を譲り、四十五年にはブリヂストンタイヤ鳥栖工場の操業開始により、タイヤが首位を占め、この年の本県輸出実績は対前年比五五%増と大きく伸び、八七億三、〇〇〇万円に達した。

四十六年には一〇四億八、〇〇〇万円とはじめて一〇〇億円台を越え、四十九年には一三一億六、〇〇〇万円に達しさらに、五十年は一挙に二七六億三、〇〇〇万円となり、驚異的な伸びを示した。これは伊万里市に誘致した名村造船所伊万里工場の船舶の輸出が大きく押し上げた要因となっている。

#### 四 貿易港の振興

唐津港 唐津港は、唐津炭田の石炭積出港として江戸時代から栄え、戦後も典型的な石炭積出港として発展したが、昭和十八年から国の直轄事業として着手した港湾修築工事は、二十三年度から港湾復興五か年計画の一環として再開された。ドルフィン式岸壁・臨港鉄道・ガントリークレーン等港湾の整備とともに、貿易港の機能も二十一年六月税関が再開し、門司税関唐津支署設置、二十六年十一月出入国港指定、三十五年九月検査港指定等、充実していった。

石炭は、最盛期の三十一年には一三万五、八〇〇tを輸出し、同港の輸出総額の九八・五%を占めた。しかしその後のエネルギー革命により次第に衰退し、三十九年七三二tを最後に姿を消した。

この間、石炭積出港から商工港に転換がはかられ、企業誘致や韓国か

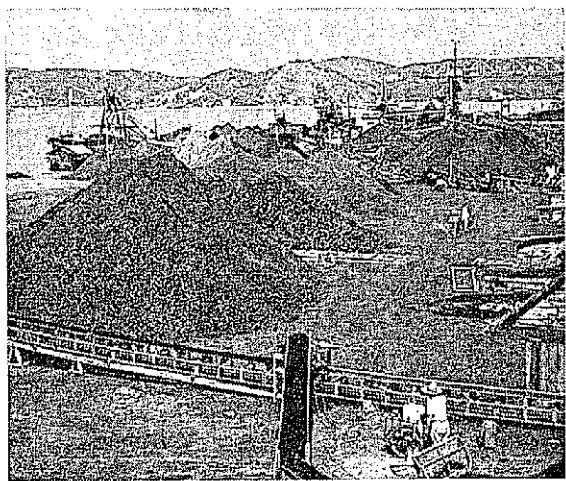
らの水産物輸入が推進された。四十年五月、唐津市大島にブリヂストン液化ガスの誘致が実現したことから、貿易船の入港も増加し、貿易品は石炭の輸出に代って液化ガス輸入が王座を占めるに至った。

#### 伊万里港 伊万里港

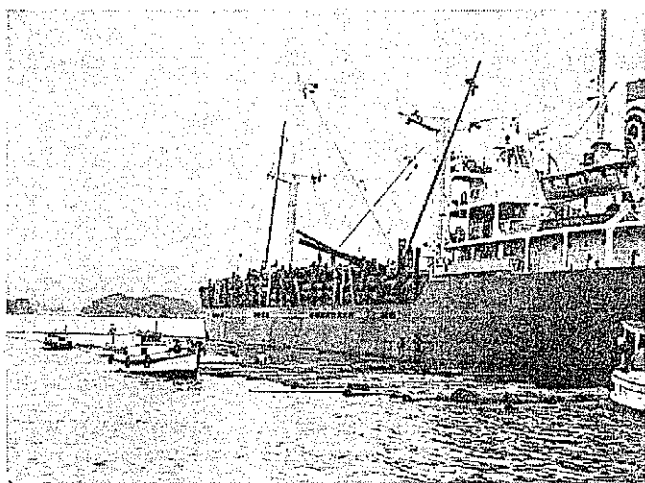
は、江戸時代から有田焼の積出港として栄え、「伊万里焼」の名称も、この港の名称に由来するといわれる。その後は伊万里湾沿岸の中小炭鉱の石炭積出港としての機能を果たしていた。

一方、エネルギー革命のため、炭鉱が次々と閉山し、産炭地域における石炭に代る産業の振興が叫ばれて、伊万里地域では三十八年頃から名古屋資本を中心とする合板企業が伊万里湾の有する立地条件に着目し、次々と進出し、一大合板生産地を形成した。

このため、三十九年三月のフィリップピンからラワン材貿易船の第一船入港を始め、外材の貿易船の入港が三十九年一五隻、四十年二六隻と急増し、活気を呈した。入港船は、他港で検査・通関・出入国等の手続を余儀なくされて不便を来していたので、県・伊万里市・業界は開港指定の運動を展開した。この結果、四十年四月唐津税関支署伊万里監視所設



かつて唐津港の輸出の王座を占めていた石炭の積出し埠頭 昭和36年頃



伊万里港の外材輸入船 昭和41年5月

置、同年七月輸入木材検査消毒場所等に一年間七〇隻以内について便宜措置、四十二年六月一日待望の開港指定、その後も木材輸入特定港指定、出入国港指定、唐津税関支署伊万里出張所設置、植物防疫港指定、検疫港指定等貿易港の機能は充実していった。

造船伊万里工場の船舶の輸出港として面目を一新した。

住ノ江港 住ノ江港は、戦後も石炭の輸出で貿易港としての機能を果たしてきたが、港湾条件に恵まれず、また船舶の大型化の傾向から次第に敬遠され、入港隻数・輸出入実績の減少から、再三にわたって貿易港指定取消しの危機に瀕した。県では、同港が有明海の中心的位置にあり、将来の県産業発展のためには不可欠であるとの観点から、港湾施設の整備を行うと共に、地元町村と協力して業界に対する同港の利用要請、関係官庁に対して存続の陳情を行った。

三十八年を最後に石炭の輸出が途絶え、石炭の代替に三十七年から琉球産のコークスの輸入、四十二年には琉球からのパルプ原料輸入など貿易

易船の入港に努めた。しかし、四十三年六隻、四十四年一隻を最後に入港船が姿を消し、ついに四十六年一月一日付で貿易港は取り消しとなった。開港と共に設置されていた長崎税関住ノ江出張所も四十七年五月一日をもって閉鎖された。

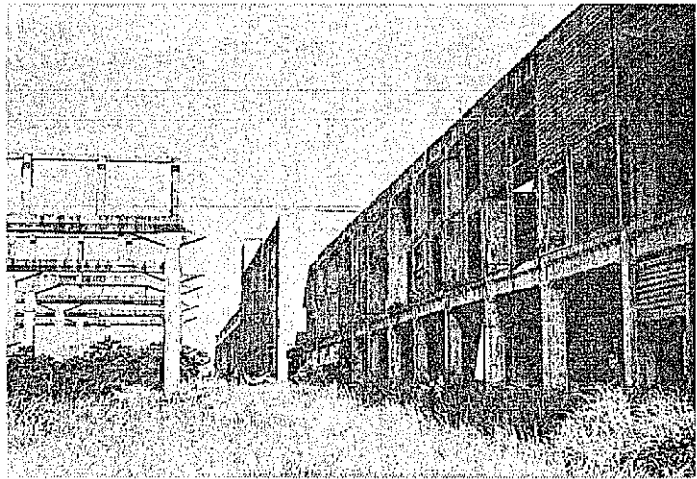
## 五 工業の開発

### (一) 戦後の経済再建

戦時経済の崩壊 終戦を迎えた本県産業界は、満州事変以降順次戦時経済に組み込まれ、挙国体制で兵器・食糧・石炭の増産に励んでいただけに、一時的虚脱の状態にあった。終戦により軍需生産の停止、動員学徒・勤労報国隊員・徴用工・外国人の一斉職場離脱により、生産はマヒ状態に陥った。

八月末頃には終戦の衝撃も漸く和らぎ、三十一日には戦時経済の窓口であった軍需商工課が商工課に戻り、十月には進駐軍土産用に有田焼の販売所開所、十一月には県産業報国会など統制団体の解散と、順次戦時統制経済から平和産業に復帰していった。

戦時経済下の県内の主要企業は軍需会社・管理工場・協力工場の指定を受け、その数は一三〇に達していた。軍需生産から民需生産に転換が急がれたが、占領軍はまず「一般命令第一号」を発し、軍需会社・管理工場は一応生産を停止し、施設・資材については現状保管を命じた。続いて「命令第三号」により兵器・航空機などの禁止品生産工場の民需転換には許可が必要となった。これに基づいて二十一年四月までに七〇余



廢墟となった軍需工場 川南工業浦ノ崎造船所  
(戦時中は艦船建造に約5千人が動員されていた)

ず、そのまま閉鎖に追い込まれた。

**経済民主化** 占領軍による経済民主化の指令は、まず経済機構の民主化として表れ、二十年十一月二日に財閥資産凍結・解体が指令された。これに基づき持株会社整理委員会が組織され、指定された八三社の持株会社は解体・持株整理・企業分割がなされることとなった。

県関係では、県内に支店・工場を有する片倉工業・大和紡績・川南工業・日本発送電・九州配電・住友鋳業・住友銀行が指定された。そして電力界では九州電力会社分割により九州電力が発足し、住友鋳業唐津炭鋳が企業分割により井華鋳業となり、そのほか住友銀行佐賀支店が大阪銀

工場が転換許可を受け、操業を再開、その他の禁止品目外の工場は従来通り生産を継続した。軍需生産を目的として設立された工場は、一時しのぎの農機具・日用品等の生産に、また、中途から軍需生産に転換した工場は本来の事業に戻る等平和産業に移行していた。しかし、兵器・航空機生産が主体の工場は転換がうまくでき

行同支店と一時的に名称変更した程度であった。

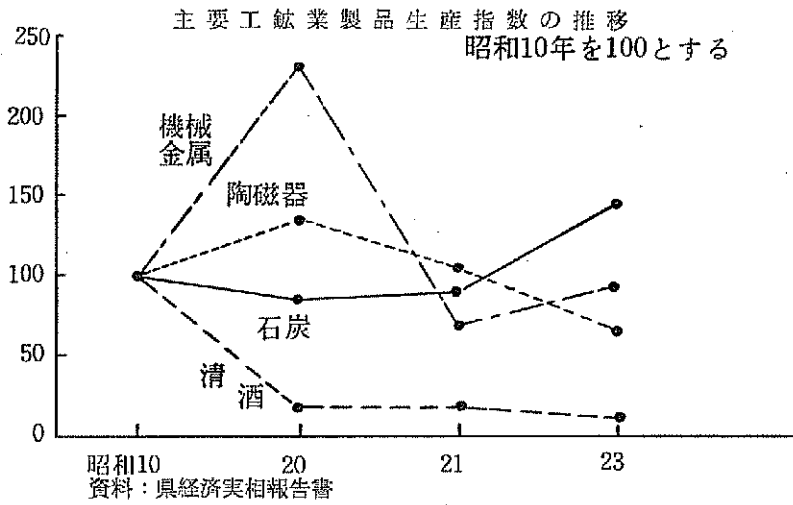
財閥の再建阻止のため、二十二年七月独占禁止法、同年十二月過度経済力集中排除法が制定された。人的支配では二十一年一月四日公職追放の覚書が出され、財界の支配組織は分断された。

施設でも主要企業の重要設備が賠償指定となり、県内では戸上電機製作所・太刀洗製作所基山工場・玄海興業(旧大日本航機唐津工場)、筑紫工業唐津工場(旧九州飛行機)の四工場が指定された。このように初期の占領軍の経済政策は、日本産業の徹底した非軍事化・民主化であった。

また、経済団体では昭和十八年制定の商工経済会法に基づく県商工経済会は、二十一年九月同法の失効により解散し、戦前の商工会議所は民法による公益法人として再建され、県連合組織としては、二十二年八月県商工会議所連合会が設立された。統制組合も二十一年十二月の商工協同組合法の制定により、統制色を拭き、商工協同組合に改組されていた。

**企業の再建** 二十一年二月十六日、通貨膨張抑止とインフレ防止のため、金融緊急措置令・日銀預入金令・臨時財産調査令・食糧緊急措置令・隠匿物資等緊急措置令・物価統制令等一連の経済政策が打ち出された。金融緊急措置令により、企業資金も封鎖を受け、なかには金融機関の再建整備のため封鎖預金が打ち切りに遇うなど、企業活動に大きな制約を受けた。

また、戦時補償特別法による徴税・在外資産放棄等により損失の大きい企業については、二十一年八月、会社経理応急措置法および企業再建整備法が制定され、新旧両勘定を設けて経理報告の義務を負う特別経理会社が指定され、損失を適正に処理し、再建整備を促進することとなっ



た。認可の諮問機関として、二十二年八月、県商工課内に県経済再建整備委員会（会長、知事）が設置され、第一審査部（企業）・第二審査部（金融機関）を設けて審査を行った。本県で特別経理会社に指定されたものは、玄海興業・香蘭社・青木合名・岩尾磁器・蓬来商事・有陶鉄工所・青木碍子・日東商事・秀鋭工業・宮島商店の一〇社であった。二十一年十月頃までの生産状況は、物資統制団体の解散・原材料の窮乏・インフレの異常な高進、燃料電力不足のため、手持原材料の食い潰し

や軍需物資の放出により細々とした生産が辛うじて維持される状況であった。軍需物資も終戦の混乱・ヤミ商人の横行により、大量の横流しがあり、後に隠匿物資調査の厳しい追及を受けることとなった。経済活動は物資不足、とりわけ食糧不足を反映して、農林水産業商業部門が活発であり、製造業は停滞の状況であった。

傾斜生産方式の登場  
と物資の需給調整

戦後の経済混乱により、生産は縮小再生産の兆を呈

し、本格的経済再建のためには新しい産業政策が必須となった。政府は、二十一年八月経済安定本部設置、同十月臨時物資需給調整法制定、同十二月傾斜生産方式による「経済危機突破対策」の発表、翌二十二年一月復興金融庫創設、三月には「金融機関資金融通準則」を決定した。これら一連の経済政策は、資金・資材を石炭・鉄鋼等基礎産業に重点的に投入し、基礎産業から徐々に経済の再建をはかるものであった。

生産資材については、臨時物資需給調整法に基づき、従来の統制団体割当委任を廃し、主務官庁が直接企業に配給割当を行うこととなった。そして、資材需給調整のため、二十三年一月県経済部内の商工課から物資課を独立させた。中央官庁の需給調整の優先機関としては、福岡商工局佐賀出張所（商工資材）・戦災復興院佐賀建築出張所（建築資材）・農林省佐賀資材調整事務所（農業資材）・鉄道局佐賀自動車事務所（自動車等運送資材）・海運局唐津出張所（海運資材）が設けられた。戦前の統制会社も廃止され、全額政府出資により配給機関として、二十二年六月以降、石油公団・配炭公団・肥料公団が政府の代行機関として創設され、県内にも出張所・支所が設けられた。

割当・配給の仕組みは、官庁の発行する切符により、需要者―小売業者―卸売業者―生産者と、現物は切符によって動くこととなり、また需要者保護の見地から割当表の公開と異議申立の制度が設けられた。二十一年十一月の割当手続の制定当時の指定品目は一七品目であったが、次に増加し、翌二十二年九月には二五五品目に達した。

物資不足を緩和するため、二十二年から二十三年にかけて隠匿物資の摘発・遊休資材の活用・掠奪物資の摘発が盛んに行われ、横流れ防止・不正受給防止・正規ルートに乗せる努力が払われた。隠匿物資は、西部

一軍の疎開糧秣廠のあった三養基郡に集中した。

二十三年八月には経済関係の調査・監視官庁として経済調査庁が発足し、県には佐賀地方経済調査庁が設けられた。発足から二十四年七月までに摘発された隠退蔵・不正保有・掠奪物資は約六八八万円に達した。

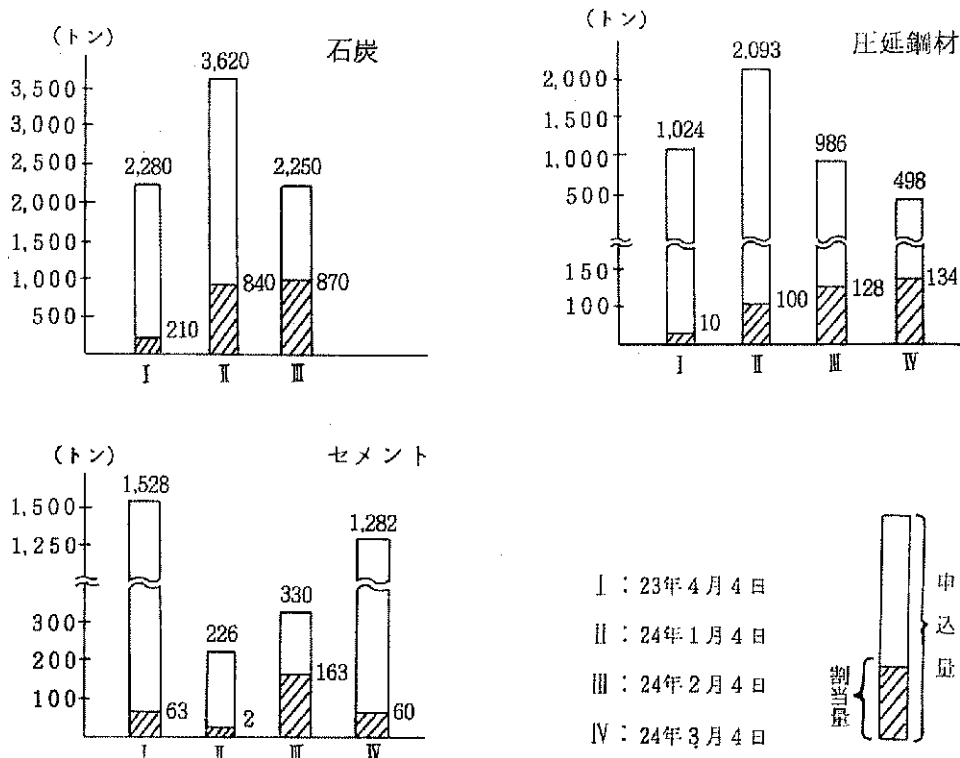
傾斜生産方式は、本県では主として石炭に対して行われ、県では増産対策として資金・資材・労務・食糧・住宅・衣服の確保に努め、重点的投入を行った。鉱山機械については、炭鉱機械製造指定工場として四三工場（二十三年現在）を指定した。戸上電機は電気開閉器の専門技術を生かして、防爆型電気開閉器を製造して活況を呈した。

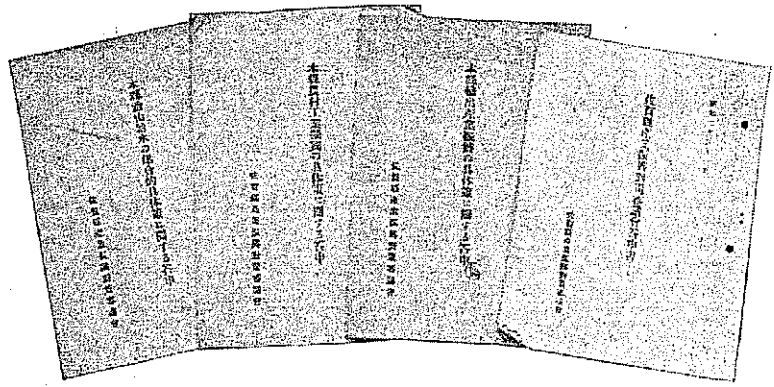
二十二年八月総司令部は、制限付ながら民間貿易を許可した。経済再建のため外貨の獲得が要求され、輸出品の生産が奨励された。県内では有田焼や繊維産業の生産復興が急がれ、原綿の輸入により大和紡績佐賀工場の紡績や縫製部門は再建の軌道にのり、蚕糸では片倉工業の各工場が生産を再開した。復興金融金庫の融資は本県では炭鉱関係を中心に融資された。

この時期の特徴は、食糧不足を反映し製粉業等食品品製造業が活況を呈し、酒造業は戦前には工業生産に大きな役割を占めていたが、食糧不足のため酒造米が制限されて振わず、また漁村ブームにより木造船建造の造船所が盛業であった。陶磁器工業は貿易再開により脚光を浴びたが、石炭不足のため全般的に振わなかった。

産業興振対策 二十三年十二月までの県の商工行政の中心となるもの  
審議会の活動 は、このように傾斜生産方式登場による石炭産業を中心とする生産復興のほか、資材の需給調整・電力の確保・物価統制・資

指定生産資材割当実績





産業振興対策審議会の答申書

源回収・賠償施設管理・特殊物件の処理・商工協同組合の育成・統制団体の解散であった。そのほか、中小企業指導本部による中小企業の育成、輸出産業として有田焼の復興がなされた。

なお、特筆すべきことは二十二年八月県産業振興対策審議会が設置され、戦後の県経済復興・産業界是の使命のもとに、数次にわたって答申を行い、終戦後の経済の混乱の中で県経済の行く手に指針を示した。これは終戦後の全国的な経済活動の停止を契機に、明治以降の米麦・石炭を中心とする本県産業を、工業を中心とする産業の振興を

はかることを意図するもので、数年後の統制経済廃止・自由経済復帰を想定したものであった。答申は中小企業本部設置等多くの経済施策に実現された。

(二) 経済の自立と工業開発への動き

ドッジ・ラ 米ソの対立、冷戦の激化により、アメリカの対日占領政策が転換して、二十三年四月来日したドレーパー調査団

は「日本再建四か年計画」を発表、同年八月占領地経済復興資金（エロア）による対日物資の供給が開始された。日本経済の体質改善については、二十三年十月「賃金三原則」を発表、十二月十八日「経済九原則」を指令、GHQ経済顧問としてドッジ公使が来日した。要旨はインフレを克服し、経済の自立をはかるもので、超均衡財政、赤字補給金の廃止、単一為替レートの設定等デフレ政策がとられた。

経済九原則の趣旨徹底のため、佐賀軍政部の指令に基づき二十四年三月県・市町村に経済再建委員会が組織され、超均衡財政・徴税の強化・金融の膨張の制限・輸出の伸長等が講演会等を通じて啓発された。

県・市町村は歳出を抑制する一方、徴税を強化した。まず、影響は復興金融金庫の融資の停止、赤字補給金停止により、石炭産業特に中小炭鉱の経営不振として表われ、石炭産業の不振は炭鉱機械関連工場に代金の支払遅延として波及した。金詰りも深刻化し、県内の日銀券流通をみると、二十三年十二月一九億円、翌二十四年五月一億円、同年十一月には四億三、六〇〇万円と最高時の二一・八%と極端なひっ迫となった。ほとんど全業種にわたって購買力の減退・在庫の増大・受注の減少・売掛金や買掛金の増大となり、そして企業閉鎖・賃金の遅欠配・人員整理が吹き荒れた。企業閉鎖は食料品工業・機械器具工業・窯業が目立った。

二十四年度の整理状況をみると、閉鎖工場五（整理人員一四三人）、休止工場二一（整理人員一二人）、縮小工場一三（整理人員一七六八）に達し、賃金の不払（二十四年七月末現在）は五、八〇〇人・金額で一、六〇〇万円、不払いを受け、後に完済された人員二万三、二〇〇人・金額七、〇〇〇万円、計二万九、〇〇〇人・金額八、六〇〇万円に達し、



# 復興委員会を設く

## 経済九原則を策定

昭和24年3月、復興委員会が設けられ、経済九原則を策定した。この原則は、戦後復興の指針として、政府、地方自治体、民間企業にわたって適用される。主な内容は、(一)人口増進の促進、(二)国内産業の振興、(三)貿易の振興、(四)労働力の増進、(五)技術の進歩、(六)交通の発達、(七)金融の健全、(八)物産の増進、(九)生活の向上である。

経済九原則のPR 昭和24年3月 佐賀新聞

給従業者の約三分の一が賃金の不払遅延にあったとされる。

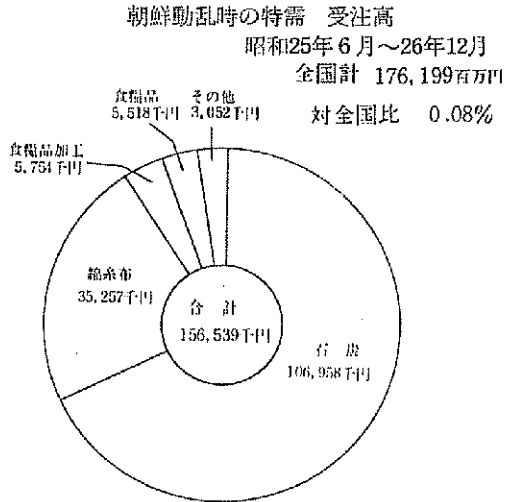
ドッジ・ラインの実施により、終戦以来猛威を極めたインフレも収束、補給金等「竹馬の足」が切られ、企業の合理化が迫られた。購買力の減退から、物資の需給事情が緩和し、資材の配給割当が次々と廃止されて、自由経済に復帰していった。割当・配給機構も縮小廃止がすすみ、県経済部内に設置されていた物資課は農林部内の農林資材課と共に二十五年十月廃止された。中央官庁の出先機関も廃止、または業務転換し、二十四年十一月には商工省福岡商工局佐賀出張所・運輸省道路運行管理事務所が県商工資材事務所・県陸運事務所（地方自治法附則第八条に基づき身分は官吏）として、県知事の指導監督下に入った。なお、県商工資材事務所は翌二十五年四月廃止された。

また、配炭・石油・肥料公団も次々と廃止された。なお、二十五年四月資産再評価法が制定されて、第三次にわたってインフレによって帳簿

上極端に低く評価されている資産の価値を適正な水準に引き上げて企業会計を实情に即したものにすることを目的で、資産の再評価が実施されている。

特需ブーム 二十五年に入っても不況はますます浸透し、安定恐慌の様相を呈してきたが、二十五年六月の朝鮮動乱の勃発により、経済界は買手市場から一転して売手市場に転じ、空前の特需ブームとなった。特需・輸出の伸長により、今までの滞貨を一掃、次いで生産の拡大を遂げ、鉱工業生産は二十六年にはほぼ戦前の水準に復した。特需による我が国の収入は、二十六年末現在五億四、四〇〇万ドル（一九六〇億円）に達したとされる。

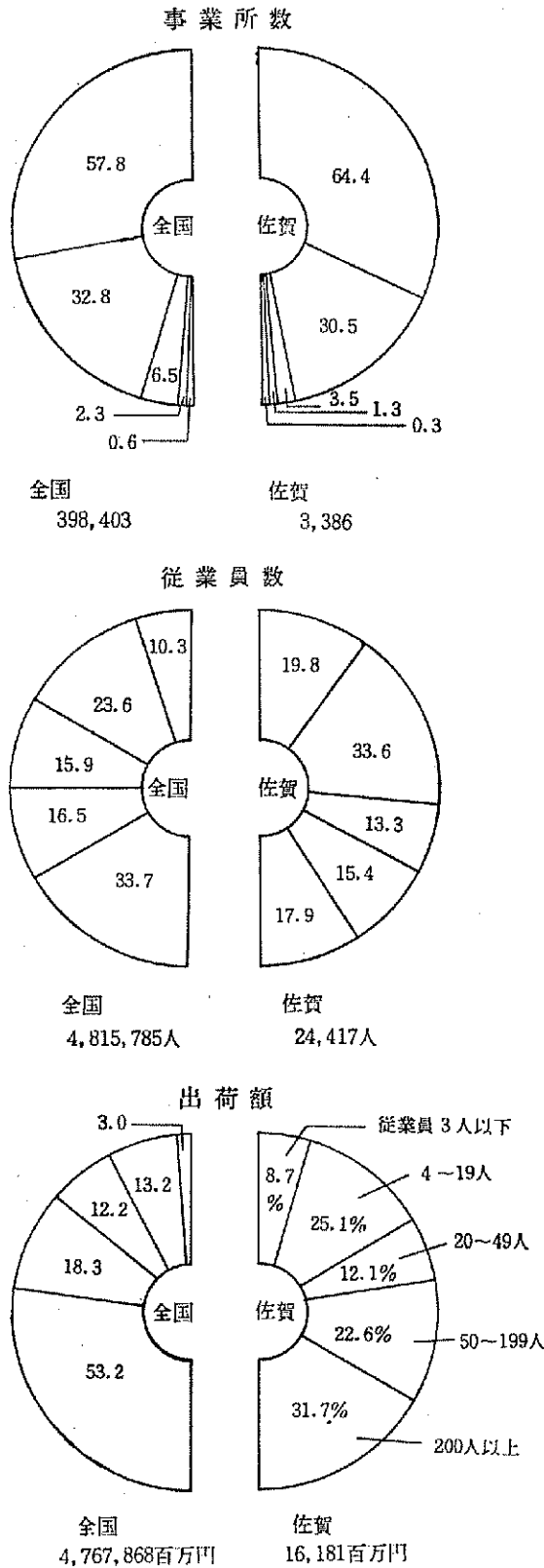
特需ブームに際しては、県は商工会議所を通じて、県内企業に特需の受注のあつ施を行った。特需ブームが本県経済に及ぼした影響は、本県工業がほとんど家内工業的零細企業であり、また重要産業に乏しいため、恩恵を受けることが少なく、石炭鉱業を除くとその影響は極めて遅く現われている。その中で石炭産業は、貯炭を一掃、そして炭価高騰と石炭ブームを満喫した。他は県外の重要工業の下請として間接的恩恵を受けたにとどまった。佐賀地方



資料：県経済概観

第13章 商工業

事業所数・従業者数出荷額の規模別分布表



資料：昭和27年工業統計

経済調査局の調査によれば、石炭一億七〇〇万円・綿糸布三、五〇〇万円等で合計一億五、六〇〇万円（二十六年十二月現在）であった。一方では、特需ブームにより、物価が上昇し、資材高のため企業はコスト高に苦しみ、県全体としてはむしろマイナスと思われた。

二十六年九月サンフランシスコ講和条約が調印され、翌二十七年四月発効、日本は念願の国際社会に復帰した。国際経済上も、国際食糧農業機構（二十六年十一月）、国際通貨基金（二十七年八月）、世界銀行（二十七年八月）、アジア極東経済委員会（二十八年二月）、関税貿易一般協定（三十年九月）に正式加盟し、復帰を果たした。

特需景気により、ほぼ戦前の水準に復した日本経済は、再建から自立に、さらに成長の過程をたどることとなった。そして、特需景気の際蓄積した資本をもとに、近代化が遅れ老朽化した設備の改善のための設備

投資が旺盛となった。二十七年四月には企業合理化促進法が制定され、企業の近代化の投資意欲が盛り上がり、電力・鉄鋼・石炭等の設備投資・近代化はめざましいものがあつた。

**本県工業の停滞** 終戦からほぼ戦前の水準に達した二十七年までの本県の鉱工業生産の復興過程をみると、二十一年には五七・八まで低下したが、二十二年六六・二、二十三年七二・三、二十四年六九・七、二十五年八六・四、二十六年九八・七、二十七年一〇一とほぼ戦前の水準に回復した。これは、本県工業構成の特色を示している。すなわち、全国的には敗戦により重要基幹産業をはじめ軍需的生産が一斉に生産を停止し、次第に平和産業へ切り換えていく過程をたどっていったことから、敗戦から二十三年までの三年間の上昇率は著しく低かった。本県では平和産業が基幹であつたため、敗戦による影響は割合に少なく、戦災によ

る被害も少なかったことから、全国に比較して高い伸びを示した。しかし、二十四年以降生産が本格的に回復してくると、再び産業構造の後進性により全国的成長率に比して著しく低位の状態を示すようになった。ちなみに戦前の生産水準の回復は全国的には二十六年とされるが、本県では一年遅れの二十七年であった。

本県の工業の実態を二十七年工業調査にみると、工場数三、三八六のうち、従業者三人以下の工場が二、一八〇で全体の六四・四%を占め、全国平均の五七・八%に比較して著しく零細であった。工業人口一人当たりの工業生産額は、一万六、六四八円と全国平均の五万五、五三六円に比して三分の一以下、従業員二〇〇人以上の工場は一二工場のみという状態であった。

業種の分布について、出荷額からみると食料品が三八・四%で全国の一四・四%を大きく上回り、付加価値の高い機械金属は全国の三四・四%に対してわずかに一三・一%であった。従業者についても食料品四、二二二人、次いでガラスおよび土石製品が四、〇四六人を占めていた。工業開発の努力 こうした産業構造の後進性を打破し、工業の振興により、過剰な人口を吸収し、工業立県をはかる動きが、二十六年の鍋島県政発足を契機に急速に高まった。

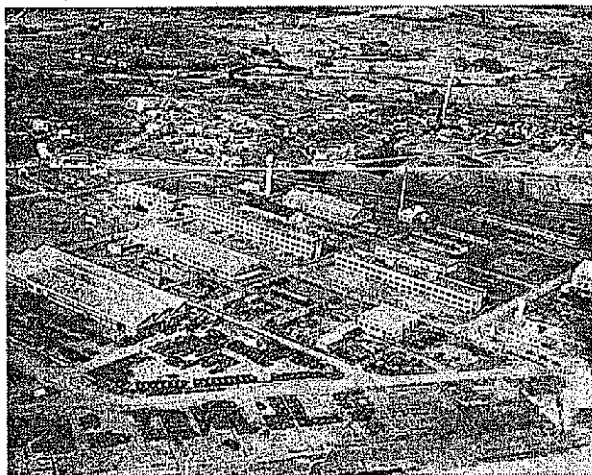
国土総合開発法制定に伴う県総合開発審議会設置（二十六年七月）、中小企業振興対策委員会設置（二十六年十月）、知事直属の開発推進機関としての知事室設置（二十八年一月）、企業誘致の開始、金融円滑化のための損失補償限度額の引き上げ、共同施設の補助、中小企業診断の強化、日本経済研究所による県総合経済調査（二十七年）など工業開発の胎動が始まった。

二十六年十月には県水産製品指導所を設けて、水産製品の加工技術の向上・輸出増進をはかり、また、同時に鳥栖町に県農業指導所を設け、鳥栖地方を中心とする本県特産の医薬品生産の振興を行った。

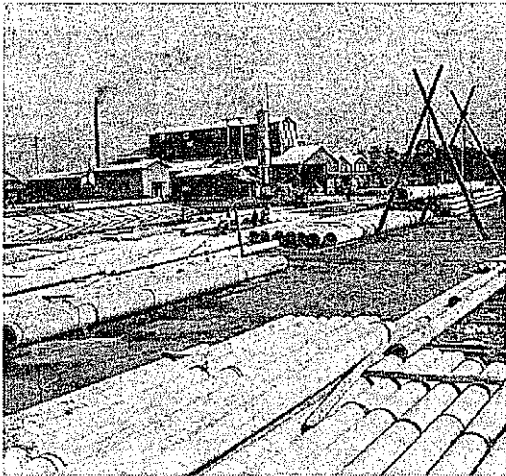
二十七年六月には県中小企業設備近代化資金貸付制度を設けて、金融面から設備近代化の遅れている中小企業の近代化を推進し、そのほか機械金属工業の振興のため国有機械の払下げのあっ旋、北九州や長崎の工場との結び付きを強めて受注を容易にするため、系列調査や系列のあっ旋をはかった。

二十九年三月には三田川村目達原に保安隊九州地区補給処の誘致に成功、保安隊関係物資の生産・物品納入等販路を開拓した。

その後、県は、三十年三月に四十年度を目標年次とする県総合開発計画を策定したが、その中で産業構造の高度化（重化学工業の振興）として、工業立地条件の改善や工場誘致、中小企業の振興として合理化・組織化・金融・販路・試験研究機関の強化を取り上げている。重化学工業の立地条件の整備強化としては、唐津・伊万里地区を臨海工業の候補地と



設置当時の保安隊九州地区補給処（佐賀新聞提供）



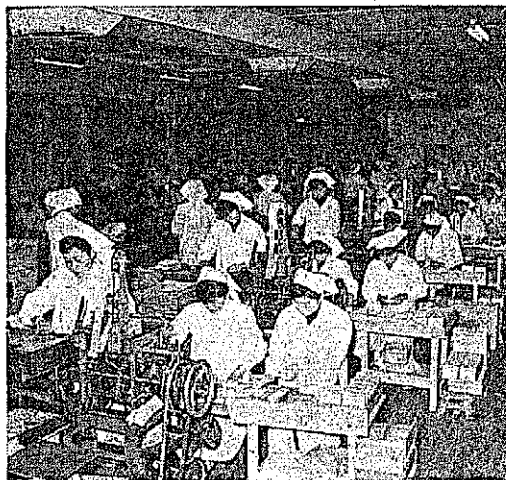
大同コンクリート三田川工場 昭和31年頃

・石灰等の地下資源と米  
麦等農林水産物利用を目的とした石炭化学・発電  
事業・石灰工業・セメント工業・機械製造・食品工業等の誘致であった。

二十七年七月には、  
県工場事業場等の設置奨励に関する条例を制定して、敷地の獲得・労務充

足・資材資金の調達・輸送施設の整備等の便宜供与や敷地の提供・奨励金の交付（事業税の範囲内）等優遇措置を講じることとなった。そのほか、企業誘致に関する諮問機関として県工場事業場等設置審議会、窓口として経済部商工課内に開発係を設けた。

企業誘致第一号としては二十七年十一月神埼郡三田川村に大同コンクリート三田川工場、さらに二十八年三月佐賀市上多布施町の日東航機跡に江崎グリコ九州工場の誘致をみた。なお、両工場とも本県ゆかりの人物の尽力に負うことが大で、大同コンクリート社長加藤於菟丸は元本県知事（第三十三代）、江崎グリコ社長江崎利一は神埼郡蓮池町出身であった。その後も二十八年四月九州化成、翌年十月日本エタニットパイプ



グリコ九州工場 昭和31年頃

鳥栖工場と相次いで誘致が実現した。

しかし、三十年頃から始まったいわゆる「神武景気」といわれた好況は企業誘致の面では本県を素通りし、また県財政の破綻により総合開発計画の実施は事実上棚上げされたため、産業基盤の整備が立ち遅れた。三十四年までに県工場事業場等の設置奨励に関する条例の適用を受けた新設または増設の工場は、三十二年オリエントルコンクリート、三十四年住友建設PC工場を加えて、一一工場で、その生産額

し、工業用地の造成・工業用水の確保・交通輸送施設の整備を計画した。内陸工業地帯として鳥栖―佐賀間沿線の丘陵地帯の用地造成をあげている。また、これらの地区への企業誘致計画として、四十年の最終年次に生産額二六二億円・従業員一万九三四人達成を期待している。

企業誘致対 二十六年頃から県内の豊富な農産品、水産資源、第二の策の登場 筑豊といわれた石炭、軍需産業の遊休施設を活用し、工業を誘致開発しようとする動きが急速に高まってきた。具体的には、伊万里火力発電所・江崎グリコ・大同コンクリート等の誘致運動が盛り上がり、こうしたことを背景に既存企業の振興と併せて企業の誘致が県の重要な産業政策となったのである。

二十六年九月には県内外の各層からなる県企業誘致対策委員会（委員長・知事）が組織され、東京・大阪に部会を設けて誘致運動を展開した。この頃の誘致の基本方針は、県内に賦存する資源の開発、即ち石炭

は約二〇億円（三十三年工業生産額の六％）、雇用人員は一、〇〇〇人に達していた。また、誘致企業に約束した奨励金の交付は、県の財政事情から十分にできず、二十八年度から三十三年度までに新設九六〇万二、〇〇〇円、増設九七〇万円、合計一、九三〇万二、〇〇〇円（関係企業の事業税総額の約七割）であった。

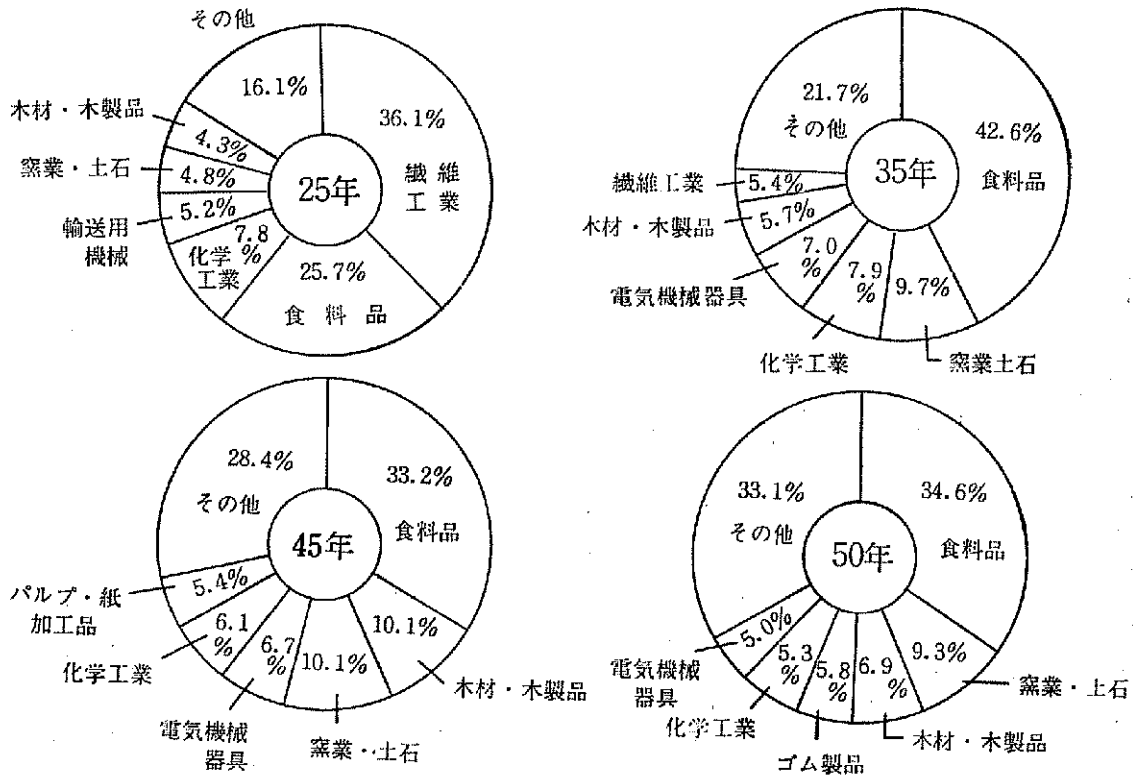
**石炭不況**・二十六年六月、朝鮮動乱の休戦交渉は特需景気に終えん災害の影響をもたらし、軍需拡張景気の調整・国際収支の悪化から景気が後退、特に糸へん景気に沸いた繊維関係産業は深刻な不況に陥り、操短に追いこまれた。政府は二十八年秋から金融引き締め、緊縮予算等デフレ政策をとった。

県内経済界は、二十七年秋の「炭労六三日スト」以降、エネルギー革命の浸透により石炭産業、特に中小鉱の不振は著しいものがあり、このため石炭関連産業、とりわけ機械工業は需要の減少、売掛金の回収困難など大きな影響を受けた。

さらに、二十八年六月の西日本大水害により、休廃止工場が急増し、鉱工業生産は、停滞を余儀なくせられた。この時期に大和紡績佐賀工場では佐賀紡績時代からの縫製部門は繊維不況から閉鎖され、また約八〇〇人にのぼる人員整理が行われた。

三十年に入ると、輸出の伸びにより国際収支が好転、内外需の増加により鉱工業生産が増大し、「数量景気」といわれるほど経済の拡大を達成した。三十一年は数量景気は投資景気となり、日本経済は設備投資を中心に「神武景気」といわれる未ぞ有の活況を呈した。しかし、急激な投資に基づく輸入・スエズ動乱による思惑輸入の増大による国際収支の悪化から、三十二年春金融引締政策がとられ、景気は後退して「なべ底

工業出荷額の構成



景気」といわれる不況となった。三十四年から再び上昇過程に転じ、「岩戸景気」といわれる好況を呈した。

この間、二十五、六年頃から電力・鉄鋼等の基礎産業や重化学工業の設備投資の増大、石油化学工業・自動車工業の伸長、三十年頃から電気製品等新製品の開発がすすみ、これらは技術導入・技術開発等技術革新に支えられて大きく発展していった。

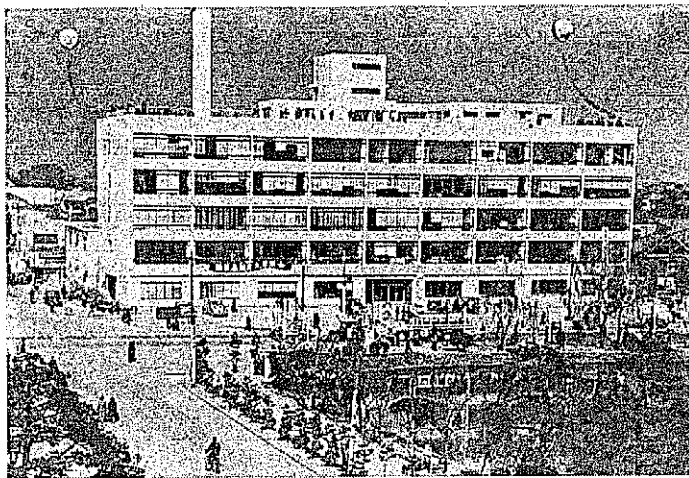
一方、県内ではエネルギー革命の進行に伴い、石炭産業の斜陽化、相次ぐ災害の襲来、農業を中心とする産業構造の立ち遅れから、全国的な急テンポの経済成長から取り残される状況にあった。第二次産業所得の推移をみると、鉱業はほぼ全国的傾向と同様であるが、建設業では県財政の悪化から投資的経費が抑制されたこともあって不振であった。製造業では、全国的には三十年から三十二年にかけて大きく伸長したが、本県では三十、三十一年は緩慢で、三十二年に入って漸く好況が波及している。

そのほか、戦前県内の製糸業界において独占的地位を占めていた片倉工業は食糧危機による桑畑の食糧生産への転換から原料の入手難をきたし、二十三年十月麓村の鳥栖工場麓分工場を佐賀少年刑務所（のち婦人囚収容の麓刑務所となる）に売却した。二十四年三月鳥栖工場は福岡専売局に売却され（専売公社鳥栖工場）、さらに三十三年六月には小城工場を住友機械工業株式会社に売却して、本県から撤退した。

この時期は、県の財政再建のため工業開発は停滞を余儀なくされ、県総合開発計画も事実上棚上げとなり、このため道路・工業用地等産業基盤の整備が立ち遅れた。また、試験研究機関では窯業指導所・水産製品指導所が行政機構整理の対象となり廃止された。行政部門、残存した試

験研究機関では、経費圧縮・新規事業抑制により活動が制約を受けた。

佐賀商工会 県の商工団体は、佐賀市蓮池町の佐賀商工会議所（旧古館の建設 賀銀行本店）や市内の各所に点在し、関係者は不便をかこっていた。また、県産業奨励館も大正三年建築の建物で老朽化が目立っていた。商行政・商工団体の中枢となる建物の建築が二十四年の佐賀商工会議所の文化委員会の席上要望されて以来、商工関係者の間に再三にわたって要望されていた。二十七年に入って急速に具体化、十二月には県・佐賀市・佐賀商工会議所・九州電力の寄付行為により財団法人佐賀商工会館が設立され、建設にあたった。計画は県産業奨励館を撤去した県有地に鉄筋コンクリート造りで地上五階・地下一階・総延面積七、三四二㎡を工費三億二、〇〇〇万円で建築するものであった。途中、県産業奨励館内県管デパート店子の退去問題の難行、軟弱地盤のためシートパイルの倒壊事故等曲折があったが、二十九年十二月十五日鹿島建設により竣工した。佐賀商工会館は県産業奨励館・九州電力・NHK佐賀放送局・



佐賀商工会館落成 昭和29年12月

佐賀相互銀行・県商工会議所連合会・県中小企業団体中央会・佐賀商工会議所・クラブ佐賀等が入居し、県の商工業振興の中心的存在となった。また、佐賀市における本格的な高層建築として観光名所となり、県商工業界にとって明白の発展のシンボルの存在となった。

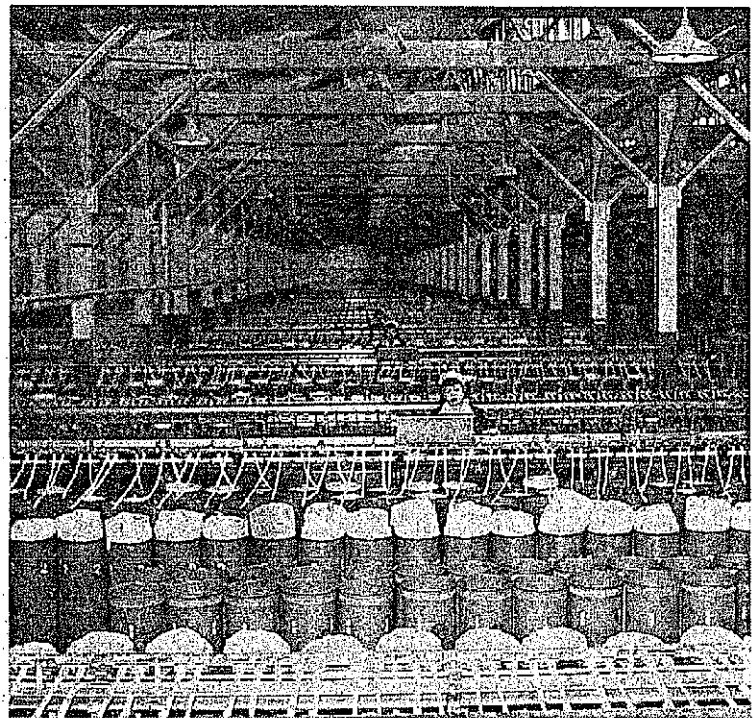
### (三) 産業振興計画と工業の開発

工業開発の方針 日本経済が神武景気→岩戸景気と驚異的な高度成長を続ける中で、停滞的・後進的な本県経済を脱却することを目的に、県では産業振興計画を策定することとなり、三十五年十一月県総合開発審議会に諮問し、三十六年二月答申を得た。国においては池田内閣の「所得倍増計画」の発表、県においても財政事情の好転、石炭産業の斜陽化に伴う雇用安定の要請が増大している時期であった。

国全体としては、産業・人口の大都市への過度集中、地域格差の拡大がはじまり、重化学工業の伸長に伴うコンビナート形成の動きと相まって、産業・人口の地方分散、重化学工業を中心とする拠点開発により、地域格差の是正、産炭地域の民生の安定を図ろうと、各種の地域開発立法の動きが強まった。

三十四年、九州地方開発計画促進法の制定、三十五年、「国民所得倍増計画」が「長期経済計画」として登場、三十六年、「工業適正配置構想」の発表、低開発地域工業開発促進法および産炭地域振興臨時措置法の制定、三十七年、新産業都市建設促進法の制定、三十九年工業整備特別地域整備促進法の制定などがこれである。

この結果、県内の工業開発地区としては、低開発地域工業開発地区として佐賀市から鳥栖・基山に至る「佐賀東部地区」、唐津市の「唐津地



大和紡績佐賀工場

区」、県西南部の「武雄・有田・鹿島地区」の三地区・一〇市町村、産炭地域として多久市・伊万里市など石炭産出地域である一〇市町村（六条地区）が指定された。

こうした国・県・産業界の工業開発の機運、また県内の石炭産業に代る雇用の安定、産炭地域の振興、県民所得の向上の要請という状況にあつて、工業開発は急速に進むこととなった。

県産業振興計画は、農業と工業の調和ある発展を基本に県勢の浮揚をはかるもので、本県工業の振興の方向は「わが国の工業発展の方向に即





地場電機メーカー、戸上電機の電磁開閉器の製造 昭和36年頃

応し、九州経済圏とくに北九州・福岡の動向と有機的関連をもちつつ、県内の農業・水産業・林業・鉱業などの資源の生産加工度を高め、併せて雇用問題の解決に資し、もって地域産業の発展を助長するという基本的見地に立って、中小企業を中心とする既存工業の振興と工場誘致の強力な推進をはかる」とした。

すなわち既存工業の振興にあたっては、そのほとんどが生産性の低い中小企業である現状にかんがみ、設備の近代化、技術の向上に重点をおいて生産性を高め、今後の自由化の進展にそなえて競争力の培養につとめることとし、そのための金融対策として県産業振興資金貸付制度の創

設、中小企業振興資金の貸付枠の拡大、政府系金融機関等中央資金の導入、県信用保証協会の強化を行う。また、技術の向上対策として県工業試験場・窯業試験場の機能の充実、中小企業技術者研修所の開設などを行う。

このほか企業診断、市場の拡大、労使の安定対策を推進する。業種については将来性のある機械金属、本県の特産である

陶磁器・酒・医薬品・農水産業を基盤とする食品、缶詰・乳製品等に重点をおいて育成する。

新規企業の誘致については、さしあたって北九州・福岡に隣接し、しかも交通の要衝にあたる鳥栖とこれにつらなる佐賀東部一帯の内陸部に重点をおく。さらに唐津・伊万里地方については、用水・用地・港湾等立地条件の整備に重点をおき、臨海工業地帯の造成につとめる。

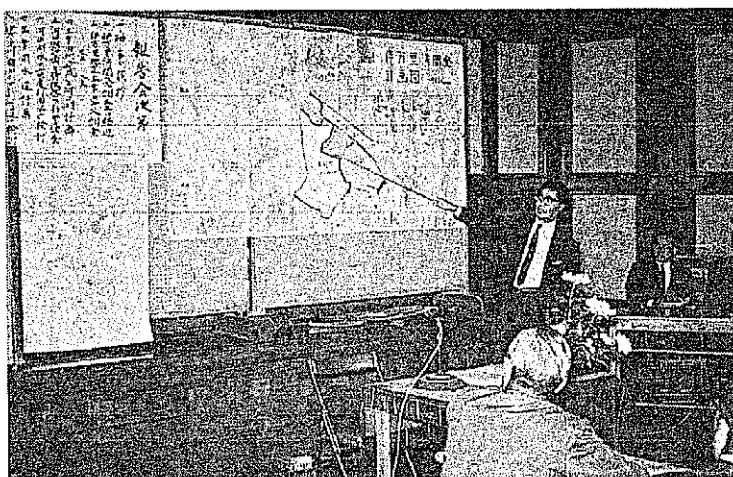
誘致する業種としては、県内産業の多面的発展をはかるため、雇用が大きく、県内関連工業の発展をうながす機械工業、農・畜・林・水産物等県内原料を使用する食品工業、木製品工業および石灰を大量に使用する火力発電等に重点をおく。

計画目標としては、三十三年を基準年次、四十二年を目標年次とし、生産額を三・六倍の一、〇三三億円に、一人当たり生産額を二・四倍の二二七万円としている。

工業立地調査 工業開発を進めるにあたっては、工業の立地条件を分析調査して地域に適した業種の誘致や産業基盤の整備をする必要がある。このため、松浦川経済調査（三十四年三月）、伊万里地区適正業種展開可能性調査（三十八年三月）、日本工業立地センターによる県東部地区経済開発調査（三十八年九月）、伊万里湾開発調査（四十年年度以降）等を実施した。

とくに伊万里湾開発では、四十年に工業用地造成と開発の障害となっていた工業用水確保の一举解決を狙い、全国的にも例のない湾口を締切る「河口湖構想」を打ち出し、四十一年七月には大型船舶の入港ができる立地条件をいかして「原油備蓄基地（C.T.S）構想」を発表している。またこれらを具体化するため、四十二年三月、経済部工鉱課内に伊





伊万里湾開発調査報告会 昭和44年10月

万里湾開発調査室を設けて、用水・地質・海流・気象等について調査した。これは、その後の名村造船誘致、七ツ島・伊万里の大規模団地造成、有田川河口堰計画、伊万里工業水道などに実を結んでいる。

工場用地造成

事業特別会計

三十六年、鳥栖市にキリンビール進出の話が持ち込まれた。鉄道引込線が可能な用地で用水一万五、〇〇〇tが確保でき

ることとの条件で用地を選定した結果、藤木地区・轟木地区を候補地として用地あつ旋をし、誘致を進めたが、結局、キリンビールは福岡県甘木市に立地し、工場団地は目標を失った。

企業誘致を有利に、また計画的に進めるためには工場用地を先行取得する必要性が認識された時期であり、県はこれを契機に三十七年度から「工場用地造成事業特別会計」を設けて用地の先行取得と造成に乗りだした。轟木団地はその第一号用地として一九haを坪当たり約一、三〇〇円で買収、ただちに水路の付け替え、団地内道路の整備等を行った。こ

県造成工業団地一覽表

昭和50年度末現在

団地名	所在地	造成年度	面積	立地企業名
中原	中原町	37年	1.0ha	東洋空機製作所
轟木	鳥栖市	37~39	19.7	九州積水工業、フランスベッド、サンウエーブ、日米コカ・コーラ
三田川	三田川町	38	3.2	トーアユニフォーム
上峰	上峰村	38~41	21.8	佐賀建設資材、園芸連、大和製缶、日本農業、山上製函、昭和貨物、佐賀スレート
麻生	伊万里市	40~41	2.1	奈雅井産業、松栄化学、ラクダ産業、伊万里湾運輸、伊港木材
大島	唐津市	40~43	4.0	B・S液化ガス
杵島	大北町 大町	43~44	14.4	九州製密、岡本商店、佐賀三洋、住特電子材料、有田タイヤ
轟木第2	鳥栖市	43~44	17.7	B・Sタイヤ
羽佐間	多久市	43~44	4.4	佐治タイヤ
基山	基山町	44~45	16.0	トーモク、東洋製缶、大昭和紙工、北九州コカ・コーラ、大宮製作所
牛津	牛津町	45~48	10.3	
七ツ島	伊万里市	46~50	148.0	名村造船、伊万里鉄鋼センター
妙見	唐津市	42~	61.0	臼杵鉄工所
鳥栖商工	鳥栖市	47~52	68.4	全漁連のりセンター、九州高速道路

の団地には三十八年度に九州積水工業・フランスベッド・サンウエーブ工業・山村硝子の誘致に成功した。山村硝子はその後事業計画の変更があり、その跡地に四十一年日米コカコーラを誘致することができ、全部の売却を終った。

轟木団地に引き続き、三十八年度には上峰村に二一haの工場団地建設に着手した。ここは国道三四号線に面し交通条件は恵まれていたが、用水に恵まれなかったため数年間は企業の進出がなく、ようやく四十二年県園芸連のミカン用段ボール工場が決定すると、取引先の大和製缶も長崎工場の移転用地として決定、さらに翌年日本農薬の立地が決定し、なお、残地は四十七年セメント瓦協業組合に売却して、全部の売却を完了した。

このほか、特別会計では、三十七年中原（東洋空機）、三十八年三田川（トリアユニフォーム）、四十年唐津の大島（BS液化ガス）・伊万里の麻生（松栄化学ほか）、を取得造成しており、合計六団地五二haとなっている。

特別会計のほかにも、産炭地域振興事業団の手により、四十年年度までに四団地・三三haの団地が造成された。

東部工業用水道 鳥栖市およびその周辺地区の佐賀東部地区は、九州内陸交通の要衝に位置し、県産業開発の拠点として三十年代以降急速に企業の立地をみた。同地区の企業の用水は、ほとんど地下水に依存していた。

県は既存企業の用水源の転換と新規企業誘致の先行的産業基盤整備として、三十五年頃から日量一〇万t程度の工業用水道の設置を計画した。

用水源は、幸いにも、昭和十年頃の筑後川ショートカット工事の際、地元関係者の尽力により、本県内にわん曲している旧本流である新宝満川に二〇〇箇（四八万t/日量）の水量が流れるよう設計されていた。これを基に、三十六年十二月から三十八年九月にかけて関係機関に水利

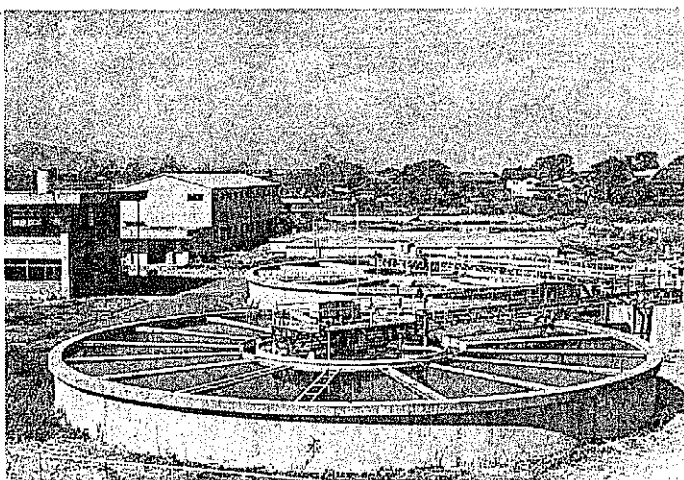
権獲得の交渉を行い、特に農業用水の水利権者の同意がなかなか得られず難行したが、三十九年六月十九日に日量一〇万八、〇〇〇tの水利権を確保した。

全体計画は、給水能力日量一〇万tとし、浄水場を鳥栖市安楽寺町に設置し、筑後川支流の新宝満川からポンプアップして配水する。

第一期工事（三十七年度～四十年年度・工費四億八、四〇〇万円）では、取りあえず、給水能力日量五万t、給水先を鳥栖市内の工業団地とし、浄水場建設・導水管敷設工事に着手した。四十一年五月通水試験開始、四十二年一月には県東部工業用水道管理事務所を設置して、営業給水を開始した。

その後、鳥栖市内の工業団地に用水型企業の立地が予想外に少ないこと、周辺の三田川町・基山町に工業団地が形成されつつあること、両地区とも表流水に恵まれないこと、また、佐賀市南部の諸富町の味の素九州工場が低塩分河水の取水が困難となってきた。

このため、給水区域を拡張することになり、第二期工事（給水能力日量



県東部工業用水道（昭和42年1月設置）

一〇万tに倍増、工期四十五年度～五十二年度、工費三九億六、八一一万円)に着手し、三田川町・諸富町・基山町まで、導水管の延長、給水能力の倍増を行っている。五十一年六月三田川町・諸富町、五十二年十月基山町給水開始の予定である。

給水量は、給水開始の四十二年度には年間僅か九二万三、九〇〇tであったが、その後、需要が増加し、五十年年度現在五三八万一、九六四tに達している。

なお、同事業は、四十三年度から地方公営企業法の適用を受け、企業会計となっている。

**企業誘致** 三十六年十月、経済部内に知事を本部長とする県企業誘致推進体制 推進本部が設置され、同年十二月には商工観光課から工鉱課を分離し、企業誘致を推進することとなった。そして工業用地・工業用水の整備はもちろん、幹線道路網の改良舗装、国鉄の電化・複線化、港湾の整備等企業誘致基盤の整備が推進された。三十八年三月には従来、県工場事業場等の設置奨励に関する条例を全面改正し、低開発地区や産炭地区に進出する企業に対する県税の課税免除や奨励金の交付を内容とする思い切った優遇策を盛り込んだ県工業振興臨時措置条例を制定した。

市町村においても、二十九年の鳥栖市の工場事業場等の設置奨励に関する条例をはじめ、四十五年までに三二市町村に企業誘致のための条例が制定された。また三十八年四月には低開発地区市町村により県企業誘致対策連絡協議会が結成された。

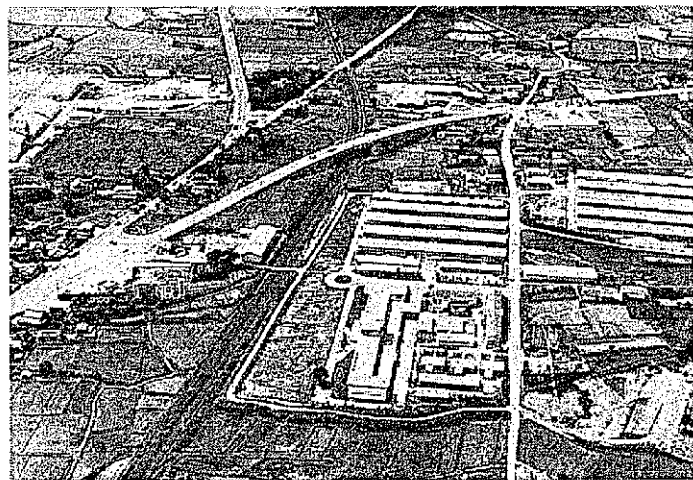
企業に対するPRとしては、三十七年十二月、第一回企業誘致懇談会を東京で開催し、その後毎年東京・大阪・名古屋等で開催、また県職員

をこれらの地区に長期派遣し、企業訪問するなど県内進出を勧誘した。

こうした企業誘致の推進、とくに工場用地の造成、交通網の整備等各種の優遇策が功を奏し、次々と企業の進出が実現した。

三十五年以降の誘致状況をみると、当初は東部地区に、後に産炭地域への進出も増えていった。三十五、六年は各二工場、三十七年は七工場、

三十八年には一八工場とピークに達した。主なものでは、東部地区では聯合紙器鳥栖工場、日本オイルシール工業佐賀工場、キューピー鳥栖工場、フランスベッド九州工場、産炭地域ではラクダ産業九州工場、伊万里合板等伊万里市における合板工業団地の企業がある。また産炭地においては女性雇用型の繊維産業の進出が目立った。そのほか四十年六月には、石炭産業の需要安定の期待を担って、九州電力唐津火力発電所が着工している。しかし、一方では三十九年から四十年にかけては国際収支の悪化に伴う景気調整から、預金準備率の引き上げ・公定歩合の引き上げなど一連の金融引締政策により、不況感が高まり、設備投資は抑制さ



工業化の進む佐賀東部（鳥栖市） 昭和43年6月

れ、企業活動は不活発となった。このため企業進出も伸び悩みとなり、三十九年六工場、四十年四工場の進出にすぎなかったが、四十一年になると景気も漸く回復のきざしをみせ、設備投資も次第に盛り上がり、四十一年一三工場、四十二年一一工場と順調に進出していった。

四十年年度までの地区別進出状況をみると、鳥栖市一三工場、三田川八工場など佐賀東部に集中しているが、これは県、地元市町村の積極的誘致対策とともに、三十七年の国道三四号線改良舗装工事の完了による効果が大で、幹線道路・鉄道等九州内陸交通の要衝と、工業用地・工業用水等立地条件の有利さに負うものとされる。四十年年度までの工業統計による誘致工場は四九、県内工業に対する寄与率は、従業員数六、四三〇人で一三・八%、生産額は二二三億円で二六・三%を占めるようになった。

**工場等集** 市街地に散在する既存の工場は、工場と住宅が混在し、多**団化事業** くの工場は拡張難・輸送難を来たし、騒音・煤煙・汚水等公害の発生により、設備の拡張・近代化を阻害されていた。

工場を一定の場所に集約する工場団地制度は、①工場の合理的配置と近代設備により、規模の拡大や生産性の向上ができる。②団地内にある業者が有機的に連携し、経済的・技術的メリットが期待できる。③施設の共同利用、共同受注、一貫作業等が可能となる。④作業環境の改善、福利厚生施設の設置により労働条件が改善され、雇用条件が有利となる等多くの利点がある。

三十六年度には、中小企業振興資金助成法に基づく中小企業振興資金貸付制度の貸付内容に工場等集団化事業が設けられた。これを契機に、佐賀市内の機械金属工場を中心に工場用地造成の機運が盛り上がり、三

十六年六月佐賀機械金属工業協同組合が設立されて、佐賀工場団地の造成計画が具体化していった。

計画の内容は、佐賀市高木瀬町に水田を買収し、工場用地九・三haを造成し、二〇工場が入る予定であった。県は三十七年度から工場等集団化事業の本県初の工場団地に指定し、土地造成、工場建物建設、共同施設の建設等に設備資金を貸し付けた。資金の貸付状況は、三十七年度から四十六年度までに三二件・約一億七〇〇万円に達した。また、工場等集団化事業の貸付対象が共同施設・土地・工場建物であるため、機械設備については県は設備近代化資金を貸し付けた。

組合の共同事業は、三十七年度に用地買収、造成工事、工場一一棟を建設したほか、研修所、汚水処理施設、共同受電施設を設けた。また、四十一年度検査施設、四十二年度整備工場、四十四年度は従業員宿舍（収容人員六六人）を設けた。入居工場は、当初予定の二〇工場のうち、三十九年から四十年にかけて経済界の不況により進出断念の工場も出たが、新たに加入する工場もあって、計画達成の四十七年度末には二四工場、従業員総数八五〇人、年間総売上四七億円となった。

四十四年には唐津市の機械金属工業界においても、佐賀機械金属工業協同組合と同様の悩みから、工場団地造成の動きが盛り上がり、同年十一月唐津鉄工団地協同組合が設立されて、唐津鉄工団地が建設されることになった。同団地は、唐津市原に三・一haの用地を造成し、一一工場が入居する計画であった。四十五年度には工場等集団化事業による工場団地に指定し、用地取得・建物・共同施設について、四十五年から五十年年度までに二二件・約六億二〇〇万円の工場等集団化資金を貸し付けるとともに、個々の工場の機械設備については設備近代化資金を貸し付け

た。そのほか窯業については、伊万里市により三十八年から平尾窯業団地、有田町により四十五年から赤坂窯業団地が造成分譲された。

また、佐賀機械金属工業協同組合団地の成功に刺激されて第二の機械金属団地として、四十八年六月佐賀大和工業団地協同組合が設立され、工業用地として七・四haを取得した。その後、四十八年のオイル・ショック以降、わが国経済の低成長・安定経済への移行という情勢の変化に伴い、団地計画を市内の商業、住居地域に散在する騒音等公害発生源となつてゐる企業も含む異業種団地に転換することとなり、五十一年入居開始、五十三年計画完了、高度化資金約五億九、〇〇〇万円を期待し、入居二六企業で実現へ向つて進んでいる。

工業の伸長 わが国の経済の高度成長という好機に恵まれ、また県の積極的な産業基盤の整備、企業誘致、既存企業の伸長により、本県工業生産額は、三十五年以降年々二〇%前後の高い伸びで、とくに、三十七年以降は九州、全国平均を上回る実績を示し、四十年工業生産額は三十七年の約三倍に当る八四八億円に達した。

また、産業別所得に占める工業の地位(三十九年)は二六二億円で、農業の二六八億円に迫る勢いを示し、就業構造の面では、三十五年四万三、〇〇〇人から四十年には五万一、〇〇〇人に伸びた。業種別工業出荷額(三十九年/三十三年)でみると、県工業発展の中核として期待された機械金属関係では、自動車産業の伸長により、ボルト・ネジを中心に七・七倍と最高の伸びを示し、次いで窯業・土石の五・四倍であった。窯業土石の伸びは、コンクリート工業、建築ブーム、生活の高級化を反映してタイル類・食器類の伸長によるものであった。第三位は木材木製品で、これは伊万里市の合板工業、諸富町を中心とする大川家具工業の

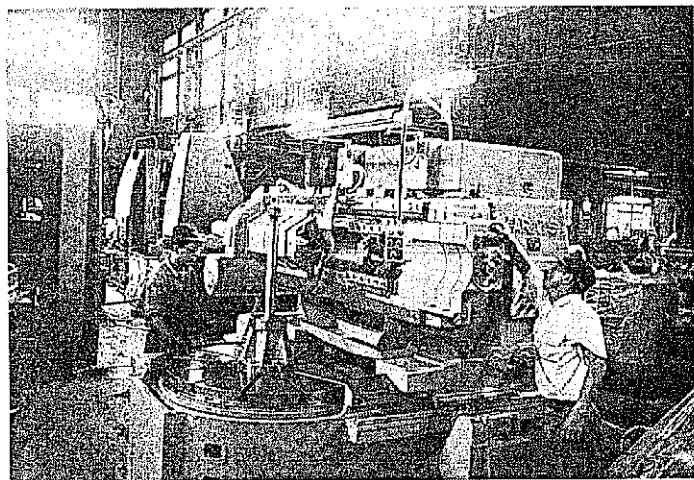
進出によるものである。

また業種別構成でみると、機械金属・化学の全出荷額に占める割合は、三十三年の二二%から三十九年には二七・六%と増大し、工業の高度化が徐々に進展しつつある。

地域別出荷額(四十年現在)では、佐賀東部地区が七〇・六%と大部分を占め、以下、唐津・伊万里地区一七・九%、武雄・鹿島地区一一・五%であった。

#### 四 総合開発計画と工業の躍進

四十二年を目標年次とする県産業振興計画は、工業の伸長、第一次産業の伸長(新佐賀段階米づくり運動、みかん・のりの飛躍的増産)により、二年短縮し、四十年にはほぼ目標を達成した。また、この間、経済情勢も大きく変化し、高度経済成長のひずみとして過疎化問題等が発生し、従来の経済開発偏重に対して社会開発に重点をおいた地域開発政策が打ち出された。県内においても従来高い比重を占めていた石炭産業の衰退、過疎化問題、交通体系の変化、環境問題、社会資本の充実の要請



唐津鉄工所の工作機械 昭和42年7月

等社会情勢も大きく変化してきた。

県総合開発計 四十一年十二月、県はこうした情勢を踏まえて、四十一年と工業開発 一年から五十年までの一〇年間を期間とする県総合開発計画を策定した。

人口流失を防止し、さらにエネルギー危機が深まり、石炭産業から大量の失業者が発生している状況にあって、雇用機会の創出・県民所得の向上のためには、工業の振興が重要なポイントであった。県内工業は徐々に高度化がみられるものの、中核的鉄工業、化学工業が欠けていた。また、新規企業の進出が相次いでいるものの、多くは地域関連産業への波及効果が乏しい単発的進出であり、県内工業の業種は依然として食料品・窯業土石・木材家具など、資源立地型・労働集約型の軽工業のウェイトが高く、さらに脱皮が迫られていた。

県総合開発計画の工業開発の方針としては、①佐賀東部地区については、付加価値の高い都市型工業の集積を高め、大規模内陸工業地帯の形成をはかる。②唐津・伊万里地区については、港湾の画期的整備により港湾指向型工業を誘導し、臨海工業地帯の形成をはかる。③武雄・鹿島地区については、内陸・臨海の二大拠点と有機的に結びつけ、広域的な視野に立った工業地帯の形成を推進することとした。

また、企業の立地については、①地元産業との関連性が深く、かつ波及効果の多い企業の導入をはかることとし、選別誘致を強化する。②無秩序な工業開発を防止するため、工業団地造成等産業基盤の整備を行う。③農村地帯に核となる工業を導入して余剰労働力を活用し、農工一体化をはかる。④公害防止には十分配慮する等とした。

具体的施策として、交通輸送施設については高速広域化に対処して、

佐賀空港の建設促進、九州縦貫・九州横断・西九州自動車道の早期実現の促進、有明海沿岸幹線道路の建設促進、交通混雑緩和のため国道バイパス建設、鳥栖―基山―筑紫野県営有料道路の建設を行った。鉄道については、長崎本線の電化複線化、呼子線・嬉野新線の建設、佐賀駅高架移転事業、さらには九州新幹線（博多―佐賀―長崎）の早期実現につとめた。港湾については、唐津港の石炭積み出しの激減に対処して、水産流通基地・工業基地としての整備、伊万里湾の河口湖建設促進をはかった。

工業用水については、四十五年度から県東部工業用水道の第二期工事（供給能力一日一〇万t、五十一年度完成予定）に着手し、需要増加の著しい諸富・三田川・基山地区まで延長することとした。水資源の乏しい産炭地においても、伊万里産炭地域小水系用水道（事業主体―伊万里市、一日七、〇〇〇t）、杵島地区産炭地域小水系用水道（事業主体―杵島工業用水道企業団、一日一万t）の実現を助成し、工業用水の確保をはかっている。

工業団地の造成 四十年代に入ると、次第に地価の上昇等により用地のまとまった入手が困難となり、県等の先行的な用地取得による企業の計画的導入がますます必要になってきた。工業団地の造成は、こうした状況と石炭産業の大型閉山対策としての炭鉱跡地の買収等県、産炭地域振興事業団、後には県土地開発公社、地域振興整備公団の手により、大きく進展した。

県工場用地造成事業特別会計では、唐津市の大島団地（BS液化ガス）に引き続き、佐賀東部では、鳥栖の礪木第二（BSタイヤ）、基山（ドーモク、東洋製缶、コカコーラ等）の二団地、杵島炭鉱の閉山に際



ブリヂストンタイヤ烏柄工場（昭和48年誘致）

しては、北方・大町地区に、貯木場・運炭場・貯炭場跡など四団地（佐賀三洋・住特電子材料・有田タイル等）、ほかに多久市羽佐間（佐治タイル）、牛津（佐賀白砂電機）など二団地、合計八団地・九二haを四十年代に取得造成している。

一方、産炭地域振興事業団では、三十九年の浦山団地以来四十八年までに一二団地約八八haを造成している。

臨海部については、四十二年度から、唐津市妙見・八幡地先の海面四二・一haの埋立を行う唐津妙見工業団地の造成事業に着手、伊万里湾については、開発構想に沿って七ツ島工業団地（一四八ha）を四十六年度

着工、五十年年度完成、工業再配置・産炭地域振興事業団（後に地域振興整備公団に改組）では、伊万里工業団地（一三六ha）が四十七年度着工、五十六年度完成を旨として造成がはじめられている。

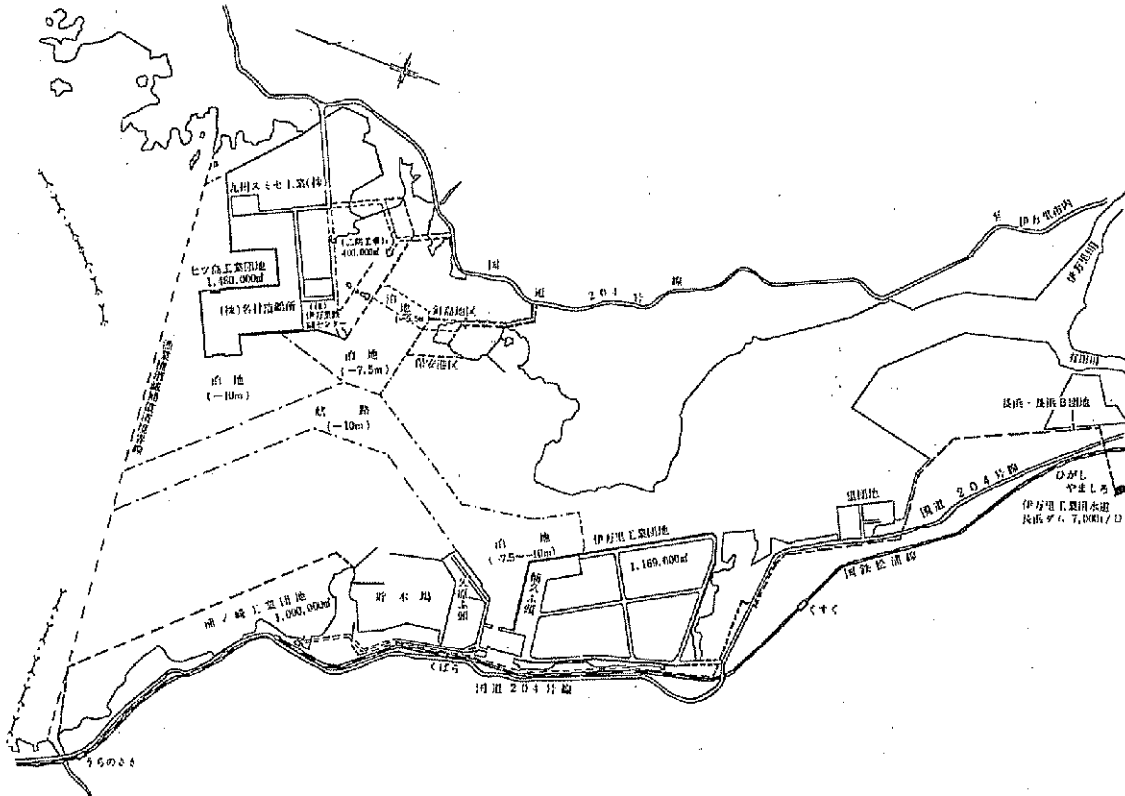
伊万里湾開発と 四十六年二月、大阪に本社・工場を有する株式会社名村造船所誘致 名村造船所が工場の過密化から新工場の適地を求め、唐津・伊万里地区を調査した。県内工業には、男子雇用型・波及効果の大きい中核的鉄工業がないことが問題であったため、県・伊万里市は積極的誘致運動を展開し、四十六年七月、伊万里市黒川町地先に進出することが内定、仮調印された。

伊万里湾は波静かで、大型船舶の入港可能な水深があり、しかも広大な背後地、埋立可能な水面、豊富な石炭を有していることから、古くから臨海工業の適地として注目されていた。住民は商工都市実現の熱意が大で、戦前には軍港・東洋製鉄・川南工業、戦後も保安隊基地・火力発電所誘致運動を展開したが、川南工業浦ノ崎造船所が実現したのみで、これも戦後の軍需産業の崩壊により、再建できず廢墟と化していた。

四十年代の初めは、わが国が所謂、特需ブーム、神武景気、岩戸景気と成長を続け、エネルギー構造の変化により石油消費量も上昇を続けていた。業界では超大型タンカーによる輸送と石油備蓄基地の構想が検討されていた。県では、伊万里湾の水深の深さに着目し、四十年から県単独で、四十一年以降、通商産業省・運輸省・建設省の委託をうけてその可能性を調査した。その結果、工場用地六一五haが造成可能、河口湖建設により工業用水日量二〇万トンの取水可能という伊万里湾開発構想を発表していた。三十九年頃から久原港周辺の合板工業、東山代町の窯業の進出により工業化が進行しつつあり、加えて名村造船所の伊万里市進出



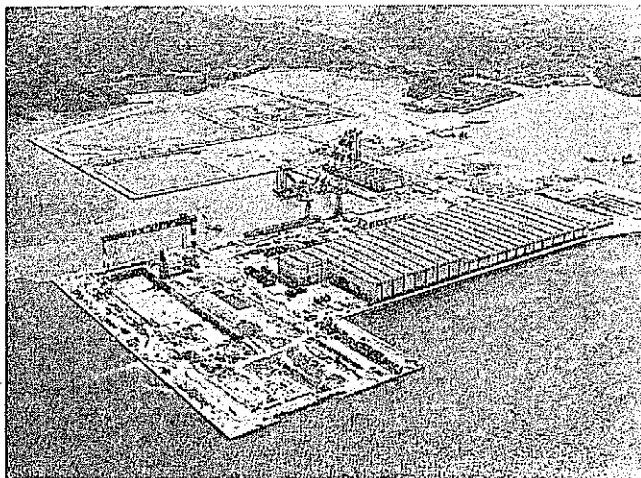
伊万里湾総合開発計画図



は、産炭地振興、過疎化の歯止めとして大きな朗報であり、県はこれを足がかりに伊万里湾の開発を推進する方針を固めた。

四十六年九月、県経済部内に伊万里湾開発室を設け、セツ島工業団地の造成とこれに伴う漁業補償および用地買収に着手することとなった。四十六年十二月には伊万里湾工業用地造成事業特別会計を設けた。漁業補償は、工業再配置・産炭地域振興事業団が事業主体として着手している伊万里工業団地および将来の湾内開発計画推進との関連から、県内はじめての全面漁業権消滅補償となった。漁業補償交渉は曲折を経て四十七年三月概ね解決、漁場を失う漁民および関係商工業者に対しては、転業対策委員会を設置し、名村造船所への雇用のあっ旋、関係会社設立、転業資金の損失補償および貸付制度、見舞金の交付等転業対策が実施された。

四十七年八月、セツ島工業団地の起工式が行われた。団地の造成規模は面積一四八ha（うち名村造船所用地五四ha）、総事業費八七億円（うち工事費六五億円、漁業補償等一七億円、用地費五億円）であった。工事と併行して名村造船所も工場



名村造船所伊万里工場



建設に着手、工場規模は建造ドック一基（長さ四五〇m、幅七〇m、深さ一一・五m）三〇〇t橋型クレーン二基で、将来は最大建造能力三〇万t、年間建造能力二五〇万t型三隻、雇人員二、〇〇〇人、年間売上げ見込額三〇〇億円であった。四十九年八月、第一船の八万七、〇〇〇tタンカーが起工され、同年十月進水した。しかし、この頃から世界のタンカー需要は減少し、同工場でも五十年十一月の第五船（一三万t）を最後に大型タンカーは姿を消し、小型タンカー、貨物船の建造を進めている。

**東部中核工業団地** 四十四年、上峰村・東脊振村・三田川町にまたがと鳥栖商工団地 丘陵地帯に工場用地造成の機運が高まった。この丘陵地帯は、一〇〇haをこえ、中には寺院・溜池等も含まれていた。これまでの県内の造成団地は二〇ha程度までのものであり、この計画は画期的なものであった。

県は、この事業推進のためもあって、四十五年三月、財団法人県開発公社（四十八年二月、県土地開発公社に改組）を設立し、県職員を派遣し、また地元の三町村においてもそれぞれ専任の職員を任命して一体となって買収を進め、四十九年には大部分の買収を終えた。

一方、国においても、地域の環境の保全および雇用の安定に配慮しつつ、工場を過密地帯から地方へ効率的に分散させるため、工業再配置・産炭地域振興事業団を設立し、各地に中核工業団地を造成することになった。

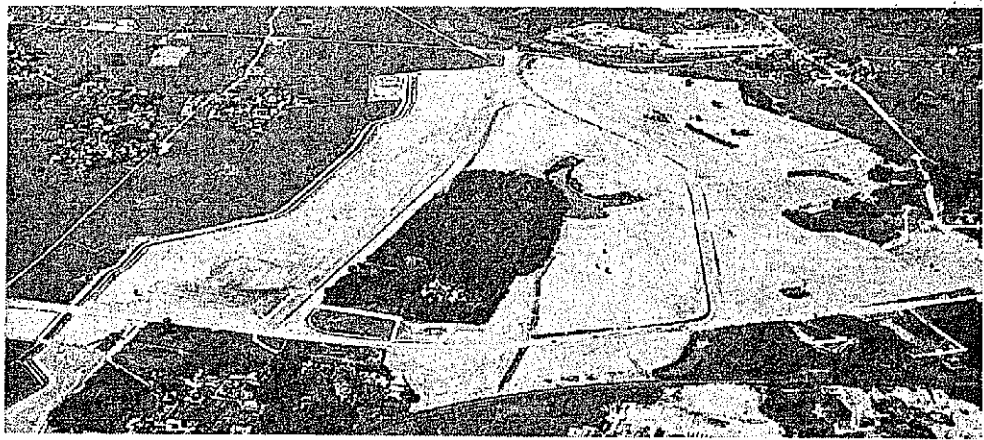
この佐賀東部団地も国の注目するところとなり、四十九年四月、同公団での全国で第三番目（九州で最初）の団地として採択され、周辺の自然条件と調和した緑豊かな工場団地として造成されることとなった。

五十一年には佐賀東部中核工業団地基本計画が策定され、総面積一一二ha、五十三年度分譲開始を目標に工事が進められている。

#### △鳥栖商工団地▽

鳥栖地区は、鉄道・国道さらには九州縦貫・横断自動車道の結節点等九州内陸交通の要衝であり、九州の流通拠点として県総合開発計画では位置づけられているが、四十四年五月、新全国総合開発計画においても流通基地として確認された。このため県では、高速道インターチェンジに近い鳥栖市藤木地区に鳥栖商工団地を計画することとし、四十七年五月基本計画を作成し、県土地開発公社に用地買収・造成を依頼した。その間、国の国土総合開発調査調整費により、鳥栖地区流通都市整備計画調査も実施している。

鳥栖商工団地は、面積六八haで、四十七年買収開始、五十一年実施計



造成中の東部中核工業団地

画作成、五十二年分譲開始の予定で造成工事が進められている。

この二団地は、本県初の内陸大規模工場団地であるが、折から環境保全の世論の高まった時期であり、国においても四十七年六月閣議了解により、このような開発行為については事業主体が環境への影響について評価することが要求され、東部団地については、計画段階で大気・水質環境予測、商工団地については一般自然環境予測のほか、大気・水質・騒音・振動環境予測を行っている。

なお、この二団地の用地買収の着手時点では、わが国経済発展の最盛期であり、企業の照会、立地希望が造成面積を上回っていたが、オイルショック以降、日本経済が安定・低成長時代に入り、企業の設備投資が慎重となっているため、企業の立地も曲折が予想される。

選別誘致の強化 積極的企業誘致も、反面県内産業に波及効果が大きく、人口流出の歯止めとなる男子雇用型の中核的鉄工業が少なく、経営基盤の弱い中小の軽工業が多く、また地場産業との競合業種の県内進出の場合、共存関係が問題化した。

四十二年二月、伊万里市は日本陶器の誘致を発表した。日本陶器（本社名古屋市、資本金二〇億八、〇〇〇万円）は陶業のトップメーカーであり、洋食器の輸出により世界でも有名な会社であった。進出計画は、同社の全額出資により伊万里陶業を設立し、伊万里市東山代の長浜団地で、輸出用食器を生産する予定であった。これに対して、伊万里市・有田町の陶業者は反対運動を展開した。

反対の理由は、①伊万里焼の名声が大資本に奪われる、②将来、日陶の進んだ技術で、有田焼のデザインを取り入れた和陶器を生産すれば、体質の弱い有田焼は敗退する、③労働市場の悪化を招く等であった。

有田焼の企業形態は、①工業用、洋和食器を生産する規模の大きい企業、②和陶器中心の零細中小窯元、③柿右衛門に代表される高級美術品窯元に大別されるが、問題なのは、②で、複雑な生産構造を有し、問屋依存の販売機構、低賃金依存の近代化の遅れた中小窯元であった。誘致反対の嵐の中で、県が紛争の調停に入り、日本陶器と県との間に、①和食器は製造しない、②伊万里風デザインのものには製造しない、③既存同業者の従業員を引き抜きは行わない等八項目を確認し、日本陶器の伊万里進出が実現した。これを契機に、近代化の遅れた有田焼の体質改善が急がれ、協同組合の育成や、制度金融による近代化・合理化が推進された。なお、日本陶器の和食器製造については、四十七年再打診がなされている。

日陶問題の新聞報道 (昭和26年3月 佐賀新聞)

こうした傾向は、窯業以外の産業にも見受けられ、既に三十九年六月、佐賀経済同友会は、「誘致企業と既存企業の結びつきについての提言」を発表し、その中で、①既存企業と競合業種を避けた選別誘致、②中核的機械金属工業の誘致、③県内資材の活用、④従業員採用の留意を呼びかけている。

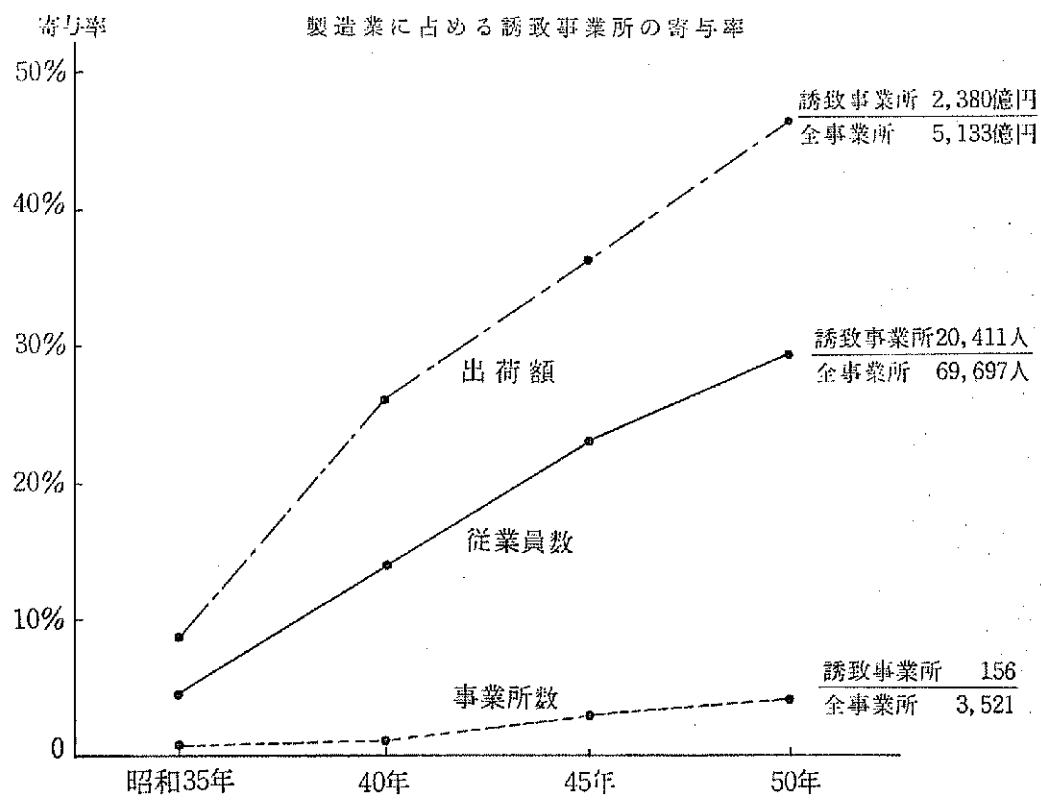
また、四十年の不況は、企業誘致の停滞のみならず、既に誘致した企業の倒産や経営の悪化、企業誘致の優等生といわれた鳥栖市の財政悪化、市長の退陣を惹き起し、県民に衝撃を与えた。こうした反省を経験し、企業誘致の姿勢は、地元経済の発展に寄与、雇用の安定を重視し、さらに環境問題も加わり、県・市町村は慎重になり、優良企業の選別誘致の傾向が強まった。

四十一年以降の誘致状況をみると、毎年ほぼ十数企業が進出しているが、四十六年はドル・ショックで落ち込み六企業、四十九年、五十年はオイル・ショックで激減し、合せて四企業にすぎない。五十年代末のこれまでの誘致企業数は一五七に達している。なかでも、四十四年七月のブリヂストンタイヤ鳥栖工場、四十七年三月の名村造船所伊万里工場はそれぞれ本格的自動車関連および造船工場として、また男子雇用型企業として、歓迎された。

一方、四十五年から米の過剰が問題となり、農工一体となった工業開発の必要性が叫ばれた。四十六年六月、農村地域工業導入促進法が制定され、県内では佐賀市を除く市町村がこの法の農村地域に指定された。なお、同法に基づく農工団地としては七ツ島団地、牛津団地など合計一八団地、四六四haが指定されている。  
四十七年六月には、過度に工業が集積している地域から、工業の集積

度の低い地域への工場の移転を推進するため、工業再配置促進法が制定された。同法に基づく工場の誘導地域として本県は指定され、租税・財

製造業に占める誘致事業所の寄与率



政上の優遇措置とともに、工場団地の造成については、四十七年十月、産炭地域振興事業団を改組して、工業再配置・産炭地域振興事業団が設置され、本県では伊万里工業団地（一三六ha）、佐賀東部中核工業団地（一一二ha）の造成がすすめられている。

五十年年度までの企業進出状況を見ると、市町村別では多久市が二〇で一位、以下鳥栖市一八、伊万里市一三、三田川町一一、諸富町、基山町の九と続き、東部はもちろんであるが、産炭地にも小規模ながら企業の進出が目立っている（六四企業）。業種別では原料生産と密着した食料品、労働立地の繊維、原料立地の窯業土石がともに一九でトップ、以下衣服、電気機械の一五、一般機械の一二、木材木製品の一〇となっていて、五十年の誘致企業の製造業に対する寄与率は、従業者二万四一一人で二九・三%、出荷額では二、三八〇億円で四六・四%であり、本県工業の躍進、石炭産業に代る雇用の安定、人口流出の歯止めにも相当の効果をおげた。

経済の質的 四十年以降の経済の動向をみると、同年は輸出の好調にも変化の兆 がかかわらず、生産の供給過剰・利潤率の低下等により景気が下降した。設備投資の過剰・信用の膨張のため、山陽特殊鋼等大型倒産が続出した。不況打開のため、金融緩和とともに、景気刺激のため四十一年の国の予算は、大型予算、大幅減税、本格的国債発行政策が実施された。内外需の好調に支えられて、景気は四十年秋を底に好況に転じ、四十五年夏まで史上最長といわれる長期的好況を呈した。この間、日本経済は資本自由化等、国際的には開放経済化が一層進み、国際競争力を強めるため新日本製鉄等大型企業の合併が目立った。また工業生産力に比例して公害現象の増大、公害に対する住民運動の盛り上がり、さ

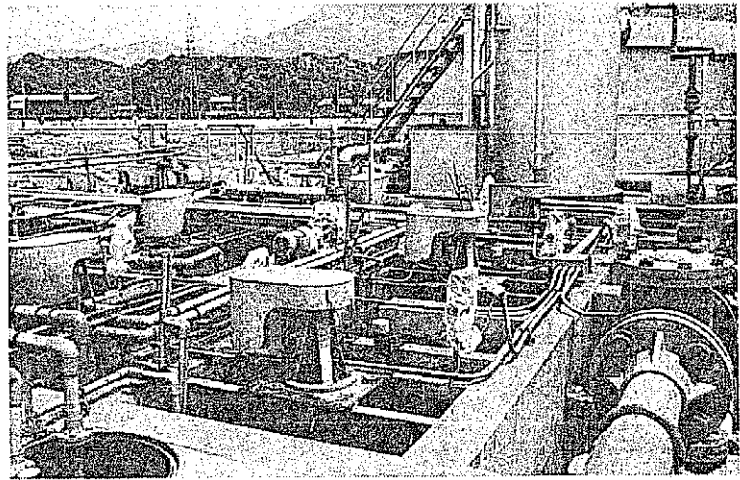
らには物価上昇と摩擦的要因が影を投じてきた。

四十四年九月、景気過熱を防ぐため、金融引締策がとられ、四十五年秋から生産の停滞、在庫の増加、企業収益の低下がみられ、景気が落ち込んだ。

四十六年は、前年秋からの金融緩和措置等が実らない間に戦後最大の通貨危機にまきこまれた。不況下の輸出急伸により、わが国は国際収支の黒字の急増、アメリカは国際収支の悪化に悩み、八月には金の交換停止・輸入課徴金制度を内容とする新経済政策を発表、わが国は同月二十八日、二十四年以來の一ドル〓三六〇円の固定相場を放棄し、変動相場制に移行するなど新しい事態に急旋回した。十二月には一ドル〓三〇八円の新レートを発表、国際通貨危機の回避と景気回復策の浸透から翌四十七年に入って景気の好転をもたらしたが、輸出関連企業を中心に工業をめぐる経済環境は厳しいものとなりつつある。

県においても四十五、六年頃からの環境問題の発生、国際経済の急激な変化に対応して、中小企業者の健全な育成をはかるため資金対策を講じた。

環境問題については、公害の防止なくしては企業の存立は許されなくなり、産業廃棄物を排出する製造業は、公害防止施設の整備が要請された。経営基盤の弱い中小企業者の公害防止施設の整備を促進させるため、四十六年二月県公害防止施設整備資金の融資制度を設けて、県資金を金融機関に預託し、利子補給を行った。公害防止については企業の関心も強く、五十年年度までに一三四件・一億円を貸し付けた。貸出の状況を原因別に分けると、騒音については鉄工・機械器具・製材家具、汚水については製紙・繊維・食料・メッキ、粉じんについては窯業土石・



金属工場の公害防止施設 昭和49年5月

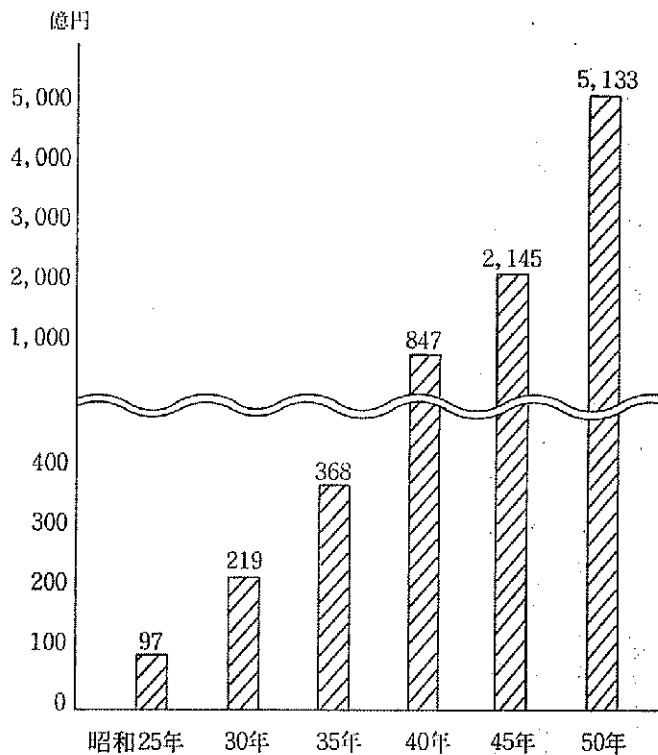
について損失保証を行った。

**工業の躍進** 本県の工業は、四十年は景気後退のため伸び悩み、事業所数は対前年比一三〇の減、出荷額については一六%増にとどまった。また過剰投資から、経営不振に陥る企業も出、工場進出も鈍化した。四十年から再び好況に転じ、製造品出荷額は四十二年には水害と石炭産業界関連機械工業の不振から伸び悩んだものの、四十三年から四十五年まで毎年、対前年比二〇%の伸びを示した。昭和四十六、七年は国際通貨不安と景気の停滞から伸びが停滞したが、その後景気浮揚策により回復

鉄物・木工、悪臭については食品が主であった。

四十七年一月には、円の変動相場制移行や円切り上げ等通貨不安に基づく不況対策として、県不況対策臨時措置資金融資制度を設けて、県資金の預託と損失補償を実施した。貸付実績は九一企業・四億円であった。また輸出関連企業に対する対策として、四十八年四月、県輸出関連企業応急対策損失保証制度を設けて、経営資金の借り入れ

工業出荷額の推移



した。しかし四十八年末のオイル・ショックに端を発した不況は、国内需要の不振から深刻化し、四十九年の国民総生産の実質成長は戦後初のマイナス成長(〇・六%減)となる情勢の中で、本県工業生産の伸びも急激に鈍化し、従業員数は、むしろ減少している。このように、四十八年以降は、低成長経済時代へ移行の兆しがみられるが、四十年代を通じてみると、本県工業は飛躍的に伸長し、県経済発展の原動力となっている。

五十年の本県工業は、事業所数三、五二一、従業者数六万九、六九七人、出荷額五、一三三億円で、四十年に比べて、それぞれ一・一三倍、一・五〇倍、六・〇六倍に達している。この躍進は、経済の高度成長に

恵まれ、また、国・県・市町村による産業基盤の整備、産業誘導策、地場産業の伸長と企業誘致によるものであった。

地区別出荷額では、従来佐賀地区が圧倒的に大であったが、県全体の工業開発の浸透により、近年、唐津・伊万里地区の伸びが著しい。規模別では、従業者三人以下の零細企業の減少が目立ち、三〇人以上の事業所数が急増し、規模の拡大がみられる。製造業の高度化も徐々に進行し、重化学工業の出荷額に占める割合は、三十年の一八・五%が、五十年には二五・五%に高まり、今後の大規模団地の完成により一層高まることが期待できる。

就業人口の面でも、この一〇年で二万三、一六〇人の増となり、県人口の県外流出防止、石炭産業の衰退による雇用の安定に資すること大であった。また、県民所得については、本県産業の特質である農業主体を四十五年から逆転させ、五十年現在一、五三六億円（生産県民所得の一八・九%）で、全産業のトップとなっている。

## 六 石炭対策

### (一) 石炭産業の概況

**炭田と炭質** 本県の炭田は、国鉄唐津線以南の佐世保線を越え有明海沿岸に達する唐津炭田と、伊万里湾および東東松浦半島沿岸の佐世保炭田である。

鉱区面積は、昭和二十六年九月の「佐賀県の炭鉱事情」（佐賀県石炭懇談会出版）によれば探掘鉱区四二五・二九畝、試掘鉱区九八九・〇八

畝で、県全体の面積の五八%を占め、埋蔵量も約一一億五、〇〇〇万tと推定されている。

県内石炭の炭質は、粘結炭は肥前町の一部に限られ、無煙炭も塩田町や飯屋湾の一部に存するのみで埋蔵量も少なく、大部分は弱粘結性の一般炭である。

（注）県下の地下資源の状況については、昭和二十七年六月九州大学工学部探鉱学教室に依頼して調査した「佐賀県の地質と地下資源」にまとめられている。

**石炭産業の沿革** 本県の石炭開発は、江戸時代の享保年間（一七一六～一七三五年）に、現在の東松浦郡北波多村で一農夫が露頭の石炭を発見したのが始まりとされている。当初は家庭用燃料として使用されていたが、次第に製塩・製瓦用燃料として、需要が増加して県内各地で石炭の採掘が盛んとなり、さらに明治時代に入ると、新しい産業の勃興により石炭の需要は一層増大し、生産の機械化が進み、三菱等大手資本の進出などと相まって大きな進展を遂げた。明治四十一年には出炭量一三六万六、〇〇〇tを記録、その後も順調な出炭の伸びを続け、大正七年には約二二二万tと戦前最高の出炭量に達し、九州全出炭量の一〇・二%を占める活況であった。

しかし、その後は第一次世界大戦終えんの反動不況、さらには世界的な恐慌によって石炭の需要は減退し、昭和八年には生産量八九万tに激減した。

昭和六年の満州事変、十二年の日華事変の勃発、十六年の太平洋戦争突入により、わが国は戦時非常増産体制に入った。このため、軍需生産・重化学工業の需要増大により、県内でも新規開鉱・事業再開が相次ぎ、

昭和十二年の九鉦が十八年には一九鉦に、出炭量も一八一万tに回復した。この間、昭和九年に石炭産業に重要産業統制法が適用され、十三年石炭配給統制規則制定、十五年日本石炭株式会社設立等石炭の価格・配給統制がなされた。

石炭行政 県内の鉦業は石炭のほかにもみるべきものがなく、また石炭産業の県内経済に占める地位は大きかった。二十六年の県民所得を見ると農業一一七億円、次いで鉦業七二億三、〇〇〇万円（全体の一七・五％）、以下製造業四六億五、〇〇〇万円、商業三八億二、〇〇〇万円等の順で、白（米）・黒（石炭）は本県産業の二大支柱といわれた。産業別就業人口についても、二十五年の鉦業人口は二万九、〇六六人で県全体の七・二％を占めた。石炭産業が他産業に及ぼす波及効果は機械工業、電機工業、林業、鉄道、港湾あるいは商業と測り知れないものがあった。

県の石炭産業に対する関心は大で、県の鉦業行政は商工課を中心に資材・労務・食糧の確保・資源探査・石炭の積出し施設の整備等積極的に協力してきた。戦後には傾斜生産、二十四年の石炭界の不況、二十五年の特需ブーム等と、県政との関連も強く、二十六年十一月には商工課内に炭政係を設けた。さらにエネルギー革命の渦中で石炭対策の充実が要請され、三十六年十二月には、工鉦課を設置し、炭政係を産炭地振興係と名称を改め、石炭対策は勿論、産炭地振興・ボタ山防災・水洗炭業取締等、石炭関係事業の県の連絡調整機関とした。

エネルギー政策は、政府の産業政策の根幹をなすものであり、石炭行政は通商産業省―福岡通商産業局―佐賀石炭事務所の組織で行われてきた。石炭政策は、政府・業界・炭労の中央ペースで決定されることが多く、地方自治体の意見が反映されなかったり、また企業秘密の壁が厚く、

このため対策が後手になることもあった。そして石炭産業が、ひとたび人員整理や閉山になると、地域社会は崩壊の危機に立たされ、離職者対策は勿論、ボタ山防災・鉦害復旧にいたるまで、地方自治体の責務とされ、県・鉦業市町村に重い負担となった。

## （二）傾斜生産方式の登場

戦時非常増 終戦を迎えた県内炭鉦では、朝鮮人労務者約六、〇〇〇人の崩壊（人（推定）の一斉帰国や勤労報国隊員・徴用者の帰郷により、炭鉦労務者が昭和二十年四月―六月の二万五〇〇人の水準から九月には一挙に半数の一万一、五一〇人に減り、敗戦により虚脱もあって、出炭量は六月の一三万二、五九六tから九月にはわずか三万二一六tに激減した。

炭鉦は労務者不足に陥り、十月には緊急労務充足令が制定され、労務者の強制割当が計画されたが、海外からの引揚者・軍隊からの復員者・軍需工場から排出された失業者・戦災都市からの疎開者が、炭鉦の食糧・住宅・衣料の優遇措置を当てに続々と入山し、二十一年十二月末にはほぼ戦前の水準に復した。

しかし、民主化の嵐の中で炭鉦労働組合の結成、同時に発生した賃上げ・戦時利得金の分配等を目的とした労働争議がひん発し、また戦時中の乱掘り・設備荒廃・新規入山者の未熟練・労働時間の短縮・資材の不足により、生産は二十一年に入っても六〇九万t台に停滞した。

全国的にも昭和十九年四、九三三万五、〇〇〇tから二十年二、二三三万五、〇〇〇tと半分以下に落ち込んだ。産業の基礎資材である石炭の不足は、二十年秋から電力制限、列車運行削減、あるいは工場の生産

制限と経済復興は勿論、国民生活に重大な影響を及ぼし始めた。政府は勿論、県も増炭に躍起となり、二十年十二月、炭鉱労働者に対する食糧の五合配給実施（当時の一般成人、男子一日二合三勺）、二十一年八月には救国石炭増産運動が展開されたが、二十一年は九七万トに終った。

傾斜生産方式 二十一年十二月二十四日、政府は拡大再式の登場 生産とインフレ阻止を目的とした「経済危機緊急対策」を決定した。これは「傾斜生産方式」として、経済の復興に必要な石炭と鉄鋼の基礎物資の増産に資金・資材を重点的に投入して、石炭と鉄鋼の生産を相互循環的に拡大しようとするものであった。資金の供給機関として二十一年一月復興金融庫が設立されるなど重点的資金の投入、資材の優先的割当、住宅、食糧、報償物資、報酬金等優遇策が講じられることとなった。

そして、二十年十二月設置された石炭庁の地方出張所として二十一年一月には佐賀市に福岡商工局佐賀石炭出張所設置、二十二年三月には関係機関代表一人からなる県石炭増産推進委員会（会長、知事）が組織され、食糧（二十一年十二月から坑内夫一日六合増配）・報償物資・住宅資材・坑木等の確保を行った。こうした優遇策にもかかわらず、県内出炭は二十二年八月まで依然月産八万ト〜九万トを低迷した。

バトラー調査 こうした状況の中で、占領軍は二十二年九月、石炭の緊急増産を指令し、政府は

直ちに「非常増産対策要綱」を決定した。これは能率のあがらない炭鉱の生産性を高めようとするもので、対策として職場秩序の確立・三交代二十四時間制・給与制度の改善・労働組合の健全化・新鉱開発をはかる

戦時石炭増産体制の崩壊と傾斜生産方式の推移

年 月	出炭(トン)	在籍 労働者数	備 考	
昭和20年 4月	119,697	20,689	空襲激化 終戦、朝鮮人労働者に不穏な動き発生 朝鮮人労働者の下山、帰国始まる 緊急労働充足令制定 杵島炭鉱に労組誕生 炭鉱労働者に食糧五合増配、石炭庁設置、スト続発	
5月	123,352	20,475		
6月	132,596	20,507		
7月	126,660	19,903		
8月	70,512	16,427		
9月	30,216	11,510		
10月	36,487	11,794		
11月	36,117	11,655		
12月	40,964	14,120		
昭和21年 1月	50,380	15,725		立川炭鉱ガス爆発
2月	60,737	16,386		
3月	75,549	16,867		
4月	70,260	17,716		
5月	74,259	17,764		
6月	68,454	18,226		
7月	76,157	18,635		
8月	82,691	18,988	救国増炭運動始まる	
9月	73,711	19,305		
10月	77,425	19,479		
11月	85,028	19,720		
12月	93,179	20,132	傾斜生産方式登場、佐賀石炭出張所設置	
昭和22年 1月	83,321	20,879	復興金融庫設立	
2月	87,103	20,975		
3月	95,824	21,151		
4月	93,215	21,610	配給公団設立	
5月	83,524	21,836		
6月	88,615	22,149		
7月	92,651	22,663		
8月	86,699	22,866		
9月	104,457	23,073	非常増産対策要綱決定	
10月	106,653	23,307		
11月	110,395	23,723		
12月	132,484	25,580	臨時石炭鉱業管理法制定、バトラー調査団来佐	
昭和23年 1月	134,925	25,654		
2月	124,739	26,150		
3月	133,604	26,336		

資料：県産産資源資料等により作成





昭和20年代の石炭採掘 (杵島炭鉱労組提供)

ものであった。

実施督励のため同年十二月末から占領軍と石炭庁からなる炭鉱特別調査団がパトラーを団長に特別列車を仕立てて全国の炭鉱を調査した。同調査団は二十二年十二月杵島・西杵・北方、翌二十三年一月新屋敷・岩屋・唐津を訪れ、杵島炭鉱については一月、三月、五月と四回も調査を行い増炭を督励した。これをうけて二十二年十二月には県非常増産対策協議会を組織し、全国で三、〇〇〇万t確保のため三交代二十四時間制・炭鉱用機器製作工場の指定(戸上電機など二七工場)・報償物資の確保・石炭横流れ防止のための監査委員設置や県民の石炭についての関心を高めるため石炭増産移動展(二十三年四月)を実施した。

こうした対策の結果、二十二年九月月産一〇万tを突破、十二月一三万t台に達し、二十三年には年産一六一万tと戦前の水準に戻り、全国的にも三、四七九万tの生産を記録した。

### (三) 石炭統制撤廃と特需ブーム

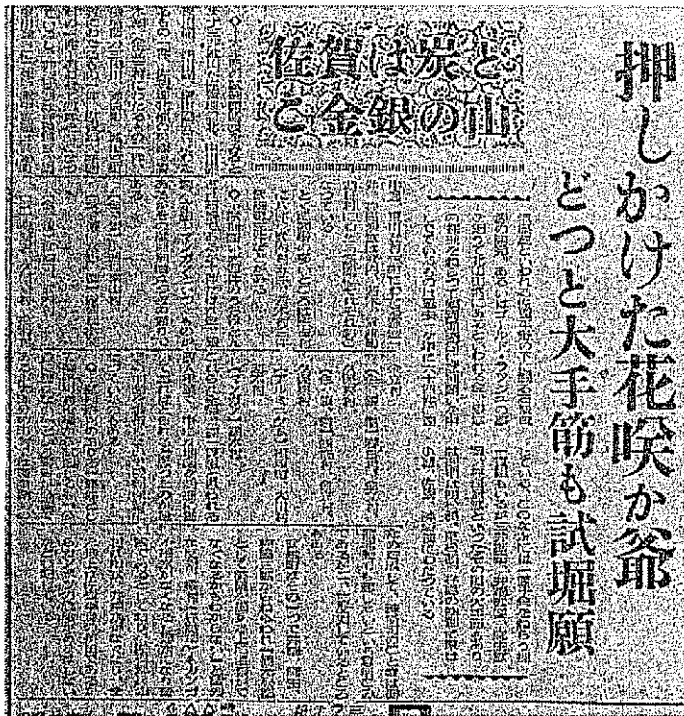
石炭統制の撤廃 石炭産業は、二十三年十二月の「経済安定九原則」の発表およびこれに基づくドッジ・ラインの実施により、国の手厚い保護を断ち切られ、自由経済の中に身をさらされることとなった。

二十四年三月十二日総司令部は炭鉱再建指令を発し、国庫補助金・赤字融資の停止、価格統制の強化など石炭産業に厳しい合理化を要求した。同時に「集中生産方式」がとられ、全国六五四鉱をA・B・Cの三級に分類、優良鉱の育成をはかった。本県ではA級は杵島・北方・西杵・立山・小城・大鶴の六鉱、B級二一鉱、C級二鉱、指定外二鉱であった。

各炭鉱は就業率の向上、坑内外人員の構成比の改善、作業管理の合理化、設備の機械化、不良鉱員の整理等合理化を実施し、その効果が徐々に表われていたものの、デフレ政策の浸透により経済界は不況に陥り、石炭の需要は減退し、山元・港頭には貯炭が滞り、ついに二十四年九月配炭公団および石炭統制の廃止となり、一三年ぶりに石炭は自由販売に復帰した。

特需ブーム 二十五年六月、朝鮮動乱が勃発し、特需の殺到により唐津港の貯炭も八月の五万八、〇〇〇tから翌二十六年二月には一万三、〇〇〇t台に急激に減り、価格も動乱前のt当たり四、一〇五円から二十六年十二月六、二〇〇円と一挙に五割も上昇した。

この特需景気により、二十四年から二十六年にかけて炭鉱数は一〇



特需ブームで各地にゴールドラッシュ  
(昭和26年5月 佐賀新聞)

鉱、労務者も三、四〇〇人増加、また東松浦郡を中心に石炭盗掘が横行、水洗炭業も二十六年には一五〇業者が族生し、月産一万六、〇〇〇tを越す大盛況であった。この石炭ブームは、河川を汚濁し、ボタを放置するなど農業用水・上水道に被害を与え、このため唐津市では上水道の水源を松浦川から玉島川に工費七、〇〇〇万円に変更している。

また、炭鉱成金が続出、二十六年の全国長者番付に小城炭鉱主の山口慶八は他の石炭業者五人と共に顔を並べ、第二位に入った。

出炭量は二十五年一九五万t、二十六年二三八万tと戦後の記録を更新した。

二十六年六月朝鮮動乱の休戦提案後も炭価は一時上げ調であったが、二十七年に入ると国際的景気後進のため、輸出産業は打撃を受け、中小企業の倒産が続出し、石炭界にも不況が浸透してきた。

炭労六十 二十七年秋の炭労と日本石炭鉱業連盟との間の賃金紛争は三日スト 六三日間の長期ストに発展、このため石炭の需給事情がひっ迫し貯炭が底をつき、列車の運行削減・ガス炉の制限・工場の操短等国民生活に重大な支障をおよぼした。この長期ストによる石炭の減産は全国で五七五万tに達し、本県でも大手九鉱を中心に、後には炭労傘下中小鉱も加わり二二鉱・組合員延八〇万三、〇〇〇人参加・減炭約二六万t(約一五億円)で労使共に被った損害は大であった。

石炭不況と西 炭労長期ストを契機に、石炭の供給不安・高炭価から日本大水害ら、熱源・化学原料は石炭から石油等流体エネルギーへ本格的転換し、そして石炭産業のちよう落が始まった。

スト明けの予想以上の出炭、スト対策の輸入炭の入荷、重油の配給統制の解除(二十七年七月)、二十八年の暖冬異変、国際収支改善のための金融引き締めにより、石炭の需給は一挙に緩和し、その結果、石炭価格の下落・貯炭の累増と石炭産業は極度の不振に陥った。とくに中小鉱は採算割れと資金難のため休廃止鉱が相次ぎ、賃金の遅欠配・鉱員の解雇が続出した。県内では、新屋敷・楠久・向山・国見など中小鉱を中心に休廃鉱は二十八年二〇鉱、二十九年二一鉱、労務者数も二十六年、二十七年の二万六、三〇〇人が二十九年は一万六、一〇〇人と一挙に一万二〇〇人も減じた。資金難にあえぐ中小鉱は賃金の代替として、金券同様のものを発行して、指定店で物品を購入させるなど法律的にも問題のあることも行われた。

人員整理は中小鉱ばかりでなく、杵島炭鉱も六五〇人の希望退職者募集を提案するなど大手鉱にも波及した。二十八年以来の県内炭鉱関係の未払賃金は一億円余に達した。このため、県は二十七年四月に設けていた県労務者生活資金貸付制度を、炭鉱労働者の遅欠配対策として貸付枠を拡充し、また県労働金庫発足後は、県資金を預託して、生活資金の貸付枠の増大をはかった。

石炭界の不況に加え、二十八年六・七月の西日本大水害により県内の中小鉱は被害鉱四七・損害総額三億二、〇〇〇万円、復旧費に二億九、〇〇〇万円が見込まれるという壊滅的打撃を被った。県は福岡通商産業局と協力して、中小鉱を対象に緊急水害診断を二十八年九月から二十九年十一月にかけて実施し、復旧資金をあっ旋した。中小鉱を中心に休廃止鉱が続出し、水害のため一、六五〇人の炭鉱労働者が解雇された。この水害被害を契機に、岩屋炭鉱に深刻な労働争議が発生している。

採炭技術の向上 わが国の採炭技術は、戦後、石炭増産対策として、欧米の炭鉱機械や技術の導入が行われ、飛躍的に発展を遂げた。しかし、こうした合理化は資金と技術を必要とするため、大手鉱を中心に実施され、この結果、二十四、五年頃の鉱員一人当たり産率(月産)は大手・中小の格差がほとんどなかったが、二十六年頃から格差が拡大し、二十九年には大手一三・一t、中小九・一tと拡大の一途をたどった。

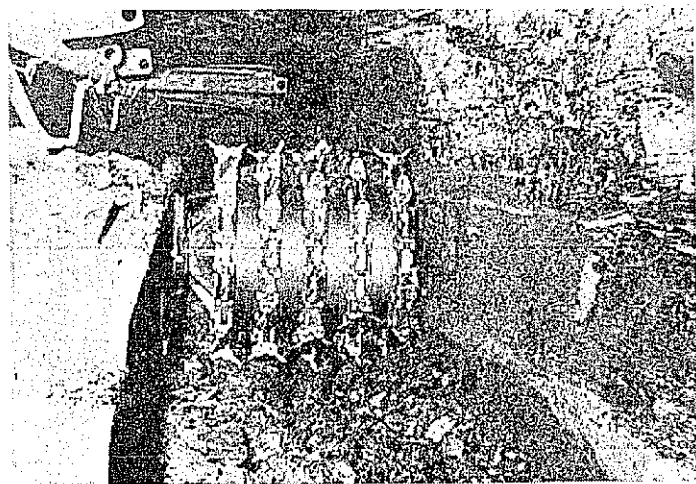
三十年八月の石炭鉱業合理化臨時措置法制定を転機に、炭価引き下げのための合理化が一層推進され、設備資金の貸出等金融措置がとられ、採掘・運搬・選鉱等の機械化・大型化がすすんだ。そしてホーベル、ドラムカッター等最新鋭の採炭機械が次々と導入され、県内では三菱古賀山・明治佐賀・西杵を中心に高産率・高生産を競った。特に多久地方で

は、三菱古賀山一、一〇〇万坪、明治佐賀三〇〇万坪と処女鉱区に恵まれた条件の下で、従業員在籍一人一か月当たり産率四〇tという当時の日本一の記録を生んだ。三菱古賀山では坑口・作業場と住居地区を明確に区分、三十四年には日本始めてドラムカッターローダー(二〇〇kw)を切り二五〇mの長壁の中で駆使し、四十年十月には原炭七万三、六二〇tの月間出炭日本記録を樹立した。

出炭産率も大手鉱を中心に向上、二十九年一一・二t、三十七年二五・七t、四十年三四・七tに達した。しかし大手と中小の格差は依然縮まらず、特に炭層条件の悪い佐世保炭田の低産率が目立った。

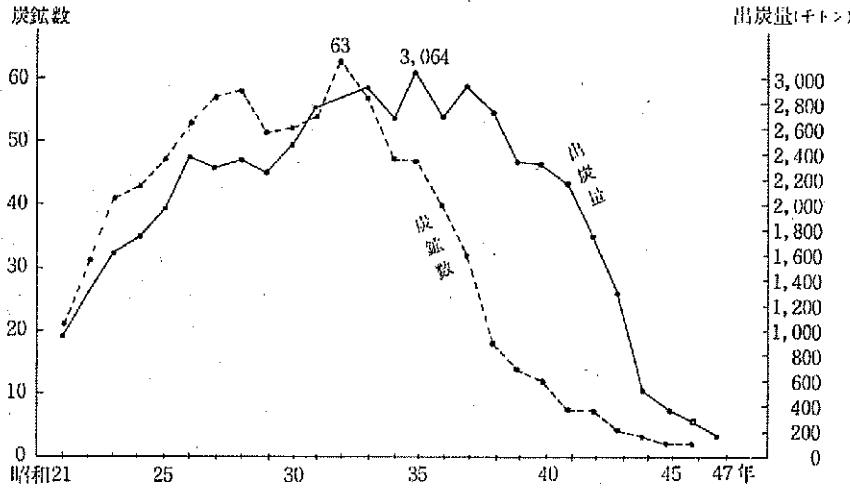
#### (四) エネルギー革命と合理化政策の登場

エネルギー 日本エネルギー源に占める石炭の地位は、二十五年に構造の変化は八〇%であった。しかし、重油の価格配給統制の撤廃・石炭の供給不安・高炭価から、重油の進出が著しく、エネルギー源に



三菱鉱業古賀山炭鉱のドラムカッター (三菱セメント提供)

炭 鋳 数 と 出 炭 量 の 推 移



資料：九州石炭鋳業20年の歩み

炭鋳の閉山・炭鋳離職者の大量発生が想定され、県政に与える影響の大きさにかんがみ、県議会は三十年六月「石炭産業危機突破に関する決

議」を議決し、政府に対して万全の措置を要望した。石炭鋳業合理化臨時措置法が公布された。これは石炭の生産を一定規模のもとに

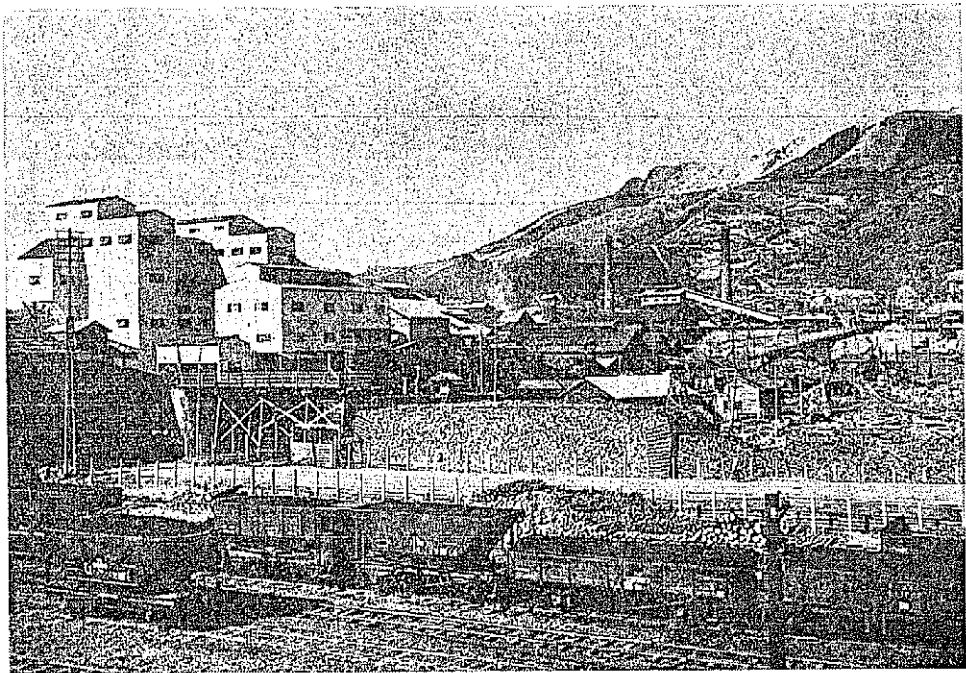
おき、長期合理化計画に基づいて非効率炭の買い上げと高効率炭を助長する「スクラップ・アンド・ビルド方式」を中心とする石炭鋳業の安定政策であった。これと併せて石炭の競合エネルギーである重油の輸入および消費の抑制を行うため、重油関税の復活、重油ボイラーの制限が実施された。

おける固体エネルギーから、重油・天然ガスの流体エネルギーへの移行が二十八、九年頃から始まった。二十九年には、石炭六五%、液体燃料二五・九%と石炭の地位が低下し、その後も石油の低廉かつ安定的大量供給・経済性・効率性により、石油の需要が益々増大し、石炭の劣位は動かしがたいものとなった。そしてエネルギー革命としてエネルギー革命が叫ばれ、石油に對抗できる石炭コストの引き下げ、非効率炭の買い上げ等により石炭産業の安定をはかる石炭合理化政策が登場することになった。

合理化政策が実施された場合、非効率炭の閉山・炭鋳離職者の大量発生が想定され、県政に与える影響の大きさにかんがみ、県議会は三十年六月「石炭産業危機突破に関する決

議」を議決し、政府に対して万全の措置を要望した。石炭鋳業合理化臨時措置法が公布された。これは石炭の生産を一定規模のもとに

おき、長期合理化計画に基づいて非効率炭の買い上げと高効率炭を助長する「スクラップ・アンド・ビルド方式」を中心とする石炭鋳業の安定政策であった。これと併せて石炭の競合エネルギーである重油の輸入および消費の抑制を行うため、重油関税の復活、重油ボイラーの制限が実施された。



最盛時の杵島炭鉱（大町町）（杵島炭鉱提供）

七三〇人の人員整理の合理化を計画したが、組合の激しい反対に遭い完全に失敗した。その後は組合攻勢に屈して、大手筋炭鉱との賃金格差是正・標準作業量の引き下げ、三十年九月には六三項目におよぶ職場改善

要求、そしてこの時、炭労史上初の「五十時間残業協定」が結ばれた。その後、大手並の高賃金と大手を下回る低能率のため、赤字は累積の一途をたどった。

会社は、再建委員会を組織し、大鶴鉱業所の鹿山、北方鉱業所の整備などの再建計画をたて、設備資金として日本開発銀行・日本興業銀行に長期融資を申請したが、高賃金・出炭不振が原因となって不調に終り、銀行借入金一〇億七、五〇〇万円、未払資材費八億円、鉱害補償金六億円を抱え、三十二年五月から給料遅配に陥り、危機に立たされた。

会社側は、万難を排して経営を再建する決意を固め、五月三十日第一回経営協議会において、①長期安定出炭計画の確立、②労使関係の正常化と安定化、③資本構成の是正、を基本とする再建計画を発表し、組合側と経営協議会、団体交渉が再三にわたって開かれたが、労使が厳しく対立、七月末には暗礁にのりあげた。

七月三十日、会社側は「月産五万四、〇〇〇万ト出炭体制の確立を骨子とし、八月一日を期して、①坑外夫二〇〇人の坑内配転、②標準作業量の改廃、③「五十時間残業協定の廃止」を通告、組合側はこれを拒否し、八月二日から無期限ストに突入した。

二十七年秋の六三日に及ぶ炭労長期スト以降、高姿勢に転じた経営者側の応援、職場闘争を強め既得権を守ろうとする炭労が、杵島炭鉱の企業整備をめぐる正面から衝突することとなった。九月四日大町町親和会館で開催された九州炭労臨時大会は二億円カンパを決定して長期闘争体制を固め、炭労は九月三十日・十月三日の二回、二十四時間同労ストを実施、政治ストとして論議を呼ぶなど全国的規模に発展した。

争議が長期化するにつれて、杵島炭鉱の経営の悪化から争議倒産の影



ヤマ元の市町村長の争議早期解決の陳情を受ける鍋島知事

がつきまとい、炭鉱所在の大町・北方・江北三町の税減収による町政マヒ、関係商工業者の経営不振等争議の影響が深刻化し、早期解決の県民世論が次第に高まってきた。五十五日の九月二十八日事態を重視した鍋島知事は交渉再開のあつ旋にのりだしたが、十月三日団交決裂、十四日再び知事あつ旋、二十四日までに一部は合意に達したが、五十時間残業協定・職場取り決めの問題で再び決裂した。

このため県地方労働委員会(会長・内山良男)は、二十五日未明、職権あつ旋にのりだし、曲折を経て十一月一日、①五十時間残業協定と職場諸取り決めは、会社の指示権を根幹とし、速やかに労使の協議を開始して改廃すること、②今後会社の経営を黒字とするという観点において五万四、一〇〇tを基準として総額四二五万円を賃金より引き去ること等九項目のあつ旋案を提示した。組合側は即日受諾、会社側三日受諾、そして細部交渉妥結後、七日一番方から就労を開始し、九七日間におよぶ県始まって以来の長期ストに終止符をうった。

ストによる損害は会社

側一〇億円、組合側五億円と推定され、再建の前途が危ぶまれた。杵島炭鉱は争議後も経営が振わず、十二月には経営資金として北方西坑を石炭鉱業整備事業団に売却、三十三年三月には総株数四〇〇万株のうち二〇一万株を、住友系企業に対する石炭の安定的供給を求めていた住友石炭鉱業に売却して経営権を譲渡した。

神武景気と 石炭鉱業の合理化が漸く展開されようとする矢先に、三石炭ブーム 十年後半には経済界の景気回復が著しく、三十一年には神武景気といわれる好況を呈した。このため、石炭需給事情が逼迫し、市況は買手市場から売手市場に一変し、炭価も上昇した。このため、業界は増産を続け、新鉱が開かれ、休廃止鉱が再開するなど、合理化から一変して増産ムードとなった。

県内炭鉱は中小鉱を中心に新鉱が増加、三十二年度末には炭鉱数は最高の六三鉱となった。

こうした情勢から、三十四年四月合理化基本計画は改正され、目標年度を三十四年度から四十二年度に延長し、同年度の生産数量は六、九〇〇万tとされるなど拡大生産に方針が転換した。

構造的不況 神武景気・スエズ動乱による石炭ブームも長続きせず、三十二年～三十四にかけて「なべ底景気」といわれる不況となり、石炭需要は減退した。県内の貯炭は三十二年八月三万八、〇〇〇tの低水準から次第に累増、三十四年七月には二九万五、〇〇〇tと異常な貯炭をかかえ、このため、三十四年五月から三十五年三月まで出炭制限が実施された。売れ行き不振から中小鉱の資金繰りが悪化、三十三年一月以降の休止鉱は二三鉱(労務者数三、〇四九人)に達し、大手、中小を問わず企業整備・人員整理が吹き荒れた。三十四年五月の賃金不払状況は二、

六五七人・二、五六一万円(県内賃金不払の八八%)、また、同月の炭  
鉱離職者の失業保険受給は一、六六四人(県内失業保険受給者の四二・  
二%)に及んだ。三十四年十月から炭鉱離職者の救済運動として「黒い  
羽根運動」が展開された。

#### (五) 石炭産業の斜陽化

石炭鉱業審議会第三十四年末、石炭鉱業審議会は、石炭産業の不況  
一次答申と合理化がエネルギー革命によるものであり、構造的な原  
因に基づくものであることを確認し、石炭が重油等競合エネルギーに対  
抗し得ることを目途として、「合理化の積極化、三十八年度の出炭規模  
五、五〇〇万t、炭価t当たり一、二〇〇円の引き下げ」を決定した。

政府は高能率鉱の造成と非能率鉱の買い上げを一層推進することとな  
り、ビルド鉱に対する設備近代化資金貸付制度を創設し、石炭鉱業整備  
事業団を三十五年九月石炭鉱業合理化事業団に改称した。大量の離職者  
の発生対策として、三十四年十二月炭鉱離職者臨時措置法が制定され  
た。

需要確保対策としては、重油ボイラー規制の延長や産炭地火力発電所  
の建設がすすめられた。三十五年度から着実に炭価引き下げが実行さ  
れ、徐々に合理化の効果があがってきたが、賃金・物価・運賃の上昇に  
より、炭価引き下げとならず企業の経営は依然好転しなかった。競合エ  
ネルギーである重油は急テンポで価格が低落し、炭価引き下げは根本的  
に揺がされ、石炭産業は、ますます斜陽の色が濃くなった。

県内では三十四年八鉱、三十五年一三鉱、三十六年七鉱、三十七年二  
二鉱、と急ピッチに閉山がすすんだ。

県は石炭界の不況に対処して、三十四年県炭鉱不況対策協議会を設  
け、需要開拓として火力発電所誘致運動の展開や離職者の救済策の検討  
を行った。三十四年十二月には資金繰りに悩む中小鉱の経営合理化資金  
の金融対策として「県中小炭鉱経営合理化資金融資促進要綱」を定めて、  
金融機関が行う中小鉱融資の損失補償を実施した。

また、三十七年五月から中小鉱の経営指導対策として下田義之(元新  
屋敷炭鉱副社長)を石炭専門診断員に委嘱して、石炭産業の技術・経営  
の改善指導を行った。

杵島一三 三十五年の三池大争議の翌三十六年、杵島炭鉱で再び合理  
六日スト化をめぐって、県政史上最長の大争議が発生した。杵島炭  
鉱は、さきの九七日スト以降、住友石炭鉱業の経営参加により、企業の  
再建をはかっていたが、高賃金・低能率のため依然経営が振わず、三十  
四年七月、六〇〇人の退職者募集を含む一連の企業合理化案を提案し、  
労組の反対により泥沼闘争に陥っていたが、九八日間にわたる闘争の結  
果、十月二十二日指名退職者募集の撤回等を含む協定を結び解決した。

しかし、経営は悪化の一途をたどり、三十五年末には累積赤字四〇億  
円に達した。会社は三十六年三月二十五日さらに、作業能率の向上・九  
〇〇人の勇退者募集・一百万円の賃下げを含む第二次合理化案を提案し、  
労使の主張は完全に対立し、組合は四月十九日から無期限ストに突入、  
争議は長期化した。六月十三日、親会社である住友石炭鉱業の石松社長  
は「二十五日までに解決しなければ杵島より手を引く」と声明、六月二  
十八日松本社長ら幹部の辞任・職員の引き揚げを決め、残務整理を入っ  
た。

事態を重視した池田知事は六月十一日地元各町長と共に住友石炭に引



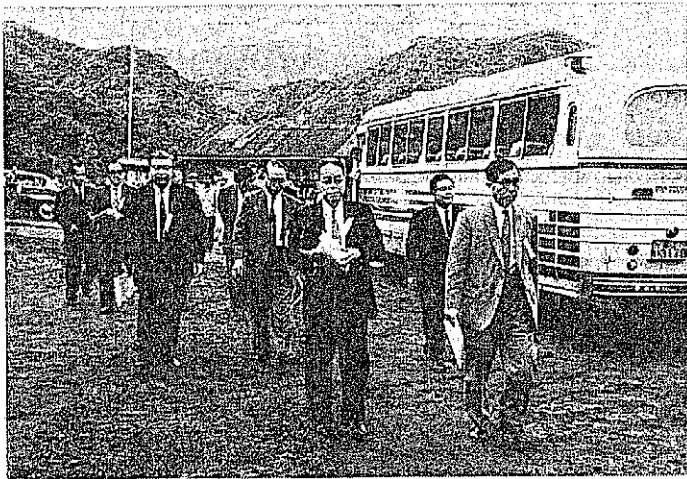
き揚げを慰留、炭労に対しても争議の早期収拾を要望した。同月三十日も再び事態収拾の折衝にあたったが、不調に終わった。一方、杵島亮山はすすみ、七月二十五日住友石炭は九州中小の幸袋鉱業に経営権譲渡を決定した。事態は重大な局面にたち、同日、住友石炭石松社長と炭労原委員長との間にトップ会談が開かれ、「①会社は幸袋鉱業への移管を取り止め、引き続き杵島炭鉱として経営を続ける、②炭労は重大な決意で争議の収拾をはかる」の二点で合意に達し、その後曲折を経て、八月八日再び住友石炭と炭労の会談で了解点に達した。地元杵島炭鉱労組は収拾案に強く反対、八月十七日・八日の炭労臨時大会では激論が闘わされたが、結局執行部案通り決定し、同月二十八日地元の全員無記名投票により、圧倒的多数で可決され、一三六日ぶりに収拾された。

この結果、平均七、〇〇〇円の賃下げ、九〇〇人の希望退職者募集、北方鉱の第二会社化（三十六年十月杵島炭鉱の全額出資により北方炭鉱設立）、請負の導入等合理化が実施された。

**石炭政策** 政府・業界の必死の努力にもかかわらず、石炭産業の経営転換闘争は依然好転せず、一方炭鉱労働者にとっては大幅な賃下げ、大量の人員整理を強いられ、炭価引き下げ、生産性の向上に協力すればするほど人員過剰になる矛盾、物価の上昇や賃金の停滞による生活の窮迫、さらに炭鉱災害のひん発により憂色深いものとなった。斜陽化する石炭産業に見切りをつけて、杵島炭鉱では一三六日の長期スト後、九〇〇人の希望退職者募集に、二、〇〇〇人が応ずるなど、下山するものが続出し労務閉山の様相も加わってきた。また、産炭地においても、失業者の大量滞留・商工業の不振・税收減・人口流出・鉱害等ますます疲弊していった。

そして、政府の石炭政策に鈍先が向けられ、炭労は石炭政策転換闘争として、三十六年十月から四、〇〇〇人にのぼる炭鉱労働者を東京に動員して、政府に石炭政策の転換を迫った。三十七年四月六日、政府は「権威ある調査団の派遣、答申の尊重、その間労使の休戦」を決定し、五月十一日石炭鉱業調査団（団長・有沢広己）を組織した。本県では六月二十七日県庁・杵島炭鉱を訪れ、実情調査や県をはじめ各界の要望をきいた。

十月十三日調査団は、石炭鉱業安定について答申した。答申の内容は、「石炭が重油に対抗できないということは、今や決定的である。」



石炭鉱業調査団の現地調査（中央は有沢広己団長）（昭和37年6月）

とし、「石炭鉱業の崩壊のもたらす関係者への影響、地域社会に与える深刻な打撃、国民経済のこわむる損失を防止することとは国民的課題である」とした。そして四十二年度の石炭需要を五、五〇〇万tとし、政策的需要の確保を行なう。同年度までに非効率炭鉱閉山を一、二〇〇万tとし、生産能力を三八・六tに引き上げる。そのほか離職者対策・産炭地振興・保



県内炭鉱の規模別分類

昭和37年1月現在

年出炭規模	炭田別	炭 鉱 名 (会社名)	鉱数
20万t以上	唐 津	古賀山 西 杵 明治古賀 杵 島 小 城	5
	佐世保	—	
20万t～10万t	唐 津	立 山 立 川・新屋敷	3
	佐世保	—	
10万t～5万t	唐 津	北 方・岩 屋・多 久・北波多 唐 津	5
	佐世保	久 原・向 山・国 見・福 久	4
5万t～1万t	唐 津	新平野・相 知・杵木原・新 長 第二上相知・久 保	6
	佐世保	東山代・福川内	2
1万t以下	唐 津	番 所・極 東・池 田・登 谷 砂 原・新 矢代町・日 東 常 栄・栗 徳・坂 本・三 原 井 手・大 日・有 田・筋 原 意 奈木	16
	佐世保	黒 形・浦 崎	2
合 計			43

備考：(1) 規模は35年度実績により区分した。35年度以後移動した実績は36年度中の実績により推定区分した。

(2) □は大手炭鉱  
—は租鉱権炭鉱

資料：佐賀県石炭産業の概況（37年4月産炭計画資料6）

安確保・鉱害処理等の充実をはかるものであった。  
**石炭危機** 答申が実施された場合、県内石炭界の打撃は非常なものが予想された。ちなみに三十七年七月現在の調査によると、県内炭鉱三九鉱のうち、能率については大手五鉱が二五t、中小鉱は一五・一tで、答申の三八・六tの水準までには非常な努力が必要であり、また県内炭の九三%が一般炭であり、重油との競合による影響は大であった。四十二年度までに生き残る炭鉱は県の推定によれば、需要の安定している原料炭を出炭する明治鉱業西杵を除くと、古賀山・明治佐賀・杵島・立川・岩屋・杵木原・北方・新岩屋・国見・楠久・浦川（杵島坑内の租鉱権

鉱）・脇田の一二鉱であり、失業者も約六、〇〇〇人が新たに発生することが想定された。

答申は関係者にとって期待はずれとしての打撃が大きく、炭労は政策転換闘争を再開、産炭地市町村は相次いで石炭危機突破住民大会を開き、県段階では十月二十三日総評・炭労主催の石炭政策転換秋闘貫徹集會に知事も出席し、十一月二十九日の県石炭危機突破大

会には知事ら関係者五〇〇人が参加して、需要確保・雇用安定対策の確立・産炭地振興等一四項目を決議した。また、三十六年十二月には県議會に産炭地域振興対策特別委員會が設置され、石炭対策・産炭地振興を調査審議し、三十七年十月には、知事は衆議院石炭対策特別委員會に参考人として出席し、石炭対策の充実を要望した。

答申に基づいて、政府は四十二年度を自立安定の目標に、五、五〇〇万t生産体制・一、二〇〇円の炭価引き下げ計画を基本に、スクラップアンド・ビルド政策の強化・政策的需要の確保・離職者対策・産炭地振興を実施することとなった。三十八年四月には関係機関により福岡市に



県石炭危機突破大会 昭和37年11月

臨時石炭対策本部および石炭対策連絡協議会が設置された。

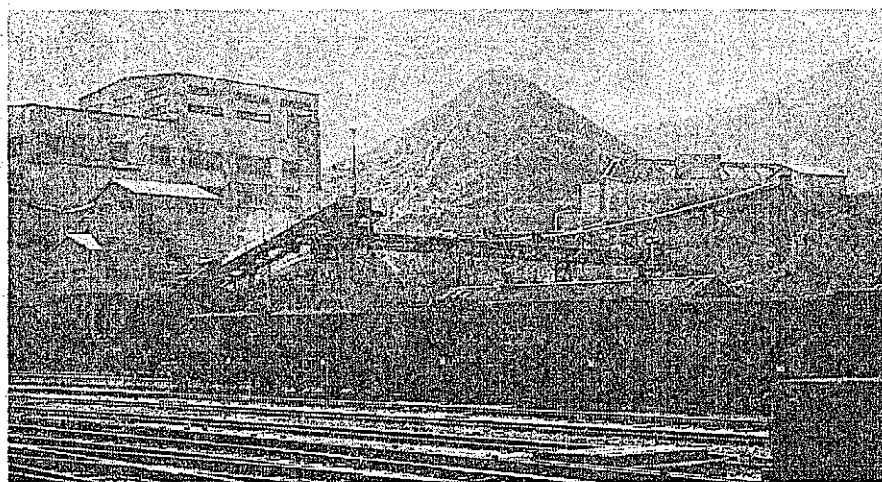
県内では大日鉱業立川鉱業所が本坑終掘に備えて、三十八年二月二坑開発に着手し、ビルド化をはかったが、一方ではスクラップが予想以上にすすみ、三十八年三月明治鉱業立山鉱(多久市)が閉山、大手スクラップ第一号として注目を浴びた。そのほか、主なものでは三十八年度唐津・福久・北波多、三十九年度北方(東坑)・新平野、四十年年度岩屋・立川(本坑)、四十年年度袖木原・多久・常栄等が合理化事業団から閉山交付金をうけて閉山した。そして三十八年度から四十一年度までの四年間に炭鉱数は予想以上に一八から七鉱に、労務者数も約一、〇〇〇人減じた。

四十二年四月現在の残存炭鉱は、三菱古賀山・明治佐賀・西杵・杵島・立川(以上唐津炭田)、国見・楠久(以上佐世保炭田)の七鉱、労務者数も五、〇一九人であった。

#### (六) なだれ閉山

石炭産業安定のため、三十九年十二月、第二次石炭鉱業調査団答申(三十九年九月三十日本県現地調査)、四十年十二月、石炭鉱業審議会(三十九年九月三十日本県現地調査)、四十年十二月、石炭鉱業審議会(三十九年九月三十日本県現地調査)の第三次答申と石炭鉱業の救済・再建案が次々と答申された。そして四十二年度から石炭特別会計が設けられ、石炭産業の異常債務の肩代わり・合理化資金の貸付・閉山交付金の増額等が実施されることとなった。この四十一年七月の第三次答申以降、大手の限界鉱や中小鉱は石炭産業に見切りをつけ、次々と閉山する「なだれ閉山」となった。そして県・産炭地市町村は閉山対策に追われることとなった。

三菱古賀山 まず、四十三年一月三菱鉱業古賀山炭鉱(多久市、従業員一、二六八人)が閉山した。同鉱は昭和二十三年一坑を再開、高効率機械を次々と導入し、三十七、八年頃は日本一のモデルマインを誇った。三十九年頃から坑内出水・重圧・断層・炭層の薄層化と坑内条件が悪化、四十一年度以降出炭量は急激に低下した。その代替坑として四十一年八月から東部区域(同市東多久町)の開発に着手するが、四十二年七月の集中豪雨により斜坑が完全に水没、しかも急激な自然減水現象、また追加ボーリングの結果予想以上の炭層の悪化を発見した。四十二年十月二日会社は閉山を組合に通告、存続について各界の強い要望があったが、ついに翌年一月二十二日閉山した。県は四十二年十二月十六日、県三菱古賀山炭鉱閉山対策協議会を設置して、再就職・失業保険・子弟の教育・炭鉱住宅・上水道・



三菱古賀山炭鉱(多久市) 昭和38年3月

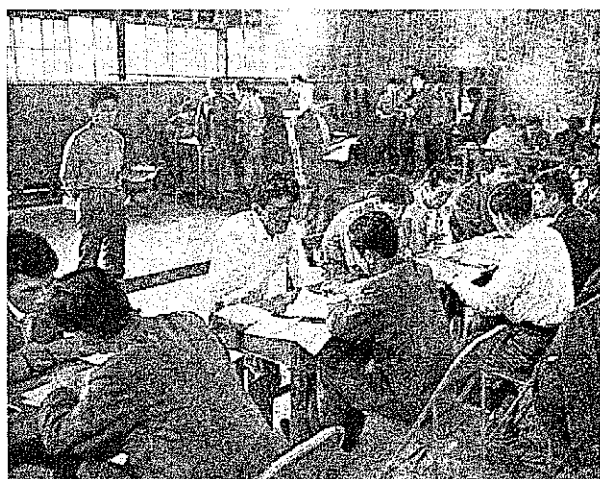
衛生・産炭地振興・残存商工業問題等総合的閉山対策を地元多久市と協力して行った。炭鉱社会は社宅・上水道・電気・燃料・衛生・厚生施設等会社丸抱えであったため、閉山後の処理は困難をきわめた。

そして、これ以降、閉山のつど閉山対策協議会を設けて総合的かつきめ細かい対策を講じた。四十三年五月には伊万里市の久恒鉱業楠久炭鉱（従業員四六九人）、国見炭鉱（従業員四二六人）が閉山した。国見炭鉱では離職者の続出による労務閉山であった。

企業ぐるみ閉山 政府の石炭鉱業に対する強いテコ入れにもかかわらず、三十九年のエネルギー源に占める重油の地位は四五・九％（石炭は九％）とその優越的地位は確立し、石炭産業は経営難に苦しみ、累積赤字は雪ダルマ式に増大していった。四十三年十二月二十五日、石炭鉱業審議会は石炭産業の縮小均衡を根底に、①石炭特別会計の延長、②安定補給金の大幅引き上げ、③一、〇〇〇億円の再建交付金の支給、④再建資金の確保を決めると共に、閉山については⑤閉山交付金を平均も当たり三、三〇〇円に引き上げ、⑥企業ぐるみの閉山に対しては交付金を増額し、特別交付金を交付すること等を答申した。

企業ぐるみの閉山に対する優遇措置を契機に、明治鉱業・杵島炭鉱・麻生産業等五社が企業ぐるみで閉山した。

企業ぐるみの閉山ムードに対して、県・産炭地市町村・炭労では、なだれ閉山を警戒し、答申反対を叫び、石炭対策産炭地振興危機突破県人大会（四十三年十二月二十一日）・地元市町村による石炭危機住民大会・労組による坑底坐りこみがあった。しかし、石炭需要の先細り・炭価のすえ置き・悪化する坑内条件・異常な累積赤字・鉱害賠償・高年齢化する労務者・生産重視のため怠りがちな保安・ひん発する炭鉱災害・賃



県緊急石炭対策現地相談所（大町町） 昭和44年4月

金の抑制等石炭産業をとりまく環境は明るくなかった。

杵島閉山 四十年八月、四十二年八月と二次にわたる厳しい再建計画の承認を得て再建に努力していた杵島炭鉱も、ついに四十四年三月十四日閉山を組合に通告した。

当時杵島炭鉱は山麓部の九区への掘進を開始し、また隣接の三菱鉱区の譲

渡の可能性があり、数年採掘が可能とされていたが、一五六億三、〇〇〇万円の巨額の累積債務をかかえ、坑内条件の悪化から、四十三年五月の四万トが十一月には二万五、〇〇〇トと再建計画も内部から崩壊、また鉱害が多い等から傷口をこれ以上拡大しないという考えが支配的になり、ついに閉山を決意した。労組も石炭産業の前途に悲観し、退職金等の条件闘争に転換した。

こうして杵島炭鉱は四十四年五月二十八日付で解散して清算に入り、高取伊好の北方本坑の開坑（明治四十二年十二月二日）以来六〇年の歴史を閉じた。従業員（職員一八〇人、鉱員一、一二九人）も四月二十四日付で全員解雇され、第二の人生を歩むこととなった。

杵島炭鉱・明治鉱業の企業ぐるみ閉山の具体化に対処して、三月十五

日、県は石炭緊急対策連絡協議会を設置し、さらに十七日には杵島炭鉱閉山対策として、三億九五〇万円の補正予算案を県議会に提案した。

一企業の解散が原因で、補正予算を組んだことは、県政史上初めてのことであり、杵島炭鉱が大町・北方・江北の三町と密接なつながりをもっていたため、単なる企業対策ではなく、総合的社会対策として積極的に取り組んだ。

緊急対策の内容は、総合相談所の設置・離職者対策（就職あっ旋、特別雇用奨励金の交付、職業訓練、就労事業）・中小企業対策（炭鉱依存商工業者の資金対策）・水資源対策・鉱害対策・衛生対策・文教対策等であった。また、炭鉱社会は上水道・病院・衛生等炭鉱が代行しているものが多いため、閉山に伴い地元町への円滑な引き継ぎにも留意した。

閉山後の跡地利用・雇用対策を早急かつ円滑に行うため、杵島炭鉱の跡地一四万六、二五七㎡を県が工業用地特別会計で買収し、企業誘致を行い、進出企業に譲渡した。

四十四年五月には杵島炭鉱と同じく明治鉱業が企業ぐるみで解散し、閉山のショックを緩和するため明治佐賀（多久市）・西杵（北方町）・平山（福岡県）の三鉱は旧会社から鉱区の分割譲渡を受けて新明治鉱業を設立して、鉱員の中から再雇用し、採掘を継続した。

四十五年十月には大日鉱業立川鉱業所（伊万里市大川町、従業員六二人）が閉山した。同鉱は四十年四月立川二坑の採掘開始以降順調に出炭を維持、中小鉱のビルド鉱として期待されたが、四十五年二月頃から硫黄分の含有が増加、このため大気汚染防止法の強化により、四十五年四月主要納入先の関西電力から取引を拒否されて貯炭が累積、公害倒産となった。

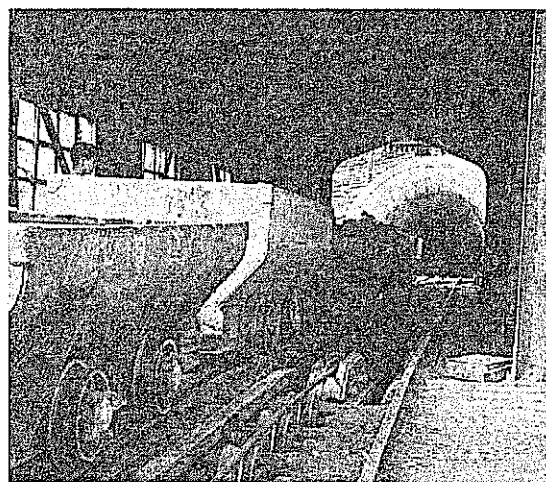
石炭ついに 四十七年 姿を消す 十一月二十九日には、県内で唯一

つ残っていた新明治鉱業（明治佐賀・西杵、従業員八三〇人）が閉山した。

予想されていたことであったが、この閉山により、佐賀県産業を支えてきた白（米）・黒（石炭）の二大支柱のうち、ついに一方の石炭は姿を消した。本県産石炭も、日本経済の原動力として日本の近代化・発展に、あるいは戦後日本経済の再建等に大きな役割を果たしてきたが、エネルギーの国内自給の確保の声をよそに、エネルギー革命のため遂に多難な寿命を閉じた。そして残されたものは、膨大な量のボタ山、鉱害、残留する中高年齢の離職者、疲弊した産業、過疎化、老朽炭住、枯渇した水資源等の問題であった。

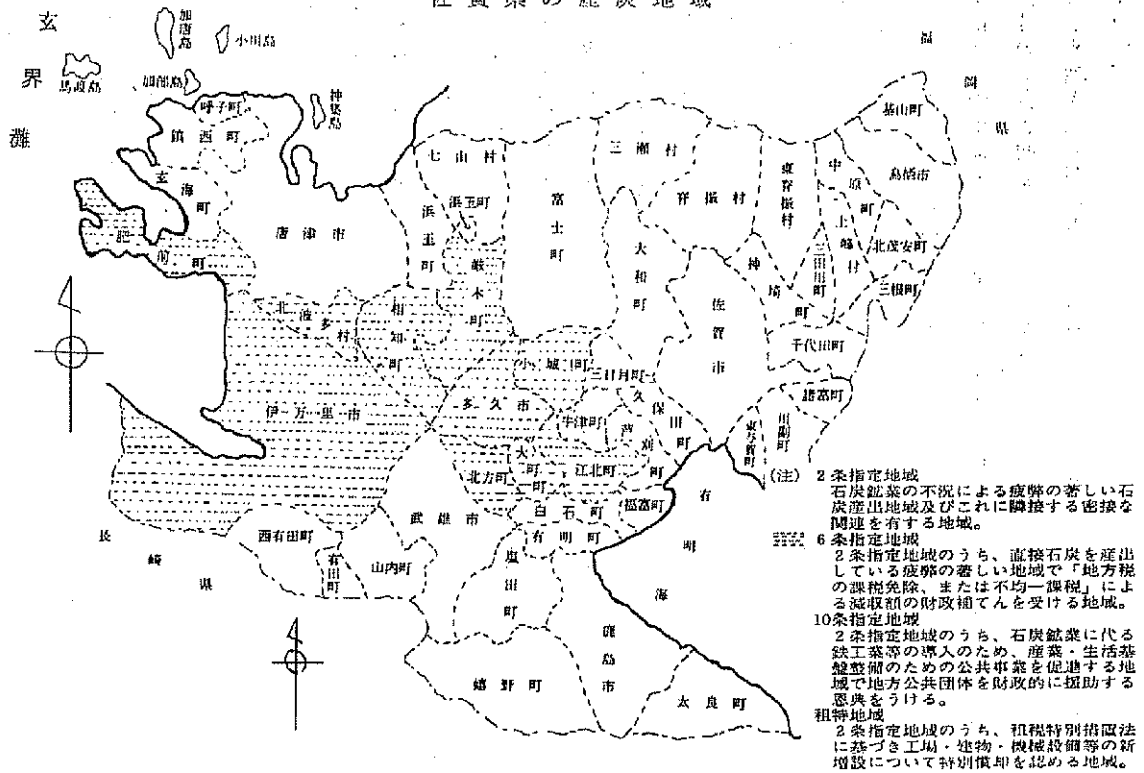
### (七) 産炭地域の振興

産炭地域振興臨 三十四年頃から始まった石炭産業の本格的合理化に 時措置法の制定 より、失業者の激増・地域経済の衰退・市町村の財政悪化・関連中小商工業者の経営不振・人口の流出など産炭地の疲弊は 重大な社会問題となり、地域社会の崩壊さへ懸念されるに至った。この



明治佐賀炭鉱（多久市）の坑口

佐賀県の産炭地域



(注) 2条指定地域  
石炭鉱業の不況による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接する密接な関連を有する地域。

6条指定地域  
2条指定地域のうち、直接石炭を産出している疲弊の著しい地域で「地方税の課税免除、または不均一課税」による減収額の財政補てんを受ける地域。

10条指定地域  
2条指定地域のうち、石炭鉱業に代る鉄工業等の導入のため、産業・生活基盤整備のための公共事業を促進する地域で地方公共団体を財政的に援助する恩典をうける。

租種地域  
2条指定地域のうち、租税特別措置法に基づき工場・建物・機械設備等の新増設について特別償却を認める地域。

ため、県・鉱業市町村は政府に対して産炭地振興の特別立法の制定を訴えた。

三十六年十一月十三日、産炭地域振興臨時措置法が制定された。同法は炭鉱の終閉山により疲弊した産炭地域経済の浮揚と地域社会の安定を目的に、急速かつ計画的な鉱工業の発展と石炭需要の拡大的安定をはかることとし、産炭地域への企業の導入・産業基盤整備・進出企業に対する税制優遇措置・地方公共団体への財政援助が行われることとなった。

同法の対象となる産炭地域は、本県関係では二条地域六市三町三村、六条地域(所謂、鉱業市町村)二市七町一村であった。同法に基づき、産炭地域振興基本計画および同実施計画が産炭地域振興審議会の議を経て策定された。

産炭地域振興 三十八年十月策定された産炭地域振興基本計画では、計画の決定 ①炭鉱離職者の発生に対応する雇用機会の造出、②石炭需要の安定的拡大、③産炭地域の経済的疲弊の防止と地域経済の振興を目標とし、同実施計画に基づく「佐賀地域」の振興の方向は、「産出される石炭の地域内における消費を促進するとともに、石炭産業に代わるべき産業の振興を図るものとし、既存の工業地帯との有機的な関連のもとに、伊万里地区および唐津地区における工場団地の形成を推進する」とされた。目標は達成年度の四十二年度における製造業の生産額を九六〇億円(三十五年度の二・六倍)、新規雇用者は二万四、〇〇〇人とされた。

この実施計画は、四十二年八月、法の五年延長に際し改訂され、さらに四十五年三月同法の一〇年延長に伴い、四十六年十二月基本計画・同実施計画が根本的に改訂され基本計画は次のとおりであった。

一 中核的企業の導入および適地適性産業の育成

- 二 地域内雇用の拡大と地域人口の減少防止
- 三 住宅、福祉施設の充実と生活環境の整備による住民生活の向上
- 四 石炭需要の拡大

「佐賀地域」の基本方針は、西部の臨海型工業および東部の内陸型工業を中心とし、中央地区においては東部・西部の二大拠点と有機的な連携を保ちつつ労働集約型の内陸工業の振興をはかるものとされた。五十七年における工業出荷額目標は、四十四年の五・四倍にあたる約九、〇〇〇億円とされた。

事業の実施機関として、三十七年七月産炭地域振興事業団（現在の地域振興整備公団）が設立され、県においても経済部工鉱課を中心に事業団や市町村と協力して、産業基盤の整備・石炭の安定的需要の確保・企業の誘致・金融の確保・雇用の安定対策を行うこととなった。また、三十六年十月には県議会に産炭地域振興対策特別委員会が設置され、翌十一月には県・県議会・鉱業市町村・県内関係団体により県産炭地域振興推進協議会が設立され、政策充実の推進母体となった。

**財政対策** 産炭地域振興の財政措置として、六条地域に対しては、設備の新增設を行った企業に対し、地方税の課税免除または不均一課税をした場合の税の減収補てん、四十年からは県に対する地方債の利子補給、十条指定市町村に対する道路・港湾・住宅・下水道等特定の公共事業について補助率の引き上げ、四十四年には六条地域市町村に対する財政援助として、産炭地域振興臨時交付金制度が設けられた。県独自でも市町村の財政対策として、三十八年八月県財政調整積立金を活用した市町村振興資金貸付制度を設けて、市町村が行う公共施設等建設事業の資

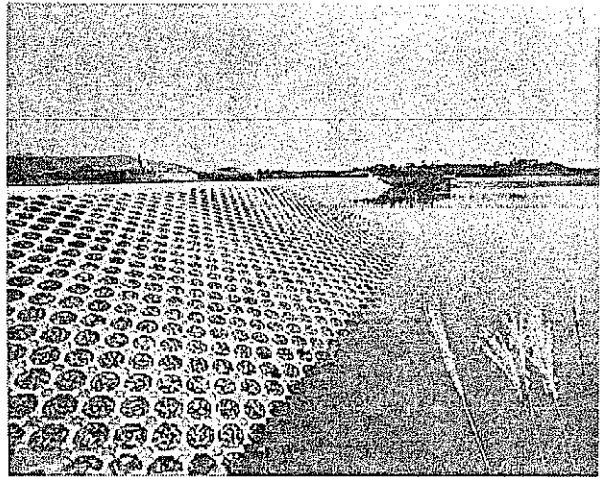
金を貸し付けた（利率年六分五厘・償還期間六年）。

**産業基盤の整備** 輸送・通信網の整備は、産炭地域振興に不可欠であるため特に力が入れられ、道路は、国道（二〇二号、二〇三号、二〇四号）、主要県道（伊万里～武雄線、武雄～多久線、伊万里～多久線、伊万里～呼子線）を中心に改良舗装工事が行われ、急速に整備された。そのほか、国鉄長崎本線の電化複線化工事、唐津港・伊万里港・住ノ江港の整備、電話の自動即時通話化がすすめられた。

**工業用地の造成**は、産炭地域振興事業団・県・市町村の三者により行われ、炭鉱の遊休地の活用や埋立用土砂にボタ山防災工事を兼ねて積極的にボタを利用した。事業団の造成用地は、三十九年一月伊万里市に里団地が着工したのを始め、一二団地・八七・七haが完成し、さらに、大規模臨海団地として、五十六年度完成を目標に伊万里団地（一一七ha）を造成中である。県の造成団地は、四十五年度の伊万里市の麻生産業久原炭鉱跡地をはじめ、四十三、四十四年度にかけて北方町・大町町の杵島炭鉱跡地、四十六年からの伊万里市七ツ島団地など七団地・一六九haを造成した。

市町村の造成用地も四団地・二四・八haに達している。

**工業用水**については、永年にわたる石炭採掘の影響により、地下水のほとんどが枯渇、地表水についても多久市・伊万里市・杵島郡では地形上から包蔵力に乏しく、生活用水・農業用水も不足の状態にあったので、水資源対策として多久市・伊万里市（志佐川水系、有田川水系）、伊万里湾河口湖等の調査を実施した。その結果、四十三年度から伊万里市を事業主体とする伊万里市産炭地域小水系用水道計画が開始された。計画の内容は、伊万里市東山代町に長浜ダム（貯水量四七万八、〇〇〇



伊万里市産炭地域小水系工業用水道事業—長浜ダム

と、アース式ダム)を設け、これに有田川の表流水を揚水、そして東山代町・山代町まで配水、一日七、〇〇〇tを給水するもので、総事業費七億

六、〇〇〇万円(内・県費補助一億五、九二二万五、〇〇〇円)、四十九年度給水を開始した。

杵島地区についても四十七年十一月北方・大町・江北の三町により杵島

工業用水道企業団が設立され、杵島地区産炭地域小水系用水道建設が開始された。計画の内容は、給水量一日一万tとし、水源は広域利水開発として地域外の嘉瀬川水系に求めることとした。事業費約二五億円、五十三年通水開始を目標に工事がすすめられている。

**唐津火力発電** 石炭産業安定のための石炭の安定的需要の確保、とりわけ電所の設置 け大量の石炭を消費する火力発電所設置の動きが強まった。

三十四年四月県炭鉱不況対策協議会が火力発電所誘致を決議したのを皮切りに、県・石炭界挙げて、政府・九州電力に対して誘致運動を行った。三十六年六月九州電力は火力発電所の県内設置を発表、精密な立地調査を実施し、三十七年二月県・九州電力は港湾施設・輸送力等が有利

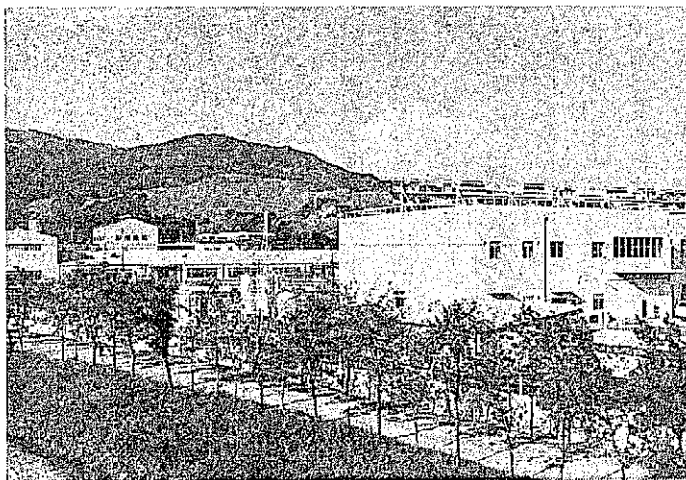
な唐津市西唐津東港を建設予定地と決定した。四十年六月七日東港埋立地に出力一五万六、〇〇〇kw、年間石炭消費量四〇万t、工費九三億円の内初の火力発電所が着工し、県は、発電用石炭・建設用地・汽かん用水の確保、補償交渉の解決、税の減免等便宜供与を行い、地元唐津市と共に建設に協力した。四十二年三月火入式、十月には正式運転に入り、石炭需要確保に寄与することとなった。

**工業の導入** 石炭産業に代る工業の導入は、県、市町村を中心に積極的に推進された。工業用地の造成等産業基盤の整備、長期資金の貸出・租税の減免・豊富な労働力を背景に、三十七、八年頃から急速に企業進出がみられ、五十年現在の県外からの進出企業は六七企業に達している。

中小鉱の閉山の続いた伊万里地区では、三十八年労働集約型の合板工業、窯業関係が次々と進出し、また、四十四年の杵

島炭鉱閉山の際には、県の買収した杵島炭鉱跡地に住友系の電気関係企業が時間をおかずに進出し、炭鉱離職者の雇用の安定に役立った。

産炭地に導入された企



産炭地の誘致企業 (大町町)



業は、中小企業が大半で、業種別にみると、初期には繊維・衣服・木材・木製品等の、軽工業型・女子雇用型が多く、豊富な労働力と安価な工業用地を求めて進出したものの、三十九、四十年の不況により倒産したり、経営不振に陥る企業もでた。

こうしたことから、地元経済に対する波及効果が大き、男子雇用型の中核的鉄工業を中心とする拠点開発方式が真剣に検討されたが、四十七年三月伊万里市の七ツ島工業団地に名村造船所伊万里工場の建設が決定したことは、直接には炭鉱離職者の雇用にはつながらないものの、産炭地域への中核的鉄工業の誘致として県民の歓迎をうけた。

**金融対策** 工業導入を促進するため、県は三十八年八月産炭地域振興資金貸付制度を設け、産炭地域に事業所を有する企業の設備資金および増加運転資金を貸し出し、また負担軽減をはかるため利子補給を行った。

産炭地域振興事業団においても、三十七年から長期低利の設備資金を貸し付け、四十一年度には長期運転資金貸付制度を創設した。

そのほか、炭鉱閉山により売上げ減・売掛金増・売掛金の回収不能に陥り、経営が危機にさらされた炭鉱関連中小商工業者に対し、三十七年十一月閣議決定「石炭対策要綱」に基づいて、「不況産炭地域中小企業者に対する特別融資措置」がなされて、国民金融公庫・中小企業金融公庫に特別融資枠が設けられ、低利(年六・五%)で資金が融資された。

さらに三十八年八月「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律」が制定されて、業種転換・移転営業・経営安定について信用保証の特別措置が講じられた。三十九年三月には県内の産炭地の中小企業者の経営安定資金の融資拡大をは

かるため、県信用保証協会が行う信用保証の損失補償(限度額八〇〇万円)を県が負担することとした。さらに、四十四年四月県産炭地域中小企業経営安定資金融資促進制度を設けて、県資金の預託による融資枠の拡大、利子補給を行った市町村に対して利子補給金の交付、県信用保証協会が行った産炭地域関係保証による損失補償を県が負担するなど融資の促進をはかった。

**産業構造の変化** こうした産炭地域振興策の実施により、道路・鉄道の確保・税制上の優遇策・積極的な企業誘致により急速に工業化がすすみ、

従来の鉱業に代り工業が主要産業となりつつある。産炭地の工業出荷額は、第二次実施計画の目標年次である四十七年には目標額一、九六〇億円を大きく上回る二、六三八億円に達した。市

町村毎には北波多村・大町町・伊万里市・多久市の伸びが著しい。就業人口については、人口の流出により三十五年の九万九、九六九人が五十年には八万三、六六五人に減少した、うち第二次産業では三十五年鉱業二万三、四一八人・製造業四、九三五人が、五十年には鉱業三四六八人・製造業一万六、二九七人と完全に逆転するなど、工業の導入

産炭地域工業の事業所・従業者数及び工業出荷額の推移

年度	事業所数		従業者数		工業出荷額		
	対全県比	%	対全県比	%	百万円	対全県比	伸率
35	614	18.6	3,816	11.0	3,176	8.6	100
40	563	18.0	6,530	14.0	8,030	9.5	253
45	614	18.2	14,199	21.8	34,803	16.2	1,096
50	694	19.7	16,245	23.3	88,434	17.2	2,784

注：伸率は35年を100とする。



が産炭地域の雇用の安定に果たした役割は大である。

産炭地域における人口の県外流出は、三十七年から四十年にかけて毎年一万人以上が、四十三年から四十四年にかけては二万人も減少したが、その後は閉山が一段落したこと、産炭地域振興策の充実により、人口の流出も落ちつき、五十年十月現在一六万二、五一七人（三十五年の六四・六％）である。

工業の導入を中心に、産炭地域経済の安定・雇用機会の造出等産炭地域振興の効果があがっているものの、市町村財政力指数は県全体の水準を下回り、生活保護率も依然県平均の約二倍である。また、老朽化した炭住、放置された炭鉱アパート群・鉱害・ボタ山・水資源等の問題が残されている。

## 七 地場産業

### (一) 陶磁器産業

概況 本県の陶磁器産業は、有田町を中心として、西松浦郡・伊万里市・藤津郡・杵島郡・武雄市・唐津市・三養基郡に広く分布している。有田町や伊万里市を中心として周辺地域で生産される磁器と、唐津市を中心として生産される陶器とに分類される。製品は、和洋食器をはじめ、美術工芸品、タイル、<sup>がし</sup>磚子等多品目におよんでいる。

本県の陶磁器産業は、中京（愛知・岐阜・三重）、京都、肥前（佐賀・長崎）として、わが国における三大産地を形成している。本県産業に占める地位は、五十年現在出荷額二七五億円・事業所数五四一・従業者

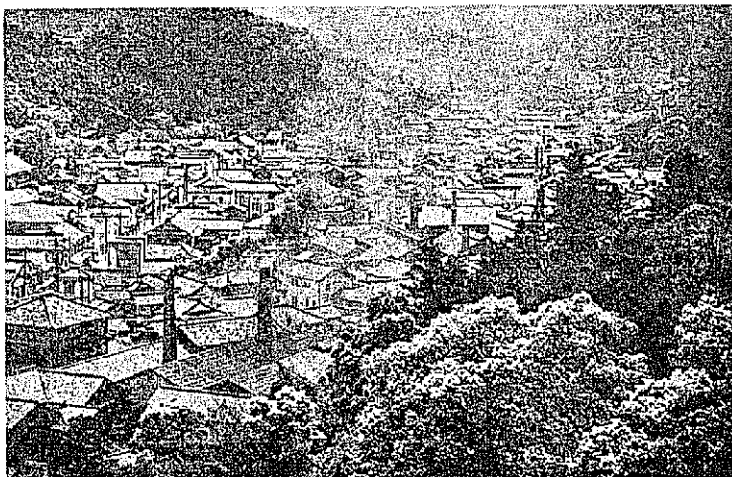
数九、〇二九人で、重要かつ特色ある地場産業である。

戦後復興 本県陶磁器産業は、戦災で大きな被害を受けた愛知県等に比較して、戦災もなく、いち早く立ち直った。

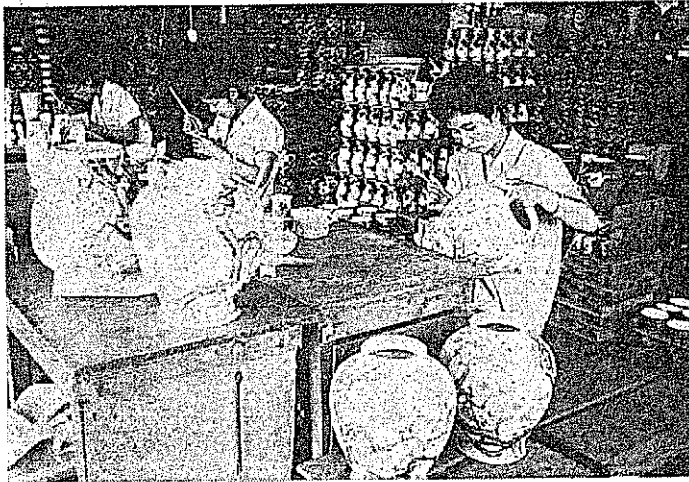
二十二年八月には民間貿易の再開により、見返り輸出品として有田焼が脚光を浴び、輸出産業として有田焼の本格的生産復興が開始されることとなった。このため、原料対策や、デザインの改

良、<sup>ゆう</sup>釉薬の増産（県は釉薬工場に戦後初めて中小企業共同施設補助金を交付）がはかられ、さらに二十二年四月には県窯業試験場に陶芸公共職業指導所を併設して、陶工の養成を行った。また、戦時中、中断していた陶磁器品評会や名物の有田陶器市も、二十三年五月から復活した。

陶磁器工場数は物資の異常な需要を反映して昭和十七年当時の二四一から、二十三年十二月には三〇七と急増した。しかし、生産の状況は原材料・燃料の不足に加えて、二十三年夏の大水害により有田町始って以来という被害を被り、生産復興を立ち遅らせた。



やきものの町—有田 昭和34、35年頃



美術磁器の製造—伝統の手書き 昭和39年頃

その後も、二十三年末のデフレ政策により、陶磁器産業においても極端な金詰まりに陥ると共に、企業の合理化を迫られた。

デフレ下の有田陶磁器業界の状況を、県経済実相報告書にみると、売掛金未回収・販路の閉塞による金融難のため、二十四年十二月現在、廃業工場二二、休業工場二七、休業に近い工場一五〇余を現出している有様で、有田地区の約八割の工場が満足に操業していないとされている。また、従業員数別の工場数をみると、四人以下一三九、五人以上一〇人未満五五、一〇人以上五〇人未満八、一〇〇人以上三で、大半の工場が家内工業的製造の域を脱しない状況であった。

県は企業合理化の推進のため、陶磁器生産の経営的に先進地である名古屋方面の技術導入に力を入れ、その一環として二十四年六月名古屋から専門家を招き、意匠・図案・上絵を中心とした現地巡回指導を行い、また、二十四年度から陶磁器業者の先進地現地研修制度を設けた。二十六年一月には県内始めての中小企業産地診断を有田焼を対象に実施している。

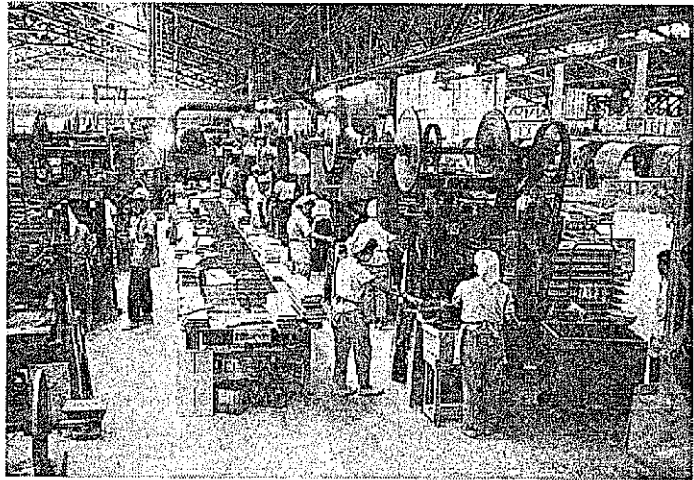
金融対策としては、二十七年六月県独自の設備近代化資金貸付制度を創設して、中小企業の近代化を促進したが、陶磁器関係では二十七、八年度に二件・四〇〇万円が貸し付けられた。

二十七、八年頃から主燃料である石炭の高炭価や適質炭の供給不安から、名古屋地方に重油窯が一部普及し始めていた。県は、二十八年度に有田工業用陶磁器協同組合の重油窯の築炉（工費六〇万円）について、テストケースとして二〇万円を補助した。二十九年一月には県窯業試験場においても重油窯の焼成試験を行い、工業用陶磁器のみならず、食器類についても重油窯による焼成が可能であることを実証した。

生産の状況は、二十三年末の「経済安定九原則」の発表以降二十五年前半まで売れ行き不振・金詰り・徴収税攻勢により、休業業が続出したが、朝鮮動乱の特需ブームにより息を吹きかえし、二十六年の生産高は生産動向調査によれば一万三、六四六トに達した。しかし、その後は動乱景気の下降や二十八年のデフレ政策の実施により生産は低迷し、二十七年から二十九年にかけて一万一、〇〇〇〜一万二、〇〇〇トン台となった。

技術革新 三十年代は、技術革新、経済の高度成長により、本県の陶磁器産業においても、設備の近代化・規模の拡大を遂げた時期であった。特に三十五年頃から設備の近代化がすすみ、大きく発展した。

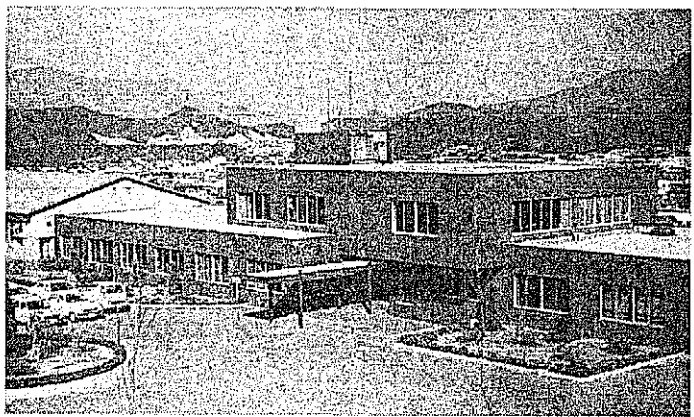
焼成窯の石炭窯から重油窯への転換は、焼物業界の革命とされている。窯業試験場が二十九年から三十四年にかけて行った重油焼成試験は、燃料の節減、焼成時間の短縮等大きな成果が得られ、これに基づき重油転換の指導と築窯設計指導を行った。有田地区において重油窯の普及は三十三年五窯であったが、三十五年以降は急速に着及し、四十年には一〇二窯（全体の九一％）に達した。



磁器タイルの製造 昭和38年9月

重油窯の普及により、燃料の節減や焼成時間の短縮は勿論、経験と勘に基づく焼成は、科学的知識に基づく熱管理となり、生産の合理化はもとより従業員の衛生対策や工場の空間の有効利用にも貢献した。製土・成形・乾燥等の工程にも真空土練機・成型機・ベルトコンベヤー等最新鋭機が次々と導入された。そして、このような設備資金は中小企業設備近

また、相次ぐ燃料革命の中で、陶磁器産業においても重油焼成からガス焼成に転換の兆が見られたため、三十九年に一・五㎡のガス窯を築炉してガスによる焼成試験、指導を行った。そのほか、三十一年七月には有田町立有田陶磁器技術員養成所（入所期間一年・定員三〇人）が旧県立有田工業高等学校々舎を利用して設置され、陶工養成が行われることとなったが、講師を派遣して側面的援助を行った。



県窯業試験場（昭和43年3月移転新築）

代化資金や政府系金融機関の借りに依存することが大であった。中小企業設備近代化資金の陶磁器産業に対する投資状況は、三十五年度は八件・四四〇万円であったが、件数金額とも逐年増加し、四十六年度は三八件・六、七八六万円に達した。

窯業試験場による試験研究・技術指導は前述の重油焼成試験のほか、三十二年度は企業合理化促進法に基づく応用研究補助金の交付を受けて泉山陶石の湿式サイクロン法による脱鉄試験、三十三年六月、三十五年六月と二回にわたり有田町石場組合に協力して泉山陶石鋳床の試験調査、そのほかデザイン・成型・陶土等の試験研究と技術指導を行った。

生産の推移は、三十二年には重量で二万二、四四三<sup>七</sup>、金額で一三億二、二〇〇百万円であり、金額の品目別構成は、台所用品および食卓用品四一・三％、工業用品二六・五％、電気用品一八・一％の順であった。三十九年には重量で約二倍の四万二、三八八<sup>七</sup>、金額では約三倍の三億七、四〇〇万円と急伸した。なかでもタイル類は建築ブームを反映して、三十二年の七、二〇〇万円から三十九年には約一三・六倍の九億八、四〇〇万円に、生産が急増した。

窯業の発展 四十年代に入ると、陶磁器産業は経済の高度成長のなかでさらに発展、特に有田焼は高級和食器・タイルを中心に生産が増大し

ていった。このため設備投資も旺盛で、燃料も四十年頃から重油窯からガス窯へと本格的転換が始まり、これは操作が容易であることや公害発生のおそれのないクリーンエネルギーとして時宜を得たものであった。

窯業用地の造成も活発となった。伊万里市の大川内焼は鍋島藩御用窯の秘密漏洩防止のため、青螺山奥深くに位置し、輸送上も大きな制約を受けていた。県は、三十八年六月大川内窯業の産地診断を実施し、経営の合理化・近代化について助言した。伊万里市では同市大川内町平尾に窯業団地（一三万二、〇〇〇㎡）の造成に着手、団地には大川内焼や有田物産等一三社の進出をみた。有田町では四十五年四月から同町赤坂に窯業団地（二四万五、二〇〇㎡）の造成に着手した。そのほか、有田町から近接の山内町・西有田町に工場進出の傾向が目立った。

公害についても、窯業試験場を中心に大気汚染防止のため、重油窯からガス窯への転換技術指導、四十二年からは窯業廃水の実態調査と廃水処理施設の整備の指導を行った。陶磁器の鉛毒対策についても、三十九年七月絵付業者の参集を求め、研究講習会を開催し、融剤・焼成温度・配合対策などを講じるとともに無鉛顔料等研究を始めた。

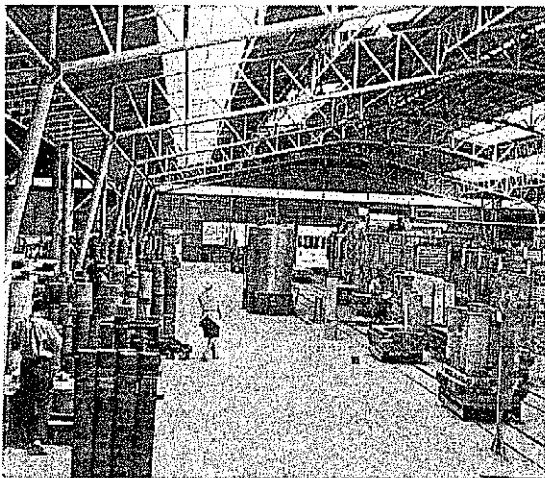
陶磁器の主原料である陶石は、その九割を天草石に依存しているが、天草石は塩田川流域の陶土工場で陶土にされ、有田町を中心とする窯元に渡されており、零細企業によるため機械化が遅れコストが高いこと、また鉱床も無尽蔵ではなく、採掘条件の悪化と労働力不足により陶石の価格が年々上昇していた。釉薬の主原料となる白川山土も埋蔵量に限界があり、原料の安定確保が問題化していた。

このため、県内の貴重な陶磁器原料である泉山や白川山土、そのほかの陶石資源に大きな関心を払い、機会ある毎に資源調査を行った。四十三

年三月には県および陶磁器業界が参集し、第一回窯業原料対策協議会をひらき、陶土の使用状況や原料確保対策について協議した。そして原料確保として、天草・泉山陶石の鉱床調査、新規鉱床の開発、劣種原料の有効利用、陶土製造業の合理化等をきめた。四十三年十二月から翌年三月にかけて有田地区資源開発調査を行い、泉山・白川山土の鉱床の精密調査を実施した。四十八年度には韓国の陶石資源の調査を実施した。

また、陶土業界も協業化による近代化が進められた。四十二年二月には、陶業のトップメーカーである日本陶器の伊万里市東山代町進出の報は、本県陶磁器業界に大きな危機感をもたらし、窯業者を中心に進出反対運動が展開された。これを契機に設備の近代化や企業構造の改善が急がれることとなった。

四十二年七月、文山製陶所ら一〇社により、共同事業によって設備の近代化・規模拡大を行うため有田焼工業組合が設立された。県は同組合に対して、中小企業高度化資金九、七八四万円（必要資金の八割）の融資とともに、経営・技術指導を行った。同組合は四十二年四月山内町に工場を建設、最新鋭の設備を備え付け、運営方式は伝統的な窯元の独自性・個性



有田焼工業組合の工場内部（昭和43年設立）

を保持するため、経営は個別とし、建物・機械・福利厚生施設の共同利用方式とした。同組合は四十四年一億九、八六〇万円の販売実績であったが、四十七年には四億三、一八〇万円に達するなど發展し、個性が尊重される焼物業界に協業化の道を拓く大きな成果を収めた。そのほか、他の窯元においても設備近代化が刺激され、県は金融対策として中小企業設備近代化資金枠の拡大を行った。

有田焼は長い間に培われてきた伝統産業であるため、陶石の採掘から流通に至るまで複雑な生産・流通過程を形成している。この過程の解明については、過去において部分的に行われたことはあったが、総合的な調査は実施されたことはなかった。県は地元佐賀大学・関係機関・業界の協力により、四十一年度陶土業、四十三年度有田陶磁器製造業、四十四年度有田焼の流通・金融、四十五年度有田地区陶磁器絵付業と大規模な産地診断を実施した。これにより、有田焼の複雑な生産・流通過程が明らかとなった。

生産状況は、県統計書によれば、四十年は四五億一、八〇〇万円であったが、その後は内外の需要増に支えられて急速に伸び、四十五年には一〇二億七、四〇〇万円と一〇〇億円を越え、四十九年には、二〇〇億円を突破し、五十年は二〇九億五、七〇〇万円と飛躍的に伸びてきた。品目別には、所得の向上・生活の高度化を反映して、台所食卓用品、玩具置物、タイルの伸びが著しく、三十二年には生産額では一位台所食卓用品、二位工業用品、三位電気用品、四位タイルの順であったが、五十年には一位台所食卓用品、二位タイル、三位玩具置物、四位工業用品となり、反面、工業用品、電気用品関係陶磁器の比重が低下している。

全国陶磁器生産に占める本県陶磁器産業の地位は三十年代は三%台で

あったが、本県陶磁器産業の發展により次第に伸長し、五十年現在五・四%になっている。県内製造業に占める地位も二十五年には窯業土石業は四億七、三〇〇万円で第五位にあったが、五十年現在食料品製造業に次いで第二位の地位にあり、県内産業の中で重要かつ特色ある存在である。

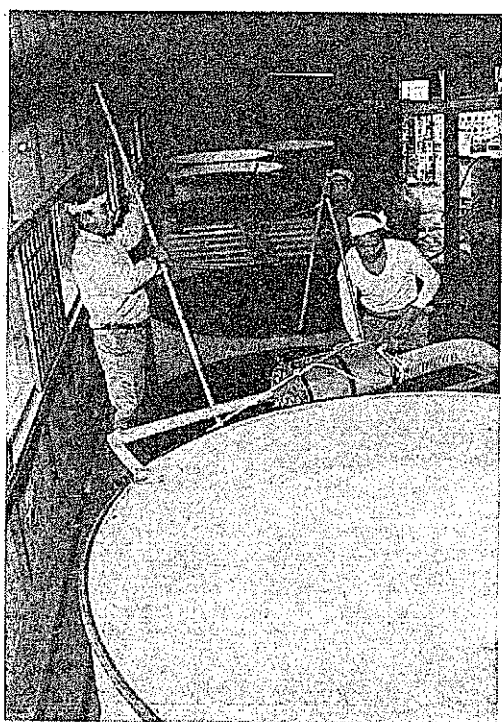
なお、高度成長から安定経済成長への転換を背景として伝統産業が見直されるようになり、伝統産業の振興をはかるため、四十九年五月伝統的工芸品産業の振興に関する法律が制定された。このため、有田地区と伊万里地区は一体化して「伊万里・有田焼」として同法に基づく伝統工芸品の指定（五十二年十月）を受けることとなっている。

県陶磁器品目別生産の推移

単位：重量…100トン  
金額…百万円

年	総計		電気用品		工業用品		台所食卓用品		玩具置物		衛生用品		タイル		その他	
	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額
昭和25	113	274	19	57	39	57	35	134	—	—	0.8	1.2	13	21	6	3
30	147	...	25	...	50	...	36	...	4	...	0.3	—	—	...	31	...
35	257	1,901	42	288	76	316	64	860	3	82	0.2	0.7	55	277	17	76
40	450	4,518	34	293	105	675	114	1,967	5	318	0.6	1.2	164	1,089	27	176
45	949	10,274	32	632	210	911	335	5,006	29	940	8	99	298	2,273	37	410
50	878	20,957	35	1,013	x	x	295	11,661	55	3,131	x	x	334	3,268	159	1,884

注：…不明 xは、統計の秘密から公表できないもの



佐賀の酒仕込み

(二) その他の産業

清酒 清酒は、原料米の統制によって生産を抑制されていたため、戦後、再建を始めるのが容易ではなかった。

戦前一〇〇以上の酒造場があつて、一〇万石の酒造高を誇っていたが、二十年度の酒造高は、二万四九八石（しょうちゅうを含む）と激減し、酒造業者は五二軒で多くの酒造場は閉鎖していた。

二十二年三月に公布された閉鎖機関令（勅令）に基づいて、全酒類の既存の生産団体は、二十三年一月をもって閉鎖機関に指定され、本県でも県酒造組合連合会を始め、県下七組合は全部閉鎖されたが、これは、再建を試みていた本県酒造界にとつても大きな衝撃であつた。

このため、本県酒造界は、二十三年六月に県酒造協会を設立、また同年十一月には県酒類工業協同組合（その後中小企業等協同組合法に基づ

く事業協同組合に組織変更し、名称を県酒造協同組合と変更し、現在に至っている）を設立して対応してきた。

その後、二十八年三月に酒税の保全および酒類業組合等に関する法律が制定され、酒造業の再建もようやく軌道にのることになり、本県においては、県酒造組合が二十九年十月に設立、新発足し、酒造場を復活する者も増加して、盛運に向かうことになった。

この間、二十八年二月には、「おいしい佐賀の酒」を作ろうと県酒造協同組合では、大和町尼寺に、共同施設補助金を導入して酒造研究所を設置した。この研究所の成果は、佐賀の酒全体のレベル向上のために大きく寄与してきた。

また、三十二年十月には県内の酒造業者全員が出資して、兵庫県の酒の本場灘に酒造会社を設立した。これは、佐賀の酒を全国に名の通った「灘の生一本」に切りかえることにより、全国に名をあげ、売上を拡大した。

三十年度には、酒造場も八九場と増加し、酒造高は五万五、四六〇石に達した。その後は、三十五年度一万二、七二〇石（七万四六二石）、四十年度一万八、一八二石（一〇万七九一石）と飛躍的に伸びてきた。

しかし、この頃から高度経済成長を背景に、消費者の嗜好は高級化し、上級酒の需要が増え、また生活の洋風化とともに、ビールや洋酒の飲酒傾向が高まり、弱い銘柄を持つ企業は大きな打撃を受けるようになった。

こうした中で、経済事情の変化に対応して中小企業の成長発展をはかるため、三十八年に中小企業近代化促進法が施行されたことに伴い、県でも国の指導に合わせて酒造業界の近代化促進を呼びかけた。当初はなか

なか盛り上がらなかったが、四十四年の法律改正によって始まった構造改善事業の推進により、企業等集約化が行われて、近代化が促進されていった。

酒造高は、毎年一万八、〇〇〇ℓ（約一〇万石）で推移（五十年一萬八、五二五ℓ）してきているが、酒造場は、五十一年一月現在、五四場である。

**小城羊羹** 小城羊羹が戦後本格的に復活製造を始めたのは、二十六年に砂糖の統制が廃止されてからであった。小城羊羹の製造業者は、戦前は一〇軒余であったが、戦後、引揚者などで羊羹の製造を始めた者が多く、急激に増加した。

また、品質の向上と販路の拡大をはかるため、二十七年二月に小城羊羹協同組合を設立し、団体登録証券票制度をとった。組合設立当時は二七軒であったが、その後も引続き増加し、三十年頃には四〇軒を越えた。

三十年代から四十年にかけて、「かつぎ屋」と呼ばれる多くの人（大半は婦人）が、小城羊羹を大風呂敷につつんで背に荷ない、小城駅から東は小倉・福岡・熊本、西は長崎・佐世保へと運んで販売した。小城羊羹は、このかつぎ屋による販路開拓が、今日の小城羊羹の土台を築いたことを忘れることができない。その後はトラック輸送などで販売路も関東・関西に伸び、市場も拡大していった。

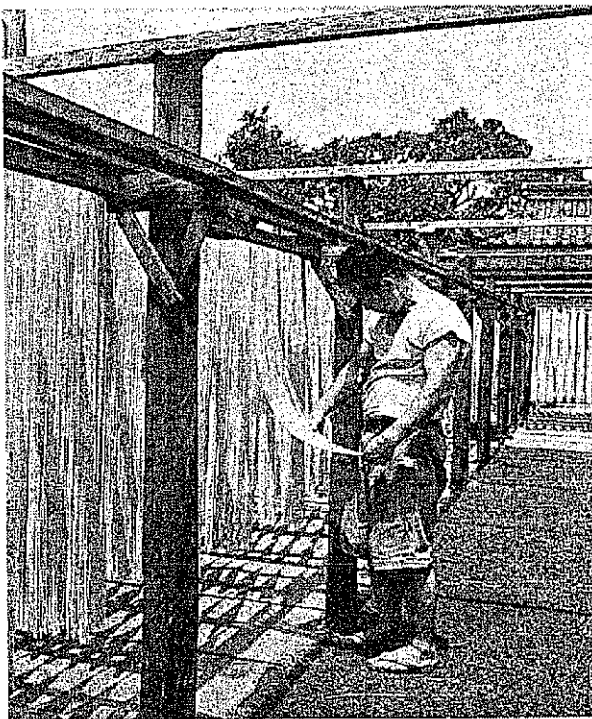
しかし、四十年も中頃になると、洋菓子類の進出や、消費者の嗜好の変化などにより、次第に伸び悩みの状態になってきた。県は、四十八年三月に小城羊羹製造業産地診断を実施して、売上げを伸ばすための宣伝の強化、市場の開拓・製品の高級化・生産性の向上等、業界の発展のために助言した。

五十年現在、組合員は四一軒で、年間総売上高は約一五億円にのぼっている。

**神埼そうめん** 神埼そうめんは、神埼町を主産地とするほか、千代田町や東脊振村などでも製造されている。

戦時中の原料統制により、ほとんどの製造業者が転業していて、終戦当時、生産は途絶えていた。二十五年頃から農家の委託加工によって復活し、その後次第に自家製品の一貫生産に進み、戦後の発展をみた。

県は、三十年に神埼地区を対象（一二企業）に産地診断を実施し、助言をした。生産高は、二十九年の四、四〇〇万円から、三十年は六、八〇〇万円に伸びた。そのほか、二十七、八年頃は琉球（現沖縄県）に販路開拓を行った。



特産「神埼ソーメン」の乾燥 昭和46年8月



三十九年には神埼町そうめん協同組合は、中小企業近代化資金を導入して、製めん機などの共同施設を設置し、組合で製造販売を行い、販路の拡大をはかった。しかし、販路開拓がうまく進まなかったため、数年後には閉鎖するに至り、組合活動は次第に低下していった。

四十四年に、県は再び産地診断（九企業）を実施し、今後の対策として設備の近代化、製品の高級化、市場の開拓、業界の協力体制の強化を助言した。

四十三年の生産高は一億三、四〇〇万円、その後、量産工場の建設もあり、五十年は年産一四億円に達した。

即席ラーメンの進出やパン食の普及など食生活の多様化が進んできたなかに、そうめんは根強い需要をもっているが、長い伝統をもつ産地として、今後さらに発展が望まれる。

## 八 観光および自然公園

### (一) 沿革

本県の観光資源には、玄界灘に面した浜玉町から伊万里に至る雄大でしかも変化に富んだ海岸を有する玄海国定公園をはじめ、草スキーとつじの基山、深山溪谷の脊振山、人造湖の北山ダム、山峡美の川上峡、海の公園として美観を誇る伊万里湾、肥前耶馬溪と称され伝説で名高い黒髪山、山岳美の多良岳・天山、八幡岳等のすぐれた景勝地、温泉では湯量と近代的設備を誇る嬉野・武雄・山峡の閑静な保養地古湯の三温泉、そのほか日本三大稲荷の祐徳神社、三百余年間燻煙の絶えない白磁

の町有田等がある。

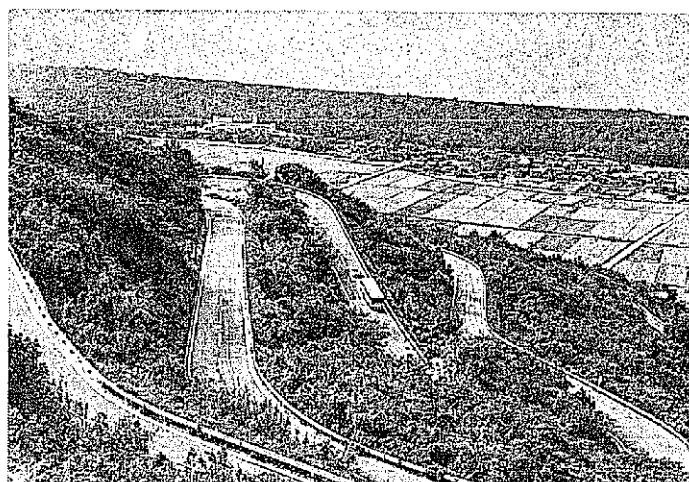
観光事業の沿革は、「観光」という語が昭和五年四月鉄道省外局に開闢観光局が設置されて以来本格的に使用されたように、大正時代まではもっぱら神社仏閣・温泉・遊郭・史跡・名勝を利用して、参拝客・湯治客・遊客の招致といった程度であった。本県においても嬉野・武雄の温泉、武雄の遊郭、霊山黒髪山・祐徳神社を結び付けたものが代表的コースであった。鉄道の発達により、積極的に外来客を招致する動きが勃り、明治三十七年二月祐徳神社門前から塩田町經由武雄に至る祐徳馬車鉄道開通、大正四年十二月には肥前電気鉄道により嬉野―塩田間が開通した。大正五年五月に開通した川上軌道による佐賀―川上線では、終点の川上村淀姫神社付近に娯楽場が設けられていた。

近代産業と 第一次世  
 としての観光 界大戦  
 後、観光は爆発的に興隆し、大衆が社会の前面に出て、観光に参加する階層が広がった。また、観光客の消費が国民経済にとって大きな収入となることが認識された。近代産業の一つとして認識さ



昭和26年頃の嬉野温泉





玄海国定公園—鏡山からの眺望

れるようになった観光事業は、特に外人客招致に重点を置く「みえざる輸出」として推進された。

日本においても大正八年第四十一帝国議会において「外客誘致および待遇に関する決議案」が採択され、観光政策は充実にいった。

本県においても、県・唐津市・佐賀市に観光協会が組織され、内外客の誘致・施設整備・コースの設定を行った。特に広

大な白砂青松の虹の松原を擁する唐津・東松浦地方では観光開発の熱意が大で、昭和四年、これら玄海を見下す大パノラマ台鏡山を、鏡山公園とし、また、嘉瀬川の溪流で佐賀の嵐山として親しまれている川上地区を川上公園と定めた。これは本県初の自然公園誕生である。七年唐津市西ノ浜に鉄道省管海の家（収容人員、一、〇〇〇人）、昭和九年には鏡山登山道四・二kmが唐津市・浜崎町・鏡村の三市町村により三年がかりで完成している。工費五万九、〇〇〇円、しかも難工事で久留米工兵隊の応援を得て完成した。開通後は有料道路として管理され、通行料金は当時乗用車五〇銭・バス七〇銭であった。外人客の招致においても、国

際観光局の資金のあつ旋で昭和十一年市営シーサイドホテルが工費一〇万円で完成し、本県はじめての国際観光ホテルであった。外人客も上海方面を中心に、昭和十年には七一六人に達し、唐津・東松浦地方は当時国際的避暑地であった。昭和十二年には唐津ゴルフ場が生まれている。古くから霊山として知られ、多くの伝説を伝える黒髪山は同年七月黒髪山公園と定め県の第三番目の自然公園誕生となった。県全体の観光客数は昭和八年頃約三万九、九〇〇人程度と推定されている。

しかし、時局の緊迫化のため、外国人客の入国についても監視の目が厳しくなり、唐津市の外人観光客も十六年八月以降途絶し、内国観光も戦争遂行至上命令のため次第に先細りとなっていった。また、最大の収容施設を誇る武雄・嬉野の旅館街は佐世保海軍病院や嬉野海軍病院の傷病兵の臨時収容所となった。

## (二) 観光事業の再開

観光事業は総合産業として関連事業の発展に寄与すると共に、県民所得を高め、地域社会の福祉の増進に貢献することが大である。本県の観光資源は、観光先進県に比較して恵まれているほうではなく、そのうえ長崎・別府・阿蘇など有名な観光地を背景にした位置にあつて、不利な条件下に置かれている。したがって観光事業の推進にあつては、観光施設の充実・道路網の整備・輸送力の強化・観光資源の保護開発・観光の宣伝等一層の努力が払われなければならない。

本県の観光行政は、戦後も経済部商工課の一係によって行われていたが、三十四年九月商工課を商工観光課と改めて機構の充実をはかり、三十六年十二月には、工鉱業部門を分離して、商業・観光を専ら行う商務

観光課、三十七年八月中小企業対策を分離して観光通商課、四十四年一月には観光のみを扱う観光課とした。そのほか、県観光連盟を強化、県外事務所を増設、市町村においても観光課・観光協会を設置するところが増えるなど充実していった。

県観光協会の再建 二十二年八月民間貿易が再開されて三週間を限ってバイヤーの入国が許可され、戦後初めて外人客の入国を迎えた。同年十二月には観光客の一時上陸が許され、京浜・関西地区を中心に見受けられるようになり、観光入国の制限も順次撤廃されていった。

これに刺激されて、本県においても国際観光再建の計画が議題にのぼるようになった。戦時中休業状態にあった県観光協会の再建が急がれ、二十二年九月には県観光協会の役員を改選し、宿泊・交通施設の整備・宣伝活動等の事業計画を決定している。県においても二十三年度からの道路改修計画の中に産業観光道路の整備を重点的にとりあげた。二十三年九月には県営デパートの一角に県観光宣伝室を設けて、観光写真や絵画を展示し、観光に関する相談仲介に応ずることとし、経営を県観光協会と日本交通公社に委託した。

しかし、この時期の観光事業は県民自体が衣食住に困窮している状況にあり、食糧統制は勿論、宿泊施設の不足・交通の荒廃状態・電力制限・通信網の不備等で振わなかった。外人客の招致も、唐津市のシーサイドホテルが占領軍の保養施設として接収を受けた関係から、唐津市東ノ浜を中心に米軍の軍人家族でにぎわった程度であった。観光事業の推進も、唐津・伊万里・武雄等の各観光協会に負うことが大で、唐津市東唐津駅前には物産陳列場が開所、松浦瀧が九州八景に指定され、そのほか、二十三年春には玄海国立公園期成会が組織され、指定運動を展開し

ている。

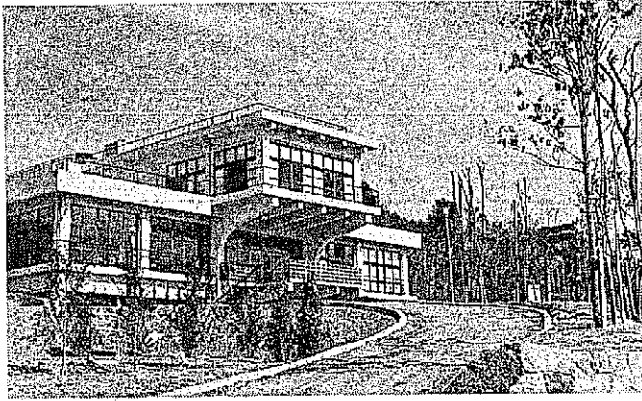
観光施設の整備 二十五年の朝鮮動乱の特需ブームによる著しい産業復興により、国民所得が向上し、レジャーブームを呼び、これを機に観光事業が大きくとりあげられることとなった。本県においても観光事業への関心を新たにし、積極的に観光資源の開発・整備・保存とともに宿泊・交通施設等基盤整備を実施することとした。二十七年七月には、知事の諮問機関として県観光事業審議会を設けると同時に、自然景観を観光資源として活用するため県立公園条例を制定した。

県立公園は、戦前の川上・鏡山・黒髪の三つの県立公園に加えて、基山・多良岳・脊振山の三公園が指定された。県は市町村・県観光協会・市町村観光協会と提携し、観光資源の開発・観光地の宣伝紹介・観光客の招致・観光協会未組織地区の組織化を行なった。

二十六年十月には日峰さん（佐嘉神社の秋季大祭）の協賛行事として、佐賀高等学校東校舎で郷土民芸復興浮立大会が開催され、朝日村（武雄市）の荒蹄切を始め一四団体が出演した。戦後の荒廃



第1回郷土民芸大会（昭和26年10月 佐賀新聞）



県営国民宿舎「湖畔荘」(昭和17年4月完成)

の中からようやく立ち直った県民の心の中に、久々に浮立囃子が力強く打ち響き、いまさら知る郷土浮立の美に数万人の観衆はただ陶然の有様であった。この大会は、その後郷土民芸大会として今日まで二三回を重ね、浮立を始め郷土芸能を一堂に観賞できる恒例行事となった。

### (三) 玄海国定公園の指定

三十年代に入ると、経済の高度成長・所得の向上・交通網の整備・自動車の普及により、観光事業は大きく発展していった。三十年伊万里湾の多島海景観光を伊万里湾県立自然公園に指定し、さらに三十一年六月一日には、永年の念願であった玄海沿岸が玄海国定公園に指定された。

昭和初期に唐津市の有識者により「国立海岸公園構想」が提唱されて以来、県・唐津市を中心に国立公園指定の運動が展開され、戦後は、二十三年以来福岡・長崎両県と共に玄海国立公園期成会を結成し、指定運動を強力に展開してきたところであるが、この国定公園指定により、本県観光資源の中核として大きく寄与することとなった。三十二年三月には待望久しかった北山ダムが農業治水ダムとして完成した。北山ダムは西日

本随一の人造湖で自然に恵まれ、しかも都市に至近の距離にあることから、三十三年七月北山ダム県立自然公園に指定し、道路・駐車場・休憩場・遊歩道など公園施設を整備した。三十七年四月一日には県営国民宿舎「湖畔荘」を設けた。三十八年五月には、北山ダム水没住民の犠牲をしのび、地元町村の観光発展を祈念して「湖水びらき」が催され、その後「湖水まつり」として、夏の定例行事となっている。

県観光連盟の設立 以上のように県内の観光資源は逐年充実していったが、活動組織の強化・観光施設の整備・交通網の整備の遅れが観光事業の隘路として大きく浮びあがってきた。三十二年春には祐徳神社の遷座祭を契機に、鹿島市において「佐賀産業観光大博覧会」が県・鹿島市の共催により開催されることとなった。一〇〇万人と推定される参拝客・入場者を前に活動組織の強化を急ぎ、三十一年十月県観光協会を改組して、県・観光関係市町村・市町村観光協会・交通会社・旅館組合・観光関係企業の大同団結により、県観光連盟が設立された。そして県観光連盟は宣伝活動やサービス向上の中核となり、観光事業は充実していった。

三十二年三月十五日から五月五日まで開催された佐賀産業観光大博覧会では、県は県観光連盟と提携して観光館を設け、県内観光資源の案内と展示を行った。県外の観光宣伝も県外事務所の増設や県物産観光センター(東京都内)を新設し、また毎年宣伝隊を県外に派遣した。そのほか、三十六年から県主催による「県物産と観光展」を毎年県外で開催した。

観光施設の充実 立ち遅れていた交通網の整備は、三十五年四月県道佐賀〜福岡線の三瀬峠開通、同年十月国道二〇八号線(佐賀〜熊本)舗

装完了。三十七年三月国道三四号線および三五号線全面舗装改良工事完了等主要路線の改良・舗装工事が次々と完成していった。特に三瀬峠の開通は佐賀北部と福岡県とを結ぶ産業道路のみならず、福岡市等大都市の市民を自然景観に恵まれた脊振山・北方ダム等に招致する観光道路ともなった。

鉄道においても、三十六年六月鳥栖と博多間電化、また長崎本線の複線化工事が進められた。国鉄の準急や急行列車等の誘致についても運動を行い、三十四年四月週末観光快速列車「さよひめ号」(筑肥線、博多と東唐津)、三十六年十月準急「ちくご」(佐賀線、熊本と佐賀と長崎)、翌三十七年八月準急「九十九島号」(筑肥線、博多と東唐津と佐世保)、三十八年七月準急「からつ」(筑肥線、門司港と東唐津)等が実現をみた。民間においては旅館の増改築や大型レジャーセンターの設置が盛んで、三十八年嬉野温泉センター、翌三十九年唐津シーサイドヘルスセンターが完成している。

温泉開発 温泉は従来から重要な観光資源であるため、従来の温泉については濫掘を防止し、保護を行ってきたが、新規の温泉開発についても力を入れ、四十一年度から温泉開発の補助制度を設けた。

その結果、大和町川上・肥前町満越・神埼町仁比山の三か所において泉源を掘り当て、温泉は国民宿舎・旅館・福祉施設等に広く利用されている。

観光ル― 道路・鉄道の整備、特に自動車の普及により、観光の形態トの設定 が従来の「点の観光」から「線の観光」に移行する傾向にあったことから、三十八年四月県内の主要観光地を線で結ぶ四つの観光ル―トを設定し、コースの整備を行い、また、三十七年には観光映画

「佐賀」を制作して観光佐賀の宣伝につとめた。

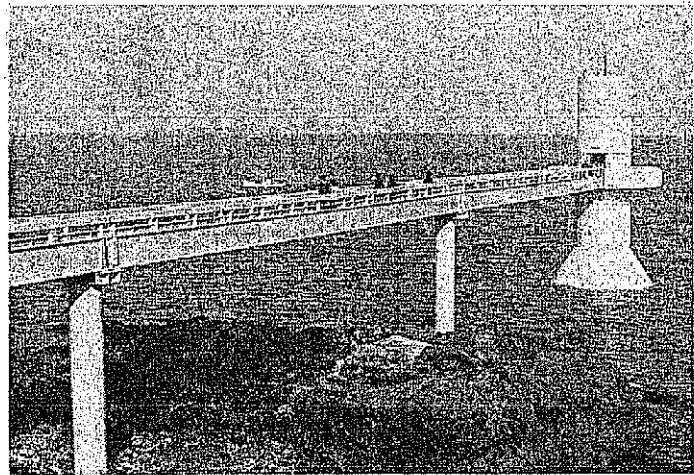
観光ル―ト  
北 回 り コース 福岡―唐津―呼子―伊万里  
中 回 り コース 福岡―三瀬―佐賀  
南 回 り コース 鳥栖―佐賀―武雄―鹿島―嬉野  
モデルコース 福岡―唐津―呼子―波戸岬―高串―満越―伊万里

#### 四 九州国際観光ル―トの指定

四十年代に入ると、自動車の急速な普及により「線の観光」の傾向が著しく、国は観光政策審議会において、四十年十二月九州国際観光ル―ト(北九州と福岡と唐津と長崎と熊本と別府と宮崎と鹿児島)を設定した。本県においても九州各県と共にル―ト設定運動を展開し、ル―トにあたる唐津と伊万里と有田と佐世保に至る観光施設・交通網の整備を行った。

観光事業も一段と充実、四十二年三月には呼子町と鎮西町を結ぶ県営有料道路名護屋大橋(名護屋湾)が開通、これにより特別史跡名護屋城跡や波戸岬方面の観光客が急増した。四十三年九月国鉄呼子線工事着手、四十四年六月七ッ釜観光道路開通、同年九月長崎本線鳥栖と肥前山口間複線化工事完成、四十五年七月呼子と杵岐間フェリー就航、同年九月国道二六三号線全面舗装完了と交通網は整備された。

三十九年には八幡岳の観光開発をはかる目的で、八幡岳山麓部の相知町と多久市と武雄市を結ぶ道路建設(三、九二〇m)を県営工事として着手し、途中四十一・四十二年自衛隊の応援出動を得て、四十五年、工費六、九九六万円で完成した。四十一年十月唐津城復元工事が工費一億



玄海海中公園の展望塔 (昭和49年12月完成)

七、〇〇〇万円です。四十三年七月、伊万里湾県立自然公園の主要部と肥前・玄海・鎮西の各町の海岸部が玄海国定公園に拡張編入された。四十五年七月には唐津市神集島地先など唐津市・呼子町・鎮西町地先五地区四・五haが玄海海中公園地区に指定され、四十七年三月県・唐津市・呼子町・鎮西町によって財団法人玄海海中公園公社が設立され、日本海沿岸初

の海中展望塔(鎮西町波戸岬)等事業費八億八、九〇〇万円をもって関連施設の整備がすすめられた。四十六年三月には北山ダム周辺が国民休養地となり、健全な野外レクリエーションの場として一新し、駐車場・園地等施設の拡充をはかった。

伝説と陶芸 観光宣伝事業は、四十年観光映画「佐賀」を読売映画にのくに佐賀委託して、三五ミリ・一六ミリ二巻および英語版一六ミリを制作した。そのほか、四十四年、四十七年、五十年と三度にわたり観光映画を制作した。四十一年十月には、本県観光キャッチフレーズを公募し、六四二点の中から「伝説と陶芸のくに 佐賀」を決定した。四

十二年には国際連合により国際観光年が指定され、本県においても記念行事としてミス観光の選彰・郷土民芸大会・県観光推奨土産品展示即売会を行った。四十四年四月には佐賀市高木瀬町で佐賀博覧会が開催されたが、観光関係では観光館を設けて、県内観光資源の案内展示を行った。

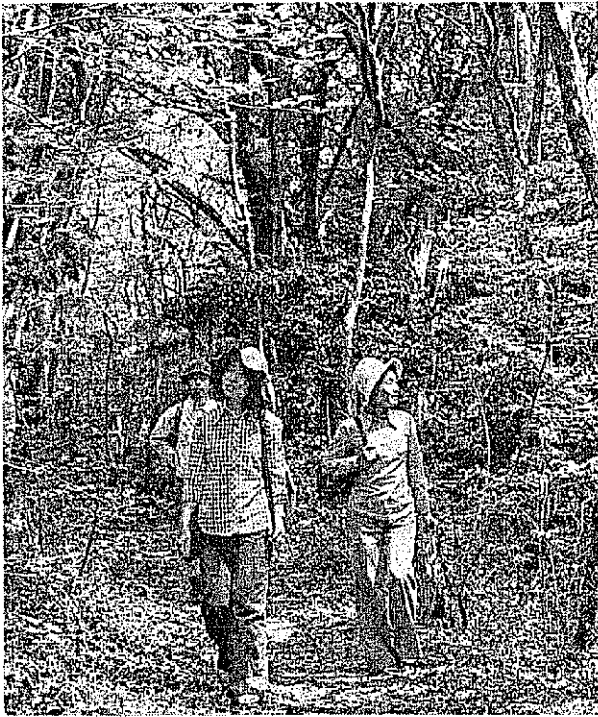
旅館の施設整備も急速にすすみ、政府登録国際観光旅館は三十八年には神泉閣のみであったが、五十年にホテル龍登園など七館が増加、また、四十三年七月には本格的ホテルとして唐津シーサイドホテルが完成した。

四十四年頃は全国的にホテル・旅館の火災が発生し、多数の犠牲者を出すなど大惨事を惹き起し、宿泊施設の防火体制の整備が急がれたので、四十五年一月県は観光ホテル・旅館防災設備拡充補助制度(経費の一〇分の三、五〇万円以内)を設けて、防火施設整備を助成した。助成状況は、四十五、六の二年度で、八二件、一、三九四万一、〇〇〇円であった。

#### (四) 九州自然歩道の整備

自然に親しみ、健全な野外活動を促進するため、九州を一周する九州自然歩道が九州各県共同事業として、五十年から五十五年完成を目的として整備されることになった。

本県においては西有田町栗ノ木峠から黒髪山・八幡岳・天山・川上金立・脊振北山の五つの県立自然公園を結んで基山町の基城跡に至る延長一七・五km・事業費二億七三〇万円が予定されている。五十年度モデルコースとして脊振山から北山ダムに至る約一八kmが完工し、すぐれた自然探勝路として好評を博している。



九州自然歩道（脊振山）

また、自然公園については指定後二十数年を経過し、経済、社会情勢の変化に伴い自然環境の保全等に対する社会的要請およびレクリエーション需要等の変化に対応して、現状に即した公園計画の再検討が行われた。

四十五年四月天山・八幡岳を県立自然公園に新規指定し、五十年年度において、川上・脊振山・基山・北山ダムの各県立自然公園の公園区域および公園計画の見直しが行われ、脊振山・基山・北山ダム県立自然公園は、九千部山、蛤岳地区を含めて脊振北山県立自然公園に、また、川上県立自然公園は、脊振山県立自然公園の日隈山地区と金立地区を加えて川上金立県立自然公園として統廃合し再編成した。その結果、県立自然公園は、多良岳・黒髪山両県立自然公園を含めて六か所となった。

『自然との調和』『自然とのふれあい』を基調とした施設整備が促進され、各公園の地域特性に対応した園地、展望台、遊歩道、駐車場等の公園施設が、国庫補助事業、県単独事業等で整備されている。自然公園の利用者は五十年年度で七三三万六、〇〇〇人となり年々増加している。

**観光宣伝の強化** 五十年三月の新幹線博多乗入れ、ならびに五十一年佐賀において開催される、第三十一回国民体育大会(若楠国体)を控え、観光佐賀を紹介する機会として観光宣伝および体制が一層促進された。すなわち中京・関西・山陽方面を中心とした数次にわたる観光宣伝隊の派遣、国体宿泊施設整備促進のため融資制度の創設、観光土産品審査会の開催、旅館従業員等の研修会の実施、観光広報資料の作成充実をはかった。なお、四十八年度から五十年度までの国体宿泊施設の融資額は八九件・一三億一、二〇〇万円であった。

**観光客の推移** 観光客の推移をみると、三十五年五度五四二万五、〇〇〇人が、五十年度には一、七三五万一、〇〇〇人



県内の観光パンフレット

(五・二倍増)と飛躍的に増加し、観光収入も三十五年度一五億八、二〇〇万円から五十年四〇二億七、九〇〇万円(二五・五倍増)と増大した。五十年の観光客数を地区別にみると、西北部地区六五二万九、〇〇〇人、南部地区四九五万五、〇〇〇人、中部地区三九五万六、〇〇〇人、東部地区一九一万一、〇〇〇人の順で玄海国定公園の西北部地区が最も多く、宿泊客については嬉野、武雄の温泉地がある南部地区が大部分を占めている。

国民所得の向上、週休二日制の普及など、今後余暇の増大が見込まれ、交通手段についても九州新幹線、九州縦貫自動車道、九州横断自動車道の建設、さらには県内交通網の充実等、基盤整備の推進と相まって、観光客も広域かつ多様化し、観光事業は益々発展するものと予測されている。

参考文献

- 一 商工組合中央金庫三十年史
- 二 商工政策史(第十二卷中小企業)
- 三 中小企業庁二十五年史
- 四 中小企業金融公庫二十年史
- 五 県中小企業振興対策審議会答申書
- 六 県工業試験場事業概要
- 七 県工業試験場事業概要
- 八 県年鑑
- 九 県経済概観
- 十 県産業と経済年鑑
- 十一 県中小企業団体名簿

- 十二 佐賀銀行史
- 十三 西日本相互銀行二十年史
- 十四 県信用保証協会「躍進十年」
- 十五 県経済実相報告書
- 十六 佐賀商工時報
- 十七 佐賀県史
- 十八 伊万里市史
- 十九 日清製粉株式会社社史
- 二十 大和紡績株式会社社史
- 二十一 県総合経済調査報告書
- 二十二 片倉工業資料
- 二十三 佐賀県石炭史
- 二十四 多久石炭の話
- 二十五 九州石炭鉱業二十年のあゆみ
- 二十六 石炭政策の概観
- 二十七 産炭地域振興事業団十年史
- 二十八 戦後九州における石炭産業の合理化と再編成
- 二十九 鉾山保安要覧
- 三十 佐賀県の地質と地下資源
- 三十一 杵島炭鉱資料
- 三十二 高取合資会社資料
- 三十三 経済成長と地場産業
- 三十四 有田焼産地診断報告書
- 三十五 有田町「合併町制施行十周年記念号有田」
- 三十六 佐賀産業観光大博覧会誌
- 三十七 唐津市事務要覧